

「東日本大震災津波の医療救護活動」に係る調整等業務について

～ 2011.3.11～7.29 ～

岩手県保健福祉部医療推進課

平成 25 年 2 月

1 はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した「東日本大震災津波」の対応において、県医療推進課では、沿岸部被災地への応急的な医療提供体制の確保を図るため、発災時から避難所等における他県の医療救護活動が撤収するまでの 7 月 29 日までの間、関係機関との連携による「いわて災害医療支援ネットワーク」の支援体制を構築し、避難所等への医療救護チームの派遣調整等業務を行った。

調整等業務については、通信の途絶や燃料不足により現地情報の詳細な把握が困難な中で、まずは医療の空白となる地域を作らないことを前提として、日々走りながらの対応であったが、仮設診療所等による医療提供体制への移行や避難所への閉鎖等に至るまで、概ね大過なく医療救護チームの受入業務を終了することができたことは、関係各位からの協力と、何にも増して現地で医療を支えた関係者の尽力の賜物であった。

当該業務の実施に当たっては、反省すべき点が多々あるところであるが、今般、当時の業務の概要について、県行政担当の視点から以下のとおり既存資料などにより取りまとめたところである。

2 被災の概要 [出典：岩手県地域医療再生計画（H24.2）の記載内容を抜粋、一部修正（数値は直近の数値）]

(1) 概要

平成 23 年 3 月 11 日に発生した三陸沖を震源とする地震は、マグニチュード 9.0 と国内観測史上類を見ない規模の大地震で、その地震に伴う巨大津波、さらにその後断続的に発生した余震は、本県各地に深刻な被害を与えた。

この地震により、本県では、大船渡市、釜石市などで震度 6 弱を観測したほか、県内各地で強い揺れを観測し、地震に伴って発生した津波は、北海道から東北、関東地方の広範囲に及ぶなど、明治 29 年、昭和 8 年の三陸地震津波、昭和 35 年のチリ地震津波を凌ぐ大規模なものだった。気象庁は、この地震を「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」と命名し、政府は、この地震による震災の名称を「東日本大震災」とした。

この震災による県内の死者・行方不明者は 5,841 人（平成 25 年 1 月 31 日現在）となっており、本県の人口の 0.5%、沿岸地域の人口の 2.5%に及んだ。

また、家屋被害は、全壊・半壊が 24,872 棟（平成 25 年 1 月 31 日現在）に上り、そのほとんどが津波による被害である。浸水地域の人口は約 8 万 8 千人で、被災市町村の全人口の約 3 割を占めている。

沿岸地域では、壊滅的な被害を受け集落・都市機能をほとんど喪失した地域のほか、臨海都市の市街地を中心に被災し、後背地の市街地は残存している地域など、市町村や地域によって被害の状況は大きく異なっている。

特にライフラインの被害は、県災害対策本部が把握している最大値でみると、全県で停電が約 76 万戸、ガス供給停止が 9.4 千戸、断水が約 18 万戸、電話不通回線が約 6.6 万回線となり、長期にわたり、大規模な停電やガソリン等の燃料不足は、食料、医薬品等の必要物資の物流や県民の日常生活に大きな支障を来した。

(2) 医療提供施設の被災

医療提供施設については、本県全体で病院 63 施設、診療所 150 施設、歯科診療所 141 施設、薬局 64 施設

が被害を受け、本県の病院、診療所、歯科診療所、薬局全体（2,037 施設）の 20.5%に及んだ。特に沿岸部では、被災した施設が 52.9%に上り、陸前高田市、大槌町及び山田町では、市・町内の医療施設のほとんどが全壊したほか、気仙、釜石及び宮古、それぞれの保健医療圏の地域病院としての役割を担う高田、大槌及び山田の 3 つの県立病院が全壊するなど、甚大な被害を受けた。

また、医師・歯科医師の 9 名が死亡・行方不明（平成 24 年 2 月 1 日現在）となり、薬剤師にあっては 6 名が死亡・行方不明、看護職員にあっても 20 名が死亡（平成 24 年 2 月 1 日現在）した。家族や自宅等に被害が及んだ医療従事者も数多くあり、地域の医療提供体制に甚大な被害があった。

主な二次医療圏の被災状況は次のとおりであった。

（ア）気仙保健医療圏

気仙圏域には、圏域の中核病院である県立大船渡病院と、地域病院である県立高田病院があり、これらの公立病院が急性期一般医療を担い、精神医療は県立大船渡病院と民間の専門病院が担ってきた。療養病床は民間病院のみに設置されてきた。

気仙圏域内の病院及び診療所（40 施設）のうち 24 施設が被災し、そのうち元の施設で診療を再開している施設は 13 施設、仮設施設で再開しているのは 5 施設となっている。その他は廃業等が 6 施設となっており、85%の施設の再開が見込まれている。なお、陸前高田市内では、平成 23 年 8 月 7 日から岩手県医師会が仮設施設による高田診療所を開設している。

気仙圏域内の歯科診療所（29 施設）のうち 22 施設が被災し、そのうち元の施設で再開している施設は 9 施設、仮設施設で再開しているのは 7 施設となっている。その他は廃業が 3 施設、未定が 2 施設となっており、約 79%の施設が再開されている。

気仙圏域内の薬局（30 施設）のうち 19 施設が被災し、そのうち元の施設で再開している施設は 13 施設となっている。その他は廃業が 4 施設、未定が 2 施設となっており、約 83%の施設が再開されている。（平成 25 年 2 月 1 日現在）

（イ）釜石保健医療圏

釜石圏域には、圏域の中核病院である県立釜石病院と、地域病院である県立大槌病院があり、これらの公立病院が急性期一般医療を担い、長期療養、精神医療等については、それぞれ民間の専門病院等が担ってきた。

釜石圏域内の病院及び診療所（26 施設）のうち 21 施設が被災し、そのうち元の施設で診療を再開している施設は 12 施設、仮設施設で再開しているのは 6 施設となっている。その他は、廃業が 3 施設となっており、約 88%の施設が再開されている。

釜石圏域内の歯科診療所（24 施設）のうち 17 施設が被災し、そのうち元の施設で再開している施設は 3 施設、仮設施設で再開しているのは 10 施設となっている。その他は、廃業が 4 施設となっており、約 85%の施設が再開している。

釜石圏域内の薬局（22 施設）のうち 15 施設が被災し、そのうち元の施設で再開している施設は 11 施設となっている。廃止は 4 施設となっており、約 82%の施設が再開されている。（平成 25 年 2 月 1 日現在）

(ウ) 宮古保健医療圏

宮古圏域には、圏域の中核病院である県立宮古病院と、県立山田病院があり、これらの公立病院が急性期一般医療を担い、長期療養、精神医療等については、それぞれ民間の専門病院等が担ってきた。

宮古圏域内の病院及び診療所（45 施設）のうち 19 施設が被災し、そのうち元の施設で診療を再開している施設は 12 施設、仮設施設で再開しているのは 4 施設となっている。3 施設は廃止となっており、約 93%の施設が再開されている。

宮古圏域内の歯科診療所（36 施設）のうち 19 施設が被災し、そのうち元の施設で再開している施設は 15 施設、仮設施設で再開しているのは 2 施設となっている。その他は、再開見込が 1 施設、廃業が 1 施設となっており、現時点で約 94%の施設再開が見込まれている。

宮古圏域内の薬局(32 施設)のうち 17 施設が被災し、そのうち元の施設で再開している施設は 10 施設、となっている。その他は再開見込が 1 施設、廃止が 2 施設、未定が 4 施設となっており、約 78%の施設が再開している。(平成 25 年 2 月 1 日現在)

3 応急的な医療救護の確保・調整業務について

(1) 業務の分掌

県では災害時に、被災地の応急的な医療提供体制の確保に向けて、急性期医療における DMAT の派遣や避難所等における医療の確保（医療救護チーム、医療機関への支援）などの業務を行うこととして、以下のとおり、事務の分掌を行っていた。

[出典：医療推進課災害対応マニュアル抜粋（発災時）]

組織グループ		分掌事務
医療救護対策 初動グループ ※1	派遣要請班	① DMAT、医療救護班の派遣の可否の検討、② 統括 DMAT の選任、③ 派遣要請を行うチーム数、要請先、参集場所についての協議・調整、④ 総括課長等と協議後、派遣要請（電話、後刻文書）、⑤ 厚生労働省への連絡、⑥ DMAT、医療救護班の受入れ調整、⑦ 県庁設置の総合調整所に参集する統括 DMAT の補佐
	派遣要請支援班	①広域災害・救急医療情報システムによる医療施設情報収集 緊急情報（発災直後の患者受入可能情報） 詳細情報（医療機関の機能情報の確認） ② 医療局及び岩手医大における DMAT 待機状況の確認（EMIS 等による確認）、 ③ 災害対策本部及び当該本部支援室に設置される総合調整所からの情報収集、④ 派遣要請後の DMAT 活動状況の経時的な情報収集
医療救護対策 調整グループ ※2	入院患者等調整班	①被災医療施設における入院患者の他の医療施設への収容を調整、②重症者の他の医療施設への広域搬送を調整
	医薬品・資機材調達調整班	①派遣する医療救護班に必要な医薬品・資機材を調達（健康国保課との調整）

	宿泊所等確保調整班	①派遣する医療救護班の宿泊所及び食糧等を確保・調整
	防疫・給水・保健活動班との調整班	①医療救護班と保健活動班（健康国保課）との調整、②防疫措置、給水措置に関する指示及び指導
被害情報収集グループ※3	(略)	(略)

※1→ リーダー：地域医療推進担当課長、サブリーダー：地域総括、スタッフ：地域、医療担当

※2→ リーダー：感染症担当課長、サブリーダー：感染症総括、スタッフ：感染症、地域担当

※3→ リーダー：医療担当課長、サブリーダー：医療総括、スタッフ：医療、感染症担当

(2) 沿岸部の大規模災害を想定した広域災害訓練の実施

県では、岩手県災害拠点病院連絡協議会において、平成 21 年度から、近い将来高い確率で起こるとされた宮城県沖地震による津波災害を想定し、広域医療搬送体制や SCU の運用、沿岸部の病院支援の体制を検討していた。平成 22 年 8 月の県総合防災訓練では、花巻市が訓練会場であったこともあり、広域医療搬送拠点に指定した花巻空港において広域医療搬送訓練を実施した。訓練の実施にあたり、SCU の設置場所や救急車の搬送経路、本部の位置、自衛隊機への患者の搬入手順などを確認していたため、今回大震災津波では、迅速かつ円滑に、SCU の設置や域外への広域搬送を実施することができた。

(3) 派遣調整業務の経過

今回の「東日本大震災津波」では、地域防災計画などで想定した災害規模を大きく上回り、行政を中心とした行動計画では対応しきれなかったことから、県内外の関係機関（岩手医大、県医師会など）と連携しながら、発災当初の DMAT 活動から広域搬送の実施、被災地の避難所等における応急的な医療救護活動の確保などの活動が行われた。

発災当日（3/11）は、DMAT の調整本部設置及び派遣要請、EMIS による情報収集の着手などを行った。

発災後から 1 週間程度（～3/19）においては、広域搬送医療拠点の設置や運営（花巻空港への立会などを含む）、DMAT 調整本部から「避難所等への医療救護活動」調整本部の機能の移行に向けた検討を進めた。この間、各 DMAT の撤収の手続きと並行しながら、新たに医療救護チームの派遣要請の手続きへの着手を進めた。また、この過程で、広範囲にわたる多数の避難所の医療を確保するため、関係機関の連携体制として「いわて災害医療支援ネットワーク」を設置し、医療救護チーム等の派遣調整を行ってきた。

更に、DMAT 活動後から 4 ケ月間程度（～7/29）の間は、被災地の各避難所等における医療救護所活動や巡回診療等の確保などへの調整業務を行った。この間、医療救護チーム撤収の手続きと並行しながら、代替的な医療救護チーム体制から「仮設診療所等による医療提供体制」への移行を図るため、その構築に向けた検討等を進めた。

医療救護チームによる避難所等での活動の終了まで、主な業務プロセスについては、以下のとおりであった。

[主な業務プロセス]

区分	主な業務実績	主な課題
[発災当日 (3/11)]	<ul style="list-style-type: none"> 【3/11】 県庁災害対策本部内に県 DMAT 調整本部を設置 【3/11】 全国へ DMAT 派遣を要請 【3/11～】 DMAT チーム参集 【3/11～】 広域災害救急医療情報システム (EMIS) による情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> DMAT 体制の確保・差配
[広域搬送、DMAT 活動 (3/12 ～ 3/19)]	<ul style="list-style-type: none"> 【3/12】 広域搬送医療拠点 (SCU) を花巻空港、消防学校へ設置、運営 【3/12～】 DMAT 活動 【3/15】 県内関係機関 (医大、医師会等) への協力要請 【3/15】 各県知事あて医療救護活動の派遣要請 【3/18】 花巻 SCU 撤収 【3/19】 消防学校 SCU 撤収 【3/19】 DMAT 活動終了、県 DMAT 調整本部撤収 → 県 (災害対策本部医療班) へ本部機能を引渡し 	<ul style="list-style-type: none"> DMAT 以降の医療救護班等への引継体制 本部機能として県医療本部の組織体制 各地域における医療体制づくりのコーディネート体制
[避難所等における医療救護活動 (3/20 ～ 7/29)]	<ul style="list-style-type: none"> 【3/20～】 いわて災害医療支援ネットワーク設置、運営 → 医療救護チームの差配、受入等調整、医療救護班と保健活動班 (心のケア、保健師等) との調整、各種支援対策 (特定診療の確保、感染症対策等) など。 【4/13～】 関係知事等あて医療救護活動の派遣 (継続) 要請 【～7/29】 医療救護活動チーム撤収 	<ul style="list-style-type: none"> 地域毎の医療救護体制の確保・差配 避難所・被災者への支援対策 医療救護から仮設診療所等への体制移行

(4) 発災直後における DMAT 活動

3月11日の発災後、県では同日中に岩手 DMAT のほか全国の DMAT に派遣要請を行い、11日には岩手 DMAT4 チームのほか、青森県、秋田県など隣県のチームが本県に参集し被災地の災害拠点病院等へ向かったところであり、以降19日までの間に岩手 DMAT7 チームのほか29都道府県から128チームが本県に参集し災害急性期における医療救護活動を実施した。

発災後、県庁災害対策本部支援室内に岩手 DMAT 県調整本部を設置し、岩手県全域の病院被災状況や医療ニーズについて収集した情報を基に、支援の必要な災害拠点病院へ DMAT を派遣、各災害拠点病院に参集した DMAT は、患者のトリアージ、応急処置などの活動が行われた。

(5) 広域医療搬送拠点 (SCU) における活動

沿岸部の重症患者や被災病院の入院患者等を内陸部に搬送するため、花巻空港及び岩手県消防学校を広域医療搬送拠点に指定し、ここに参集した DMAT はヘリ搬送された患者のトリアージ、応急処置を行った後、内陸部の病院や県外の病院に搬送した。

沿岸地域からヘリにて花巻空港及び県消防学校に設置した広域医療搬送拠点に搬送された患者数は、当該拠点を運営していた3月12日から19日までの間で191人。このうち県外への搬送患者は16人で、自衛隊機等にて北海道、東京及び秋田へ搬送された。

(6) 避難所等における医療救護活動

(ア) チーム受入等の調整、支援

発災後の救命救急医療に対応した DMAT 体制を引き継ぎ、広範囲にわたる避難所等の医療救護に対応し、医療の空白地域を生じさせないようにするため、岩手医大、県医師会、日赤、国立病院機構、県医師会、県医療局、県（医療推進課）を構成員とする「いわて災害医療支援ネットワーク（平成 23 年 3 月 20 日）」を立ち上げ、地域からの要請をもとに連携や調整を図りながら、被災地域への医療救護チームの派遣や医療機関等への支援を実施するなど、避難所等における保健医療提供体制の確保に努めた。

「いわて災害医療支援ネットワーク」の運営に当たっては、設立前段階の 3 月 16 日から、関係者によるミーティングを県庁内の会議室で開催し、原則 4 月中までは毎日、5 月中は毎週の月水金、6 月中は毎週 2 回程度の開催と、仮設診療所の立ち上げや避難所の閉鎖等のフェーズに並行して段階的な縮小へ至りながら、最終開催日の 10 月 17 日までには、延べ 68 回ものミーティングが催された。

また、発災当初に 6 機関でスタートしたネットワークは、被災地のフェーズに応じて、県歯科医師会、自衛隊、県看護協会、県立病院医師会、リハビリテーションセンター（理学療法士協会などのリハ関係団体）、県栄養士会、予防医学協会、国（厚生労働省、内閣府）、県（健康国保課、障がい保健福祉課、精神保健センター、県警本部など）などの団体が逐次・段階的にミーティングへ参画した。

ミーティングの内容については、初期の医療救護チームの調整・差配だけに留まらず、日々変化するフェーズに応じながら、①医薬品の供給拠点の確保、②特定診療の確保（巡回歯科診療や口腔ケア活動、巡回眼科バスや CT 機能の確保等）、③保健活動チーム（保健師や心のケアチームなど）との連携、④各種被災者への支援（血圧測定、傾聴活動、冬季のインフルエンザ等対策から夏季の熱中症等対策、エコノミークラス症候群防止など）、⑤支援物資類の差配、⑥各位提案や通知通達類（医療費等の取扱など）の周知を行うなど、構成機関内での対策検討・情報共有に努めるほか、開催の都度、いわて情報ハイウェイを活用し、関係保健所（久慈、宮古、釜石、大船渡）へミーティング資料の提供を行うなど被災地への情報の提供に努めた。

(イ) 医療救護チームの支援実績

各 DMAT の撤収後から、7 月 29 日に日本赤十字社が陸前高田市から撤収を行うまでの間に、被災地の避難所等における応急的な医療救護体制の確保として、多くの県内外からの医療救護チームの派遣をいただき、県が把握できている数字によれば、県内の医療機関を含め 37 都道府県（532 機関）から 1,471 ものチームが避難所における拠点的な救護所医療や巡回診療の実施、被災地の医療機関への診療支援などを行った。

チームの派遣元については、本県を含め北海道、青森、秋田、長野、福岡、沖縄県などの各都道府県医師会 JMAT からの 454 チームをはじめ、日本赤十字社から 302 チームの支援のほか、都道府県庁を直接の調整窓口とした北海道、青森、千葉、東京、三重、大阪、和歌山、岡山、沖縄県などや、大学病院を調整の窓口とした秋田大学、自治医科大学などから多くの支援をいただいた。

特にも、日本赤十字社（発災時～7 月 29 日）からは、4 ケ月間を越える継続的な支援をいただき、このほか、三重県庁（3 月 18 日～7 月 15 日）や秋田大学（3 月 21 日～7 月 15 日）から約 4 ケ月間、北海道庁（3 月 21 日～7 月 1 日）や自治医科大学（3 月 25 日～7 月 1 日）などから約 3 ケ月間にも及ぶ長期支援をいただいた。

なお、最も多い時期には、陸前高田市内への 14 チームを含め、60 チーム（4 月 2 日）が沿岸部の各被災地の避難所等に入り、地域毎に医療チームのミーティングを行いながら避難所等での医療救護活動を行

った。発災後から4か月を経過した7月末頃には、被災者は避難所から仮設住宅を中心とした生活に移行するとともに、医療チームによる、避難所を活動の中心とした巡回診療などの医療提供から、仮設診療所を設置し、検査機能や専門診療科へのニーズにも対応した医療を提供できる体制への移行が図られてきたことから、これまでの避難所を活動の中心とした医療救護は終息し、県外からの医療チームはほぼ撤収した。

なお、県外からの医療チーム撤収後においても、被災地においては仮設診療所の運営等を支援するため、県医師会の JMAT 岩手のチームが山田町、大槌町で活動し、さらには県医師会主体による陸前高田市市内での仮設診療所の運営が現在も行われている。

(ウ) 被災地の医療提供体制の状況

① 【陸前高田市】

陸前高田市では最大で約16千人もの避難者があり、主な拠点的な救護所が、高田第一中学校（日本赤十字など）、米崎地区コミュニティセンター（県立高田病院、三重県、東京都、秋田大学等）、長部地区コミュニティセンター（北海道）、小友保育園（千葉県、千葉県医師会）、竹駒滝の里会館（福岡県医師会）、広田小学校（県立中央病院）の中などに設置され、応急的な避難所等における医療救護とともに救護所を活動拠点とした巡回診療活動などが行われた。

県内外からの医療救護チームについては、最も多い時期には14チーム（4月2日）が支援に入り、高田病院仮設診療所の開設（7月25日～）や県医師会への日本赤十字医療救護所（高田第一中学校）の運営が引き継がれるなど「仮設診療所等による医療提供体制への移行」のほか、避難者の仮設住宅への入居に係る避難所等の順次閉鎖に伴い、7月29日の日本赤十字チーム（高田第一中学校）の撤収をもって支援が終了した。

市内の応急的な医療救護活動を支える機能として、米崎地区コミュニティセンターを拠点的な医薬品の供給地として活用されたほか、高田第一中学校に移動CT車の配備（大阪府から6月3日まで貸与）、特定診療科の確保（岩手医大による眼科診療バスの運行、日本小児科学会などによる小児科医師の派遣等）などが行われた。

なお、医療救護チームの受入等（チーム名簿、活動期間、撤収など）に関して、現地との連絡調整は、主に県本庁と陸前高田市役所（健康推進課）、県立高田病院（院長）との間で行った。

② 【大船渡市】

大船渡市では最大で約6千人もの避難者があり、主な拠点的な救護所が、大船渡地区公民館（岡山県、自治医科大学など）、末崎地区公民館（自治医科大学など）、リアスホール（日本オリンピック協会、盛岡医療生協など）、花菱縫製（国保越喜来診療所）の中などに設置され、応急的な避難所等における医療救護とともに、救護所を活動拠点とした巡回診療活動などが行われた。

県内外からの医療救護チームについては、最も多い時期には7チーム（4月2日）が支援に入り、被災医療機関の仮設診療所等での医療提供、避難者の仮設住宅への入居に係る避難所等の順次閉鎖に伴い、7月1日の自治医科大学チーム（市内巡回）の撤収をもって支援が終了した。

市内の応急的な医療救護活動を支える機能として、圏域内の中核病院である県立大船渡病院（災害拠点）に対し、県外からの帝京大学附属病院などによる応援医師の派遣などが行われた。

なお、医療救護チームの受入等（チーム名簿、活動期間、撤収など）に関し、現地との連絡調整は、主に県本庁と大船渡市役所（保健課）との間で行った。

③ 【釜石市】

釜石市では最大で約7千人超もの避難者があり、主な拠点的な救護所が、鈴子広場(日本赤十字社)、旧釜石第一中学校(日本赤十字社)、栗林小学校(自衛隊)、大平中学校(富山県、秋田県医師会など)の中などに設置され、応急的な避難所等における医療救護とともに、救護所を活動拠点とした巡回診療活動などが行われた。

県内外からの医療救護チームについては、最も多い時期には14チーム(3月21日)が支援に入り、被災医療機関の仮設診療所等での医療提供、避難者の仮設住宅への入居に係る避難所等の順次閉鎖に伴い、6月18日の日本赤十字チーム(釜石大槌巡回)の撤収、翌19日の災害対策本部(釜石市医師会)の撤収をもって支援が終了した。

市内の応急的な医療救護活動を支える機能として、圏域内の中核病院である県立釜石病院(災害拠点)に対し、県外からの自治医科大学同窓会などによる応援医師の派遣などが行われた。

なお、医療救護チームの受入等(チーム名簿、活動期間、撤収など)に関し、現地との連絡調整は、主に県本庁と市災害対策本部(釜石市医師会)、釜石市役所及び釜石保健所との間で行った。

④ 【大槌町】

大槌町では最大で約6千人超もの避難者があり、主な拠点的な救護所が、城山中央公民館・大槌高校・寺野弓道場(青森県医師会、長野県医師会、大阪府医師会、沖縄県医師会など)、安渡小学校(日本赤十字など)、吉里吉里地区体育館(大阪府)の中などに設置され、応急的な避難所等における医療救護とともに救護所を活動拠点とした巡回診療活動などが行われた。

県内外からの医療救護チームについては、最も多い時期には10チーム(3月21日)が支援に入り、大槌病院仮設診療所の開設(6月27日～)等による「仮設診療所等による医療提供体制への移行」のほか、避難者の仮設住宅への入居に係る避難所等の順次閉鎖に伴い、6月18日の日本赤十字チーム(釜石大槌巡回)の撤収、翌19日の災害対策本部(釜石市医師会)の撤収をもって支援が終了した。

町内の応急的な医療救護活動を支える機能として、城山中央公民館が拠点的な医薬品の供給地として活用されたほか、特定診療科の確保(岩手医大による眼科診療バスの運行等)、岩手県医師会 JMAT の支援により、県立大槌病院仮設診療所への支援などが行われた。

なお、医療救護チームの受入等(チーム名簿、活動期間、撤収など)に関して、現地との連絡調整は、主に県本庁と市災害対策本部(釜石市医師会)、釜石保健所との間で行った。

⑤ 【山田町】

山田町では最大で約4千人もの避難者があり、主な拠点的な救護所が、町保健センター・さくら幼稚園・武徳殿(国立病院機構、北海道医師会、千葉県医師会など)、大沢小学校(和歌山県、日本赤十字など)、陸中海岸青少年の家(日本赤十字、自衛隊)の中などに設置され、応急的な避難所等における医療救護とともに救護所を活動拠点とした巡回診療活動などが行われた。

県内外からの医療救護チームについては、最も多い時期には10チーム(4月2日他)が支援に入り、山田病院仮設診療所の開設(7月4日～)等による「仮設診療所等による医療提供体制への移行」のほか、避難者の仮設住宅への入居に係る避難所等の順次閉鎖に伴い、6月30日の和歌山県チーム(町内巡回)の撤収をもって他県からの支援が終了した。

なお、他県からのチーム終了後においても、町内の医療提供体制の確保として、岩手県医師会 JMAT の支援により、町保健センターにおける休日・夜間の診療が継続された。

町内の応急的な医療救護活動を支える機能として、山田南小学校が拠点的な医薬品の供給地として活用されたほか、特定診療科の確保（岩手医大による眼科診療バスの運行等）などが行われた。

なお、医療救護チームの受入等（チーム名簿、活動期間、撤収など）に関して、現地との連絡調整は、主に県本庁と山田町災害対策本部、宮古保健所との間で行った。

⑥ 【宮古市】

宮古市では最大で約6千人超もの避難者があり、主な拠点的な救護所が、グリーンピア三陸みやこ内に設置されたほか、磯鶏地区（山形県、青森県など）、鉾崎地区（沖縄県など）、津軽石地区（静岡県）などを中心として、応急的な避難所等における医療救護や巡回診療活動などが行われた。

県内外からの医療救護チームについては、最も多い時期には10チーム（4月2日ほか）が支援に入り、避難者の仮設住宅への入居に係る避難所等の順次閉鎖に伴い、6月13日の済生会チーム（町内巡回）の撤収をもって、避難所等への巡回診療支援は終了した。

なお、医療救護チームの受入等（チーム名簿、活動期間、撤収など）に関して、現地との連絡調整は、主に県本庁と宮古保健所との間で行った。

また、巡回診療の実施後においても、田老地区の医療提供体制の確保を図るため、グリーンピア三陸みやこ内に開設された国保田老診療所に対して、日本インターベンション治療学会・循環器治療学会から応援医師の派遣が継続されており、当該学会と宮古市との間で受入調整が行われた。

⑦ 【その他市町村（洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、住田町）】

その他の沿岸7市町村においては、最大で約1千人超もの避難者があり、このうち野田村にのみ、主な拠点的な救護所が、運動公園サンライズスタジアム内（日本赤十字など）に設置され、医療救護チームによる支援活動が行われた。

野田村への県内外からの医療救護チームについては、最も多い時期には7チーム（3月21日）が支援に入り、3月24日の日本赤十字チームの撤収をもって、支援が終了した。

なお、医療救護チームの受入等（チーム名簿、活動期間、撤収など）に関して、現地との連絡調整は、主に県本庁から県医師会（郡市医師会）と久慈保健所との間で行った。

（エ）受入等業務のスキーム

県内外からの医療救護チームの受入調整について、担当の業務スキームは次のとおりである。

① 支援の申し出

県から全国へ派遣要請を行った結果、申出等のあった医療救護チームについては、その所属の内容に応じて、日本赤十字内での管理、医師会 JMAT 中での管理、国立病院機構中での管理、県立病院への支援は県医療局で管理といったように管理を区分し、当課においては、都道府県庁を直接の窓口とするもの、及び県へ直接の申し出を行った結果、他機関の管理が困難であった医療機関（大学病院、学会、総合病院など）を直接の窓口とするものについて調整を行った。

支援の申出があった医療救護チームの状況（医療機関、派遣先、待機状況など）については、県をはじめ、各管理機関内が管理（様式任意）を行い、「いわて災害医療支援ネットワーク」のミーティングにおいて情報共有を行った。

なお、医療救護チームについては、被災現地の関係者へ業務の負荷を与えないよう、食料や医薬品の持参、支援地までの交通手段を自己で手配するなど、自己完結型による対応を原則とした。

② チームの受け入れ

「いわて災害医療支援ネットワーク」のミーティング等により、支援が決定した医療機関（派遣元）については、被災地へ赴く前に県庁（9F 会議室）へまず参集いただき、地域医療担当職員が支援にあたってのオリエンテーションを実施した。

その主な内容は、県災害対策本部資料の提供（道路交通情報、避難状況、ライフラインの状況など）、現地関係者の連絡先、現地情報の提供依頼などの概要レクを行ったうえで、県全体としてのネットワーク管理に属さない医療機関との差別化を図るうえで、「ネットワーク許可証」や「緊急車両許可証」を交付した。

なお、オリエンテーションについては、各派遣元に対し、初回（第1次）だけの実施とし、第2次以降のチーム派遣については、許可証の引き継ぎも含め、チーム内で内容を申し送りするよう依頼した。

③ 派遣管理から撤収まで

チーム管理においては、派遣元より、派遣計画表（医療機関名、人数、氏名、職種、派遣機関など）の提供をいただいた都度、ネットワークの内部管理に活用するほか、逐次、ファックス（※メール対応が困難）や電話等の方法により、被災地の関係者に対し情報の提供を行った。

また、派遣元からの連絡事項（現地のニーズ状況、撤収時期の見込みなど）、現地の医療関係者からの連絡事項（派遣の継続、薬剤師など特定職種の派遣、チーム数の維持、撤収など）の双方からの依頼事項について調整業務を行った。

特に、撤収時期の決定に当たっては、派遣元からも幾つかの意見が寄せられてくるが、現地の医療関係者からの意向を判断材料として、最終的に派遣元への通告を行った。

おって、本県へ派遣をいただいたチームに対しては、内部管理のデータに基づき、可能な限り知事名による礼状送付を行った。

④ 事務調整上の主な課題

緊急・暫定的に行った医療救護チームの派遣調整業務について、主な課題は以下のとおりであり、調整・管理の方法や活動実績の把握などの面において、今後、多くの改善の余地が見込まれる。

- ・ 現地との交通手段が寸断し、情報通信手段に支障が生じていたことや、現地での医療調整のキーパーソンが不明であったことから、調整担当者が被災地の現状をあまり把握できず、地域毎の医療ニーズ情報が良く得られないまま、派遣元との調整を行うケースが頻繁であった。現地の情報を的確に把握し、県本部へ建言し、現地で医療救護チームを差配できるような医療関係者の配置や連絡パイプの構築が必要と考えられる。
- ・ 県の災害医療支援ネットワーク管理の取組が緒につきはじめた発災当初（特に3月中）においては、既に、自発的に DMAT から継続して医療救護活動を現地で継続する機関、一方的に被災地への派遣を行おうとする機関、県内医療関係者へのツテの申し出などが乱立していた。この間、県全体のハンドリングが効かず、支援活動の内容が把握できないまま、最終的に撤収に至った医療機関なども見受けられる。大規模災害時における県外からの支援を念頭に入れた、DMAT から医療救護への円滑な移行のための事前の行動計画が必要と思われる。

- ・ 初期段階の医療救護チーム派遣調整に当たっては、緊急のニーズへの対応や取り急ぎの調整業務、基礎的な情報の把握（医療機関名、期間）と、関係者への伝達が精一杯であり、特に、被災地に送り込んだ医療救護チームの現地での詳細な調整は、地域の医療者に任せるほかない状況であった。発災初期の繁忙期におけるスタッフの確保の方策を検討しておく必要がある。
- ・ 今回の大震災での1500にも及ぶチームの行動結果について、投入された医療資源（職名、人員、期間等）、患者の受療行動や処方状況の把握など、今後の災害医療対策に活かすための県全体としての統計データを把握し、また、チームからの活動報告（共通フォーマット）の在り方、災害時カルテデータの抽出など医療救護の活動内容を整理し、災害医療対策の参考としていく必要がある。
- ・ 災害対応時に課内の職員のほとんどが、様々な内容の電話や対応に忙殺されており、一定の対応ルールを定め、内容に応じて集約をする部署を確認し、共有しておくことも、今後の課題であると考えられる。

参考として、当課においても、医療救護調整業務と並行しながら、各種支援・調整の申し出、広域搬送先の確認、避難者等の安否確認、物資提供の申し出、医療関係通知の取扱（医療費、医薬品など）、各種提言やマスコミ対応（医療体制の状況等）など、多岐にわたる電話相談が寄せられた。

また、海外から医療支援の申し出が少なからずあり、現地のニーズとの違いにより対応に苦慮したことから、あらかじめ、海外からの支援への対応についても内容に応じて考え方を整理しておく必要がある。

4 医療救護の確保・調整業務に係る主な課題

今回の災害応急対応の状況として、全般的に医療救護活動業務で指摘されている主な課題は、以下のとおりであった。

[出典：県災対本部資料から抜粋（東日本大震災津波における災害応急対応の状況）]

（1）発災直後のDMAT活動（医薬品等の供給を含む）

DMATの参集と運用において、全国から多くのDMATが参集したこと、通信の途絶により、現地やDMAT、広域搬送医療拠点との連絡が困難を極めたこと、大規模な津波被害の特殊性により、本来のDMAT活動時間（48時間）を超えた長期的な医療救護活動への対応が必要であったことなどから、DMATの指揮統制、調整等が十分に行き届かない状況があった。

災害時における長期停電を想定していなかったため、緊急災害時の開業医及び調剤薬局において、停電及び交通遮断により医薬品及び医療資機材の供給機能に支障が生じた。

地域防災計画では、市町村から県あて医薬品等の調達依頼を行う計画であったが、通信網の断絶に加え、役場機能自体が失われた市町村もあったため調達要請が錯綜したことにより、医薬品等の供給が、DMATや医療救護班による持ち込みや現地調達、県災害対策本部から卸業協会への発注、被災病院による直接の発注など、統制されていない複数のルートで実施されたことから、医薬品等の供給が遅れる避難所が生じた。災害時の優先給油、緊急車両通行等に係る基準が策定されていなかったため、医薬品等搬送車に対する緊急車両通行証の発行及びガソリンの確保に手間取った。

(2) 広域医療搬送拠点（SCU）における活動

SCU（広域医療搬送拠点）は医療面では国の DMAT 事務局から派遣された統括 DMAT が指揮をとったが、県災害対策本部との連絡が通信の途絶により繋がりにくかったこと、自衛隊ヘリ、防災ヘリ、ドクターヘリ等派遣主体の異なるヘリが一度に参集し、SCU におけるヘリ搬送に関する派遣主体間の情報共有が不足していたため、各主体間の調整が十分ではない面があったこと等から運行調整面での課題があった。

SCU 指揮調整隊の事前の準備がなかったことから、応急処置後の病院への搬送について、消防本部の指揮調整隊が調整を行ったが人員の確保に苦労した。

ライフライン断絶時の人工透析患者通院に関する取扱いのルールが整備されておらず、ガソリン不足により人工透析患者の透析医療通院の調整が喫緊の課題になったことから、透析医療機関による当番制を導入し、透析医療を確保した。

(3) 避難所等における医療救護活動

大規模な津波災害時の交通、通信等の麻痺状況を想定した医療活動計画が策定されていなかったこと、今回のような大規模な津波災害での広範囲にわたる多数の避難所等の医療確保に対応するための医療救護体制の仕組みが整備されていなかったこと、また、交通、通信等の事情から通信、移動手段、医薬品、食料品を確保した自己完結型の医療チームが必要であったことから、DMAT に引き続く医療救護体制の構築まで、1 週間程度、DMAT 体制を延長した。

医療関係機関において、衛星携帯電話等、災害時に強い情報通信手段が不足していたことから、通信の途絶により、現地からの情報伝達が容易にできなかった。被災地ごとに地域の医療救護を調整する地域医療コーディネーターが予め設置、指定されていなかった。

自衛隊の災害派遣活動の初期段階において、医薬品の提供や応急処置のニーズがあったが、医師がいなかったため対応まで時間を要した事例があった。発災時における被災市町村の機能低下や保健医療スタッフの不足など現場のマンパワーが厳しい状況であったことから、避難所での健康チェックの実施等の対応に十分な連絡調整がなされない面があった。今回の震災規模に対し、各市町村災対本部医療救護班を組織予定の医師等が被災したため、医療救護班が組織できなかった。

避難所における感染症対策の事前計画が、消毒等の防疫対策に重点が置かれ、感染症発生動向調査（サーベイランス）、患者隔離等の視点が不足していたため、避難所におけるインフルエンザ、ノロウイルス胃腸炎、腸管出血性大腸菌感染症等の対応（患者の隔離施設等）が不十分だった。被災地における防疫対策の事前計画が、大規模災害に対応する計画になっていなかった。また、捜索活動・がれきの除去・防疫の 3 つの活動を、同時にする必要があった。

捜索活動、がれきの除去、防疫、物資搬送の連携不足があったこと、地域内での医療・保健支援チームに関する情報不足があったこと、各市町村地域防災計画上の役割が、実際には範囲が広すぎて実行できなかったところが多く、例えば、医療救護班の業務として検死等があるが、実際はそのような余力はなく、支援に当たった警察等が対応した事例もあった。

避難所における健康把握等のリスクアセスメントや、避難者の健康管理、衛生指導等の仕組みが構築されておらず、衛生面等を考慮したトイレの設置等を規定した避難所運営計画がなく、一部の避難所において、衛生面及びプライバシーが確保されたトイレの設置が不十分であった。

5 課題への主な対応方向

応急的な医療救護活動業務の課題に対して、主な対応の方向は、以下のとおりとされ、今後、その改善に向けた検討や対策を図っていく必要がある。

[県災対本部資料から抜粋（東日本大震災津波における災害応急対応の状況）]

（１）発災直後の DMAT 活動（医薬品等の供給を含む）

災害発生後早期から、DMAT 調整本部への多くの統括 DMAT の派遣による指揮調整機能の強化、衛星携帯電話の所持等 DMAT の装備についての見直し及び強化、DMAT 活動の長期化に備えた 2 次隊や 3 次隊の派遣準備及び装備の見直しなどが必要とされている。

開業医及び調剤薬局に対する、小型発電機または医療用蓄電池等の設置に対する助成等の措置、災害時における医薬品等供給計画の見直し、給油及び高速道路利用に関する医薬品等搬送車両優先の基準の策定及び周知徹底などの取組が必要とされている。

（２）広域医療搬送拠点（SCU）における活動

県災害対策本部からの SCU 情報共有及び連絡調整のための職員の派遣、SCU 指揮調整隊としての職員派遣についてのルール化、ライフライン断絶時の人工透析患者通院に関する取扱のルール化が必要である。

（３）避難所等における医療救護活動

大規模災害時における医療救護活動について、全般を調整、支援する連携体制の構築や人工透析、歯科医療、保健師活動、心のケアなどの保健医療活動各分野での活動計画の策定が求められている。

被災地への地域医療コーディネーターの配置及び地域の保健医療関係団体との連携体制の構築が必要である。

拠点となる医療関係機関等における、衛星携帯電話や移動系の防災行政無線器等の情報通信機材の配備、DMAT 医師等との連携強化、被災地への保健師等の保健医療スタッフ支援の検討などが求められている。

大規模災害を想定した感染症対策、防疫対策計画、避難所運営マニュアルの見直し（感染症患者の隔離、予防投薬ガイドラインの周知、避難所リスクアセスメント方法、感染症発生动向調査、必要な衛生資機材の提供体制、感染症対策チームの派遣等）への取組が求められる。各市町村地域防災計画において、他団体の連携及び支援を考慮した医療救護班体制の構築、衛生面に考慮した避難所のトイレ設置又はレンタルトイレの手配について事前の計画策定などが求められる。

6 おわりに

被災地の医療等関係者自らのご尽力をはじめとし、岩手医科大学、県医師会、日本赤十字などの「いわて災害医療支援ネットワーク」の各構成員や県庁関係課（医師支援推進室、健康国保課、障がい保健福祉課など）等との連携や協力と、現地の医療従事者の奮闘により、基本的には、滞りなく医療救護活動に係る調整等業務を実施することができた。

被災地への支援業務については、医療分野のみに関わらず、各位とも様々な分野や場面を想定し、準備をする必要があるが、本報告がその一助となることを期待するものである。

[参考資料]

- 1 P15～ 災害の状況について等 [H23.8.23 付け保健福祉部作成]
- 2 P17～ 県からの協力要請、派遣要請文書（連絡調整の例文を含む）
 - ◆ 各都道府県知事あて要請 平成 23 年 3 月 15 日付け医推第 1256 号
「東北地方太平洋沖地震に係る医師等の派遣について（依頼）」
 - ◆ 関係都道府県知事及び関係医療機関等の長あて要請 平成 23 年 4 月 13 日付け医推第 104 号
「東日本大震災津波に係る医療救護活動の派遣について（依頼）」
- 3 P36～ いわて災害医療支援ネットワークの運営関係
 - ◆ H23.3.22 付け「岩手災害医療支援ネットワーク」による医療支援体制について
（ミーティング資料、医療救護チームへの説明資料、連絡調整の例文など）
- 4 P64 地域医療提供体制復興のロードマップ [H23.6.15 付け公表資料]
- 5 P65 仮設診療所等による医療提供体制への移行について [H23.6.15 付け公表資料]
- 6 P66 今回の震災を踏まえた急性期から中長期にわたる医療提供体制の考え方 [厚生労働省資料]
- 7 P67～ DMAT 活動チーム数関係
- 8 P69～ 医療救護活動チーム数関係・・・（地域別）
- 9 P77～ 医療救護活動チーム数関係・・・（都道府県別、管理機関別）
- 10 P102～ いわて災害医療支援ネットワーク会議の開催状況
- 11 P107～ 災害救助法関係・・・（医療救護班の費用弁償に係る疑義照会等）
- 12 P134～ 歯科医療救護関係

注) 資料中、個人情報保護の観点から個人が特定される記述（例：個人名、携帯電話番号、メールアドレス）は非開示として
います。

平成23年8月23日
岩手県保健福祉部

岩手県報告事項（東日本大震災津波関係）

Ⅰ 災害の状況について

1 地震の概要

項目	東北地方太平洋沖地震	宮城県沖を震源とする地震(最大余震)
発生日時	平成23年3月11日(金)14時46分頃	平成23年4月7日(木)23時32分頃
震央地名	三陸沖	宮城県沖
震源の緯度経度	北緯38°06.2' 東経142°51.6' 24km	北緯38°12.3' 東経141°55.2' 66km
規模(マグニチュード)	9.0 (モントロニチュード)	7.1 (暫定値)
本震の最大震度	震度6弱:大船渡市、釜石市、滝沢村、矢巾町、花巻市、一関市、奥州市	震度6弱:大船渡市、釜石市、矢巾町、一関市、平泉町、奥州市
津波の最大波	宮古 11日15時26分 8.5m以上 釜石 11日15時21分 4.2m以上 大船渡 11日15時18分 8.0m以上	—

2 被害の状況（8月11日現在）

〔平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震〕

- (1) 人的被害・死者 4,632名
 行方不明者 2,045名
 〔うち、死亡届の受理件数 1,149件〕
 負傷者 139名
- (2) 建物被害(全壊半壊一部倒壊) 29,155棟

3 避難の状況

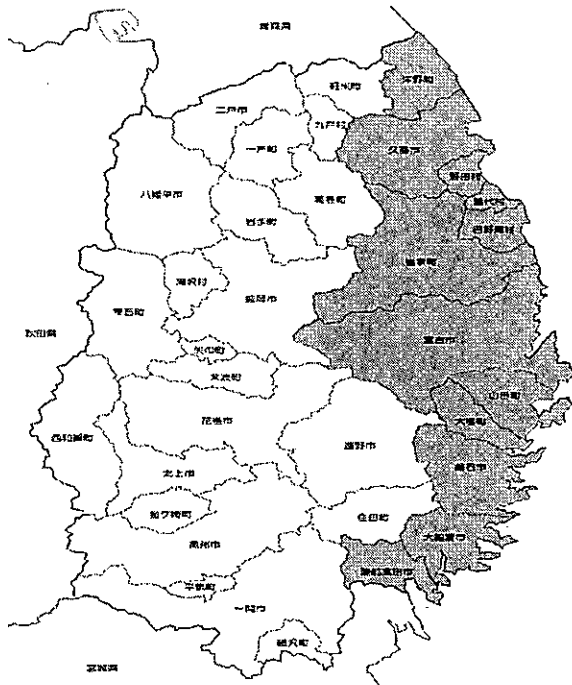
	4月11日現在		8月18日現在	
	(県全体)	うち沿岸市町村	(県全体)	うち沿岸市町村
避難所数(箇所)	376	387	23	21
避難者人数(人)	45,319	43,583	4,189	—
在避難所人数	21,363	19,627	206	193
在宅避難所人数	23,956	23,956	135	135
県内内陸親類宅等	—	—	2,308	—
他都道府県(県外)	—	—	1,540	—

※応急仮設住宅(建築分)の入居状況(8月12日現在)

完成戸数 ①	入居決定戸数 ②	入居決定率 ②/①	入居済戸数 ③	入居率 ③/②
13,983戸	12,320戸	88.1%	12,313戸	99.9%

岩手県沿岸市町村の医療提供施設の被害状況及び復旧状況【H23.8.1現在】

- 注1) 医療提供施設の被害状況及び復旧状況は、平成23年8月1日現在で把握している最新の情報に基づき作成したものの。
 注2) 「既存数」は、被災日における許可上の医療提供施設数(一般住民の診療を行っていない医療機関を控除した数)
 注3) 病院、診療所、歯科診療所の「再開」とは、保険診療の再開を意味するもの。
 注4) 調剤薬局の「再開(仮設)」とは、薬事法で調剤許可を得ている場所以外での調剤を意味するもの。



種別	既存数	被災	再開		再開見込	未定
			自院	仮設		
病院	1					
診療所	3					
歯科診療所	5					
調剤薬局	2					

種別	既存数	被災	再開		再開見込	未定
			自院	仮設		
病院	3	2	2			
診療所	15					
歯科診療所	15	1	1			
調剤薬局	12					

種別	既存数	被災	再開		再開見込	未定
			自院	仮設		
病院						
診療所	1	1		1		
歯科診療所	1	1	1			
調剤薬局	2	2	1	1		

種別	既存数	被災	再開		再開見込	未定
			自院	仮設		
病院	1	1		1		
診療所	4	3		2		1
歯科診療所	5	5		3		2
調剤薬局	10	8		3		5

種別	既存数	被災	再開		再開見込	未定
			自院	仮設		
病院						
診療所	1					
歯科診療所	1					
調剤薬局	1					

種別	既存数	被災	再開		再開見込	未定
			自院	仮設		
病院	1	1		1		
診療所	7	7		4	1	2
歯科診療所	6	6		4(※)		2
調剤薬局	6	6		5		1

種別	既存数	被災	再開		再開見込	未定
			自院	仮設		
病院						
診療所	1					
歯科診療所	2	1				1
調剤薬局	1					

※4人の歯科医師で1カ所の仮設歯科診療所を運営

種別	既存数	被災	再開		再開見込	未定
			自院	仮設		
病院	5	5	5			
診療所	13	6	1	3		2
歯科診療所	18	11	2	2	5	2
調剤薬局	16	7	1	2		4

種別	既存数	被災	再開		再開見込	未定
			自院	仮設		
病院	1					
診療所	6	1	1			
歯科診療所	5					
調剤薬局						

種別	既存数	被災	再開		再開見込	未定
			自院	仮設		
病院	1	1	1			
診療所	24	10	4	3	1	2
歯科診療所	18	11	4	1	3	3
調剤薬局	20	11	6	3		2

種別	既存数	被災	再開		再開見込	未定
			自院	仮設		
病院	4	2	2			
診療所	28	12	10	1		1
歯科診療所	24	13	10	1		2
調剤薬局	21	10	7			3

種別	既存数	被災	再開		再開見込	未定
			自院	仮設		
病院	2	1		1		
診療所	9	9	2	3		4
歯科診療所	9	9		4	2	3
調剤薬局	9	9		4		5

種別	既存数	被災	再開		再開見込	未定
			自院	仮設		
病院	19	13	10	3	0	0
診療所	112	49	18	17	2	12
歯科診療所	109	58	18	15	11	14
調剤薬局	100	53	15	18	0	20

医推第 1252 号
平成 23 年 3 月 15 日

学校法人岩手医科大学
理事長 大堀 勉 様

岩手県保健福祉部長

東北地方太平洋沖地震災害に立ち向かうための協力要請について

3月11日午後に発生した東北地方太平洋沖地震災害に立ち向かうために、別添のとおり県においては知事メッセージを発したところであります。

この未曾有の地震災害に立ち向かっていくために、関係機関、団体が結集していくことが不可欠であり、貴大学のご支援、ご協力を是非ともお願いします。

また、基幹災害拠点病院としてのご対応もよろしくお願いします。

なお、厚生労働省、文部科学省に対し、別紙のとおりまずは総括的な支援要請を行ったことを申し添えます。

医 推 第 1252 号
平成 23 年 3 月 15 日

社団法人岩手県医師会
会長 石川 育成 様

岩手県知事 達増 拓也

医療班の編成及び派遣要請について

3月11日午後に発生した東北地方太平洋沖地震及び津波によって、本県は、これまでにない大きな災害を被りました。

この未曾有の災害に立ち向かうために、関係機関、団体が結集していくことが不可欠であり、貴会のご支援、ご協力を是非ともお願いします。

つきましては、被災地の医療救護活動のため、災害時の医療救護に関する協定書第2条に基づき、貴会の医療班の編成及び派遣を要請します。

なお、発災後、貴会がこれまで自主的に医療班を編成して派遣したものについても、同協定書第2条の2に基づき、県の要請があったものとみなすことを申し添えます。

医推第 1252 号
平成 23 年 3 月 15 日

社団法人岩手県歯科医師会
会長 箱崎 守男 様

岩手県保健福祉部長

東北地方太平洋沖地震災害に立ち向かうための協力要請について

3月11日午後に発生した東北地方太平洋沖地震災害に立ち向かうために、別添のとおり県においては知事メッセージを発したところであります。

この未曾有の地震災害に立ち向かっていくために、関係機関、団体が結集していくことが不可欠であり、貴会のご支援、ご協力を是非ともお願いします。

なお、厚生労働省、文部科学省に対し、別紙のとおりまずは総括的な支援要請を行ったことを申し添えます。

東北地方太平洋沖地震災害に立ち向かうために

3月11日午後に発生した「平成23年東北地方太平洋沖地震」によって、本県は、これまでにない大きな災害を被りました。

現在、岩手県では、何よりもまず人命を救助することを第一に国をはじめ、自衛隊、広域緊急救助隊、広域緊急消防隊などのあらゆる関係機関とともに救援活動に全力をあげて取り組んでいます。

また、海外からの救援隊が県内に入って活動をはじめているほか、全国の皆様からも暖かい励ましとご支援をいただいています。

岩手県は、これまで幾度も大きな自然災害に見舞われてきましたが、その都度屈することなく、苦難を乗り越えてきました。今回の想像を絶する大災害に当たっても県民の皆さんをはじめ、関係機関、企業、NPOなど、あらゆる方々の力を結集することにより、必ずや克服できることを信じています。

この未曾有の地震災害に立ち向かっていくためには、これまで以上に、県はもとより、関係機関や団体が心を一つにして、強い気持ちを持ち、結集していくことが不可欠です。

この困難な状況を乗り越えていくため、皆様方の絶大なるご支援、ご協力を是非ともお願いします。

平成23年3月14日

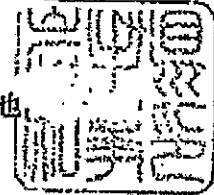
岩手県知事 達増拓也

医推第 1256 号

平成 23 年 3 月 15 日

各都道府県知事 様
(災害医療担当扱い)

岩手県知事 達増 拓也



東北地方太平洋沖地震に係る医師等の派遣について (依頼)

災害対策基本法第 74 条の規定に基づき、医師等の医療救護活動の応援を求めます。

なお、現時点での概要は、以下のとおりです。

おって、詳細については、県内ニーズの状況を踏まえ調整します。

記

- 1 当分の間、被災地での自治体の支援は期待できないことから、被災地で移動が可能な車両 (氷雪路での走行の可能性あり) での参集とし、派遣する医師等の生活物資 (活動期間中の飲料水・食料、車両の燃料、衛星携帯電話、薬品、生活必需品等) の持参や宿泊先の確保など、いわゆる完結型の医療救護支援を原則とすること。
なお現在、県内においては車両等の燃料 (ガソリン等) の確保が著しく困難となっていることを申し添えます。
- 2 また、現在は DMAT による救命救急活動から、避難場所での一般医療のほか、感染症、食中毒予防対策や、心のケアを含めた保健医療活動を必要としていること。
- 3 避難住民の医療救護活動の実施に当たっては、本県医師・看護師等と連携を取り対応されたいこと。
- 4 期間については、当面本年 4 月までを予定とすること。

担当：保健福祉部医療推進課 地域医療推進担当
〒020-8570 盛岡市内丸 10-1
電話：019-629-(5415 又は 5414)
FAX：019-626-0837

医療救護班登録票

※現時点では、がれきを避けながら救助活動、救護活動を各機関全力で行っており、危険を伴った活動となる状況であり、現場と連絡がつかない避難所も多数ある状況です。

よって、当分の間、被災地での自治体の支援は期待できませんので、被災地内で移動が可能な車両(氷雪路での走行の可能性あり)での参集し、衛星携帯、活動期間の食糧、薬品、生活必需品等を持参したいわゆる完結型の医療救護支援が原則となります。

また、現在は、いわゆるDMATIによる救命救急活動から、避難場所での一般医療の他、感染者、食中毒予防対策や、心のケアを含めた保健医療活動が必要としております。

派遣団体名

電話番号、メールアドレス

担当者名

医療班体制 (職種、人数、 チーム数)	(チーム数) (人数)	合計	チーム 人	※表の欄が足りない場合は別紙での報告でも結構です。		
	職種 (医師、看護師、他)	氏 名		(医師のみ)診療科	経験年数	
衛星携帯番号						
車両種類、 ナンバー						
活動期間						
備考						

参集場所:岩手県保健福祉部医療推進課
岩手県盛岡市内丸10-1 TEL019-629-5416
FAX019-626-0837

【岩手県からの救護班派遣要請のお願い】

1/1 ページ

差出人: [redacted]@pref.iwate.jp
件名: 【岩手県からの救護班派遣要請のお願い】
日付: 2011年 3月 16日 (水) 9:51
宛先: [redacted]

各都道府県担当各位
(災害医療担当課あて、担当課が異なる場合は適宜ご転送願います)

岩手県として、別添のとおり、全国の都道府県へ救護班派遣の要請をいたします。
これは、災害対策基本法74条に基づく都道府県知事等に対する応援の要求です。
費用に関しては、災害救助法の規程が基本となります。

なお、他県からの救護班の確保数の決定に当たっては、現在、県内のニーズについて調査中です。

既に、幾つかの医療機関から、支援の申し出が寄せられているところですが、ニーズを把握したうえでないと、詳細の提示（活動場所など）等が困難であることから、まずは「別添様式」により事前情報の登録をお願いしているところです。

県内の救護班への周知方、よろしく申し上げます。
※申し出があった医療機関に対しては、併せて、事前情報登録（別添様式）を提供いただければ幸いです。

岩手県保健福祉部医療推進課
地域医療推進担当

電話019-629-5415
FAX 019-626-0837

差出人: 菊池 [REDACTED] <[REDACTED]@pref.iwate.jp>
件名: 【事務連絡(岩手県)】当県への救護班要請の件についてのお願い
日付: 2011年 3月 18日 (金) 8:28
宛先: [REDACTED]@pref.hokkaido.lg.jp(2件目以降は省略)
Cc: [REDACTED]@pref.miyagi.jp(2件目以降は省略)

各都道府県 医療担当課 ご担当者様 各位
(ご担当が異なる場合は適宜、ご担当者へ転送等願います。)

岩手県医療推進課の菊池と申します。
お世話になっております。

さて、当県から災対法に基づく医療救護班の派遣要請(別添※公印無し)を行ったところですが、

現在、DMAT対応(急性期)の時期から移行し、地域のリサーチ、ニーズ等を踏まえたうえで、県内の医療関係者内で連携・調整をしながら、地域々における医療救護班の構築に向けて取り組んでいるところです。

各県からのお心づかいはありがたく、多くの医療機関の方からお問い合わせをいただいているところですが、実情を申し上げますと、マッチング調整前の諸々の対応(既に医療機関が現地へ向かっているなど)が生じており、現場は混乱しております。

現時点では、県内ではガソリンの供給も非常に厳しく、求めているのは、比較的長期・継続的・自己完結型の救護班です。

■ 被災地での医療班の重複や医療班の活動が少ない地域も存在するなど、各県からの医療機関からの申し出においては、事前情報(別添様式)を予めいただいたうえで、必ず事前にご支援の申し込みをいただき、日程調整等、現地ニーズのマッチングが整ったものから、お願いをしていきたいと考えております。

受入調整等が整わない状況では、ご迷惑をおかけしますので、貴下の医療関係者から申し出があった際におかれましては、この旨、周知をするなど、ご配慮をいただければ幸いです。

岩手県保健福祉部医療推進課
地域医療推進担当 菊池 [REDACTED]
電話019-629-5415
FAX 019-626-0837
E-mail: [REDACTED]@pref.iwate.jp

添付ファイル:

110315(救護班要請).pdf

82.4 k

事前登録様式.pdf

71.2 k

差出人: 菊池 [REDACTED] <[REDACTED]@pref.iwate.jp>
件名: 【追加情報(岩手県)】当県への救護班要請の件についてのお願い
日付: 2011年 3月 19日 (土) 11:43
宛先: [REDACTED]@pref.hokkaido.lg.jp(2件目以降は省略)
Cc: [REDACTED]@pref.miyagi.jp(2件目以降は省略)

各都道府県 医療担当課 ご担当者 様 各位
(ご担当が異なる場合は適宜、ご担当者への転送等願います。)

岩手県庁医療推進課の菊池と申します。
お世話になっております。

さて、当県の避難所における救護班派遣の件についてですが、派遣決定までの一連の
手続きの概要について、追加情報としてご連絡します。

一部、繰り返し事項となって恐縮ですが、当県の状況に鑑み、貴下の医療機関から
申し出があった場合に当たっては、この旨周知される等、ご配慮をいただけると幸いです。

記

1. 原則、当県あて事前情報をいただいている医療機関のみが対象です。
(お願いしたいのは、長期・継続的・自己完結的なチームを想定しております。)

2. 当県では「医療救護体制運営会議」を設置しており、申出医療機関からの事前
情報に基づき、現地ニーズの確認等(リサーチ結果、現地保健所等の受入確認等)を
行いながら、当運営会議において、マッチング調整等を行っております。
マッチングが整った場合においてのみ、派遣のお願いをしたいと思います。

■医療救護体制運営会議

→メンバー: 岩手医大、県医師会、日赤、国立病院機構、県医療局(県立病院)
及び県庁。原則、毎日ミーティング開催。

3. マッチング調整が整った医療機関に対しては、岩手到着の際におかれては、県庁
9F(保健福祉部医療推進課)に、原則お立ち寄りいただきます。その際、以下の事務
連絡を実施したいと存じております。

- ・オリエンテーション(現地連絡先の情報提供、現場説明等)
- ・許可証の交付(基本的に県を通さないチームとの区分のため)

お心づかい、大変感謝しております。

しかしながら、連日、医療機関等からの電話の応対等にスタッフが忙殺されている
状況となっており、調整に急を要するもの、単発的な申し出には、現地事情もあり、
必ずしも、対応しかねる場合も多々想定されます。回答の遅延など、非礼をおかけす
ることも多々あろうかと存じます。

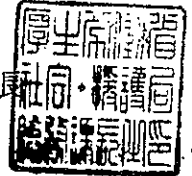
各県におかれては、申し出のある医療機関との調整の板挟み等で、大変ご苦勞をお
かけしておるところであり、申し訳ございません。

岩手県保健福祉部医療推進課
地域医療推進担当 菊池 [REDACTED]
電話019-629-5415
FAX 019-626-0837
E-mail [REDACTED]@pref.iwate.jp

平成23年3月19日

各 都道府県 災害救助担当主管部(局)長 殿

厚生労働省社会・援護局総務課長



平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に係る
災害救助法の弾力運用について

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により被災した各都道府県及び被災者を受け入れている各都道府県においては、既に災害救助法に基づき応急救助を実施していただいているところであるが、今般の震災による被害の甚大さにかんがみ、災害救助法の運用に当たって下記に留意し、被災地はもちろん被災地でない都道府県においても積極的に被災者の救助に当たりたい。

また、管下政令指定都市及び中核市並びにその他の市町村に対して、下記内容に関する情報提供を併せてお願いする。

記

1 特別基準の設定について

災害救助法による救助については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(平成12年3月31日厚生省告示第144号。以下「一般基準」という。)に基づき実施されているところであるが、被災状況等によって、一般基準では対応できない場合もあるので、特別基準を設定することが可能とされている。

2 特別基準の運用について

特別基準の設定及び運用については個々具体の被災状況を踏まえ決定されるものであるが、各自治体等からの問い合わせの多い事項については、次のような取扱いとする。

(1)避難所の設置

公共施設等を避難所として開設することを原則とするが、これだけでは不足する場合や

高齢者等の利用に配慮した避難所が必要となる場合等には、必要に応じて、公的な宿泊施設を利用したり、民間の旅館、ホテル等を借り上げるにより避難所として活用することも可能であるので、積極的に検討されたい。なお、この場合、地域の実情に応じて避難所の設置のため相当な経費は国庫負担の対象となるので留意されたい。

(参考)なお、「相当な経費」として、新潟県中越地震の際には特別基準として1人1日5,000円(食事込)の基準を設定した。

(2) 避難所の開設期間、炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

避難所の開設期間、炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給については、一般基準では7日以内とされているが、災害救助法を適用した自治体との電話による協議の結果、2ヵ月までとすることに同意したので了知されたい。

(3) 応急仮設住宅の給与

応急仮設住宅の給与に当たっては、寒冷地仕様にも配慮すること。また、地域の実情に応じ、民間賃貸住宅、空き家の借り上げにより設置することも差し支えないので留意されたい。

(参考)なお、岩手・宮城内陸地震の際には、寒冷地であることに配慮して、民間賃貸住宅について1戸当たり月額6万円で借り上げた。

(4) 応急仮設住宅の着工期間

応急仮設住宅の着工期間については災害発生の日から20日以内とされているが、被災状況にかんがみ、この期間に着工することができない場合も想定されるので、この期間を超えてもできるだけ早期に着工するのであれば差し支えないので了知されたい。

3 広域にわたる避難が行われた場合の取扱い(法第35条の活用)

一般の災害の被災状況にかんがみ、災害救助法が適用された都道府県からの県域を越えた避難も想定される場所であるが、このような避難についても、当然、災害救助費等負担金の国庫負担の対象となる。法に規定する各種の救助に要する費用については、災害救助法の適用を行った都道府県が支弁することになるが、被災した都道府県から要請を受け、災害救助法が適用された市町村からの避難者を受け入れて行われた救助については、受け入れた都道府県から災害救助法の適用を行った都道府県に対して求償することが法律上もできることとされているので留意されたい。

4 その他

(1) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第70条の4第1項又は第70条の6第1項に基づき贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている農地を都道府県が災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく応急仮設住宅のために

一時使用する場合は、農地に戻す見込みがある等所定の要件を満たすときは農地に係る贈与税又は相続税の納税猶予が継続される特例（同法第70条の4第17項又は第70条の6第21項）があるので、御了知願いたい。詳細については、追って連絡するが、贈与税等の納税猶予の適用を受けている農地を応急仮設住宅用地として検討される場合には、事前にご相談いただきたい。

(2) 御遺体の発見場所から安置所までの輸送に係る経費についても、災害救助費等負担金の国庫負担の対象となるので留意されたい。

(参考) 医療救護業務

【岩手県】救護医療チーム派遣調整業務について

1/1 ページ

差出人: 坊良 [REDACTED] <[REDACTED]@pref.iwate.jp>
件名: 【岩手県】救護医療チーム派遣調整業務について
日付: 2011年 4月 8日 (金) 23:10
宛先: [REDACTED]
Cc: 菊池 [REDACTED] <[REDACTED]@pref.iwate.jp>, 菊池 [REDACTED] <[REDACTED]@pref.iwate.jp>, 木村 [REDACTED] <[REDACTED]@pref.iwate.jp>, 佐々木 [REDACTED] <[REDACTED]@pref.iwate.jp>, 武田 [REDACTED] <[REDACTED]@pref.iwate.jp>

各都道府県等担当者 様

この度の震災への様々な支援、誠にありがとうございます。

本県への救護医療チーム受入、配置調整を担当して参りましたが、明日 (4/9) から次のとおり担当を変更させていただきますので、連絡いたします。

これまでの業務実施におきましてご助言、ご指導頂きましたことに感謝申し上げますとともに、本県震災の復興につきまして、引き続きご支援願いますようお願い申し上げます。

【派遣調整担当】

■救護医療班派遣調整稼括

菊池 [REDACTED] ⇒ [REDACTED]@pref.iwate.jp

■宮古市、山田町 (宮古保健所管内)

菊池 [REDACTED] ⇒ [REDACTED]@pref.iwate.jp

■釜石市、大槌町 (釜石保健所管内)

武田 [REDACTED] ⇒ [REDACTED]@pref.iwate.jp

■大船渡市、陸前高田市 (大船渡保健所管内)

菊池 [REDACTED] ⇒ [REDACTED]@pref.iwate.jp

岩手県保健福祉部医療推進課

地域医療推進担当 坊良 [REDACTED] (ぼうら [REDACTED])

TEL019-629-5416/FAX019-626-0837

メール: [REDACTED]@pref.iwate.jp

【保健福祉部の合言葉】

“私たちは、ユニバーサルデザインの考え方
(不便なく、使いやすく、わかりやすく)
を基本に行動します。”

差出人: 菊地 <[redacted]@pref.iwate.jp>
件名: 【お願い】医療救護班の交替メンバー等の情報について
日付: 2011年4月11日(月) 14:17
宛先: [redacted]
Cc: 武田 <[redacted]@pref.iwate.jp>(2件目以降は省略)

岩手県に医療救護班を派遣していただいている団体のご担当者様
(ご担当でない場合は、お手数ですが担当の方に転送願います。)

岩手県庁医療推進課、菊地と申します。
この度の地震・津波災害に係る医療救護班の派遣につきましては、
いろいろとお骨折りいただき、本当に感謝申し上げます。

3/11の被災から今日で1か月となりました。
被災地は徐々に落ち着きを取り戻しつつあるように見えるものの、
いまだに多くの方々が避難所暮らしを強いられるなど、
厳しい状況に置かれていることは事実です。

一方で、仮設住宅等の建設と避難所の集約、病院や開業医の体制整備、
避難所となっていた学校の再開など、被災地と医療救護班を取り巻く
環境にも変化が生じており、
今後は、各地域の状況を踏まえながら、通常の医療体制に
どのようにして戻していくのが大きな問題と考えております。
派遣団体の皆様方には、今しばらくお力をお貸しいただければと思います。

- 1 救護班メンバーが交替する際の情報提供について(依頼)
各地の市町村や保健所から、地域の医療体制確認のために、
救護班のなかでメンバー交替がある際には、
事前に情報提供いただけるとありがたいとの相談を受けております。
現在も、随時情報提供いただいている団体もごさいますが、
それ以外の団体にあっても、よろしく願いいたします。

情報提供の方法は、添付した「登録票」に、交替後のメンバーに関する
必要事項を記載し、メールあるいはFAXでお願いいたします。

メール [redacted]@pref.iwate.jp
FAX 019-626-0837

- 2 各地域ごとの調整担当について(事務連絡)
先週末で、派遣調整の総括窓口となっていた坊良(ボウラ)が異動し、
各派遣地域ごとに、下記の担当となっております。
不明な点等につきましては、なんなりとご相談ください。
・陸前高田、大船渡 …菊地 <[redacted]@pref.iwate.jp>
・釜石、大槌 …武田 <[redacted]@pref.iwate.jp>
・宮古、山田 …菊地 <[redacted]@pref.iwate.jp>

- 3 その他
上にも記載いたしましたとおり、本県の状況としては、
既存の病院や開業医の先生による診療再開の動きは出てきているものの、
通常体制に戻るにはいましばらくの時間を要するため、
その間、皆様方からのお力をお借りしたいという状況です。

3月に各都道府県あてに救護班の派遣を要請した際の文書では、
「当面4月末まで」というかたちでお願いしておりますが、
5月以降の協力の要請についてあらためて文書を出す方向で検討しております。
もう少しお時間をいただきますようお願いいたします。

岩手県保健福祉部医療推進課
菊地 (きくち [redacted])
TEL 019-629-5415

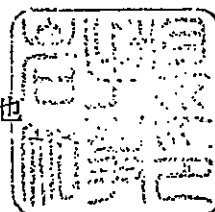
医推第104号
平成23年4月13日

関係都道府県知事
(災害医療担当課扱い)

様

関係医療機関等の長

岩手県知事 達増 拓也



東日本大震災津波に係る医療救護活動の派遣について（依頼）

関係都道府県及び関係医療機関におかれましては、これまで、当県被災地へ医療救護活動チームを派遣し、多くの医療提供のご支援をいただき感謝申し上げます。

さて、被災地においては、発災後1か月を経過したところでありますが、未だに多くの方々が避難所生活を強いられるとともに、地域医療機関の通常医療の再開の目処には至っていない状況にあります。

本県としては、医療救護活動のご支援を現にいただいている各位を基調として、地域医療機関による通常医療が再開できるまでの当分の間、引き続き、医療救護活動チームの派遣の継続をお願いしたいと考えております。

つきましては、被災地における当面の医療提供体制確保の指針として活用するため、各位の医療チームの派遣に当たり、予め今後の派遣可能期間（見込み）についてご意向をお伺いしたいと存じます。お手数をおかけしますが、別紙様式により、岩手県庁保健福祉部医療推進課あて平成23年4月26日（火）までにご回答をお願いします。

おって、現時点の概要については以下のとおりですが、詳細については地域のニーズの状況に応じて、適宜調整します。

記

1 派遣依頼期間及び活動内容

- (1) 避難所を中心とした医療救護活動（概ね発災後3か月程度：23年6月末頃までを目処）
- (2) 仮設診療所及び地域医療機関等での医療支援活動（概ね発災後3か月～）等

派遣依頼期間や活動内容は現時点の目安であり、今後、仮設住宅等の建設や避難所の集約、地域医療機関の通常医療の再開に向けた取組等の環境変化が見込まれるところであり、地域の事情やニーズの状況に応じて、内容の変更が想定されますので留意願います。

2 その他

- (1) チームの派遣内容の調整については、現地（関係市町等）からの意向を基に、「いわて災害医療支援ネットワーク（岩手医大、県医師会、岩手県等の県内関係者で構成）」において行うものであること。
- (2) 引き続き、現地の医療関係者との連携に努めていただくとともに、自己完結型の支援についてご理解をお願いしたいこと。
- (3) 派遣チームの交代が生じる場合においては、現地への情報提供が必要ですので、メンバー登録票の事前提出についてご協力をお願いしたいこと。
- (4) 関係医療機関の長におかれましては、適宜、所属の都道府県庁（関係課）との情報共有等を宜しくをお願いしたいこと。

担当：保健福祉部医療推進課 地域医療推進担当

（陸前高田市・大船渡市）菊池 [REDACTED] 内線 5415 [REDACTED]@pref.iwate.jp

（釜石市・大槌町）武田 [REDACTED] 内線 5416 [REDACTED]@pref.iwate.jp

（宮古市・山田町）菊地 [REDACTED] 内線 5414 [REDACTED]@pref.iwate.jp

〒020-8570 盛岡市内丸 10-1

電話：019-629-（5414・5415・5416）、FAX：019-626-0837

(参考)医療救護業務

(別紙様式)

岩手県保健福祉部医療推進課 地域医療推進担当 御中(FAX019-626-0837)

〔回答〕……医療救護班【今後の派遣可能期間(見込み)】

平成23年 月 日

派遣団体名

担当者名、電話番号、メールアドレス

活動場所: (チーム数)

区分	上旬	中旬	下旬	備考
【記載例】	○ (派遣可能チーム数 1)	○(~4/20まで) (派遣可能チーム数 1)	×	〇〇病院
23年5月	(派遣可能チーム数)	(派遣可能チーム数)	(派遣可能チーム数)	
23年6月	(派遣可能チーム数)	(派遣可能チーム数)	(派遣可能チーム数)	
23年7月	(派遣可能チーム数)	(派遣可能チーム数)	(派遣可能チーム数)	
23年8月	(派遣可能チーム数)	(派遣可能チーム数)	(派遣可能チーム数)	
23年9月	(派遣可能チーム数)	(派遣可能チーム数)	(派遣可能チーム数)	
23年10月	(派遣可能チーム数)	(派遣可能チーム数)	(派遣可能チーム数)	
23年11月	(派遣可能チーム数)	(派遣可能チーム数)	(派遣可能チーム数)	
23年12月	(派遣可能チーム数)	(派遣可能チーム数)	(派遣可能チーム数)	
24年1月	(派遣可能チーム数)	(派遣可能チーム数)	(派遣可能チーム数)	
24年2月	(派遣可能チーム数)	(派遣可能チーム数)	(派遣可能チーム数)	
24年3月	(派遣可能チーム数)	(派遣可能チーム数)	(派遣可能チーム数)	

(記載上のお願)

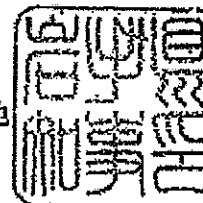
○ 長期の見込みを立てることは極めて困難だと思っておりますので、現時点で把握できる範囲で結構ですが、**当面、6月末までの見通しまで、できるだけご報告をいただけると幸いです。**

岩手県保健福祉部医療推進課 地域医療推進担当
岩手県盛岡市内丸10-1 Tel019-629-5416
FAX019-626-0837

医推第 147 号
平成 23 年 4 月 22 日

社団法人日本小児科学会
会長 五十嵐 隆 様

岩手県知事 遠増 拓也



小児科医師派遣の緊急要請について

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、当県に未曾有の被害を与え、想定をはるかに広範な被災と避難者の発生により、医療活動の維持が極めて困難となっております。

このような状況にあつて、大きな被害を受けた当県沿岸地域の基幹病院として診療を行っている岩手県立大船渡病院をはじめ被災地域の病院においては、現在、小児科専門医師の不足により、診療に支障を来している状況であります。

県内での診療応援も医師不足により派遣が困難であり、診療にあたっている医師の体力や精神力も限界に近づいております。

貴会におかれましては、当県のこうした事情をご推察いただき、当県医療の確保のため、岩手県立大船渡病院をはじめ被災地域の基幹病院への小児科医師の派遣について特段のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

担当：岩手県保健福祉部医療推進課地域医療推進担当 菊池

電話：019-629-5415 (直通)

FAX：019-626-0837

(岩手県立病院の担当課)

岩手県医療局 医師支援推進室 千葉

電話：019-629-6365

記者クラブ 各位

「岩手災害医療支援ネットワーク」による医療支援体制について

今般の災害に対する医療については、発災当初の救命救急医療を中心としたDMATによる活動から、避難所等における避難者の慢性疾患対応や健康管理といった救護医療へとニーズが移ってきていますが、避難所が多数で広範囲にわたるため、これに対応する医療提供体制が必要となっています。

このため、被災直後から岩手県地域防災計画に基づく医療救護班を編成する主な主体である岩手医大、県医師会、日赤、国立病院機構、県医療局、岩手県の6つの機関が連携体制の構築を進め、DMATが撤収した3月20日に「岩手災害医療支援ネットワーク」を立ち上げ、地域と調整を行いながら地域ごとに隙間のない継続的な災害医療の確保に向けた取組を進めていますので、お知らせします。

1 経過

- (1) 3月11日に発災した東北太平洋沖地震の被災者への医療については、発災当初は救助者への救命救急医療や、入院の必要な避難患者の内陸部へのヘリ搬送などを本県及び全国から派遣されたDMATにより対応。
- (2) 発災後、数日経過した時点から救急医療を主体としたDMATから、避難者を対象とした救護医療にニーズが移り始め、DMATに弾力的に救護医療にも対応いただきながら、県内の医療救護チーム、全国支援チームと随時入れ替えを行ってきている。
- (3) 避難所が多数で広範囲にわたるため、岩手医大、県医師会、日赤、国立病院機構、県医療局、岩手県の6つの機関が連携しながら、地域の災害医療ニーズに応じていく「岩手災害医療支援ネットワーク」を形成し、避難所への医療チームの派遣、地域医療機関の支援などを行っている。

2 運営体制

- (1) 構成主体：岩手医大、県医師会、日赤、国立病院機構、県医療局、岩手県
- (2) 上記の6機関が災害対策本部（県庁4階）に参集し、地域の要請をもとに連携調整を図りながら医療チームの派遣、医療機関の支援等を行う。

3 役割分担

- (1) 各主体の被災担当地域ごとに医療資源を集約し、同質で継続性のある医療救護を提供する体制を構築する。
- (2) 各主体は、各自自治体等と連携の上、担当地域の継続的な医療救護の提供及び担当地域内の医療ニーズの情報をネットワーク会議に報告し、調整のうえ必要な対応を行う。
- (3) 医療救護支援のケース
 - ア 巡回診療型（参集拠点から各避難所を巡回して診療）
 - イ 避難所滞在型（避難住民が多く、宿泊・診療スペースがある避難所に滞在して診療）
 - ウ 後方支援型（災害拠点病院等での被災者の診療）

4 活動状況

3月22日現在、医療救護班約44チームが巡回診療、避難所滞在などの活動を展開中

担当：保健福祉部医療推進課
佐々木 内線：5416

○医療救護体制について

1 運営体制

- (1)岩手医大、県医師会、日赤、国立病院機構、県医療局、岩手県
 (2)基本的には以下の役割分担としつつ、上記の6機関が災害対策本部(県庁4階)に参集し、連携・調整を図りながら運営する。

団体名	主な役割	備考
岩手医大	派遣コーディネート、医大チーム調整、後方医療体制の確保	
県医師会	各県医師会からの要請調整、医師会チームの調整	
日赤	日赤チームの調整	
国立病院機構	国立病院チームの調整	
県医療局	県立病院チームの調整、後方医療支援の確保	
岩手県	全体調整、派遣状況の管理、行政情報収集提供	

2 医療救護活動

(1)県内参集拠点

岩手県保健福祉部医療推進課経由→各保健所

(2)各圏域の参集拠点

- ア 地元市町村の指定する参集拠点
 イ 県立病院(大船渡、釜石、宮古、久慈)

(3)地域でのコーディネート役

- ア 各保健所(大船渡、釜石、宮古、久慈)及び市町村
 イ 各保健所が所管地域の市町村と連絡を取りながら、避難所の状況、医療救護のニーズを把握し、医療推進課に定期的に情報を提供する。
 ウ 医療推進課は、各保健所からの情報を元に、上記6機関会議で対応を検討し、具体的な医療救護体制の調整や医療班の派遣地域を決定する。
 エ 派遣の要請を受けた医療班は、最初に県庁医療推進課に参集し、打合わせの後、指定を受けた地域を管轄する保健所又は市町村に参集する。
 オ 保健所及び市町村の指示により市町村参集拠点、避難所、県立病院等において診療を開始する。
 カ 保健所及び市町村は医療救護班の活動状況を把握し、必要に応じて医療推進課に要請を行い、医療推進課は支援の調整を行う。
 ※岩手医大、日赤、国立病院機構の担当分を除く。

(4)医療救護支援のケース

- ア 巡回診療型(参集拠点から各避難所を巡回して診療)
 イ 避難所滞在型(避難住民が多く、宿泊・診療スペースがある避難所に滞在して診療)
 ウ 後方支援型(災害拠点病院等での被災者の診療支援)

3 運用方式

- (1)1の各主体ごとに被災の大きい一定の地域をテリトリーとして医療資源を集約し、同質で継続性のある医療救護を提供する体制とする。
 (2)各主体は、担当地域の継続的な医療救護の提供及び担当地域内の他の医療チームとの連携を行う

主な被災地区	担当	備考
大船渡地区	岩手医大、県医療局	
陸前高田地区	日赤	
釜石地区	日赤	
大槌地区	岩手医大	
山田地区	国立病院機構	
宮古・田老地区	岩手医大、県医療局	
久慈・野田地区	岩手医大、県医療局	

岩手県災害対策本部内「医療対策班」運営要領 (災害医療支援ネットワーク)

岩手県災害対策本部内に、被災地における医療救護活動を統括する医療対策班（「災害医療支援ネットワーク」）を設置し、下記により運営する。

1 設置場所

岩手県災害対策本部内（県庁4階）

2 構成組織

岩手県医師会、岩手医科大学、日本赤十字社岩手県支部、医療局、岩手県保健福祉部（医療推進課）、その他関係者

3 活動時間

7:00～24:00（その他時間帯は岩手県医療推進課で対応）

4 主な活動内容

- (1) 被災各地域における医療ニーズ、医療救護班派遣拠点等の情報把握
- (2) 全国からの医療救護班派遣協力申出に関する全体調整
(基本的な役割分担)
 - ・ 岩手県医師会…医師会関係、個人による協力申出
 - ・ 岩手医科大学…大学病院関係
 - ・ 日本赤十字社岩手県支部…日赤救護班関係
 - ・ 岩手県保健福祉部医療推進課…上記以外
- (3) 医療救護班の派遣に関する全体調整（上記(2)の役割分担に基づき実施）
- (4) 医療救護班の活動状況等の情報把握に関する統括（上記(2)の役割分担に基づき実施）
- (5) 派遣中の医療救護班に対する各種情報提供
- (6) 被災地域からの緊急搬送要請への対応、そのための消防、自衛隊等関係機関との密接な協力
- (7) その他被災各地域における医療活動に関すること

5 活動期間

別途定める

【H23.4.20会議資料】・・・医療救護班体制の運営状況

NO	保健所名	市町村エリア	拠点救護所設置(案)	避難者数(4/17:17時)	4/20時点の救護班の主な取組予定(県把握分) (■は活動チームのカウント数)	活動チーム数(4/20)	4/21時点の救護班の主な取組予定(県把握分) (■は活動チームのカウント数)	活動チーム数(4/21)
■日赤(9)、国立病院(1)、医師会(9)、自衛隊(3)、その他(28)								
1	大船渡	陸前高田市	7	16,096	<p>■日赤(3チーム:秋田、盛岡、旭川)</p> <p>■三重県(三重大学、1チーム)</p> <p>■聖マリア病院(3/21~、1チーム)</p> <p>■千葉県(旭中央・市立青葉・県病院局3/18~、2チーム)</p> <p>■北海道(北大病院3/22~、1チーム)</p> <p>■岩手医科大学(秋田大3/27~)1チーム</p> <p>■東京都(都立駒込・東邦大学4/1~、2チーム)</p> <p>■医師会JMAT(三重~4/22、1チーム)</p> <p>■県立中央病院チーム(1チーム)</p>	13	<p>■日赤(3チーム:秋田、盛岡、旭川)</p> <p>■三重県(三重大学、1チーム)</p> <p>■聖マリア病院(3/21~、1チーム)</p> <p>■千葉県(旭中央・市立青葉・県病院局3/18~、2チーム)</p> <p>■北海道(北大病院3/22~、1チーム)</p> <p>■岩手医科大学(秋田大3/27~)1チーム</p> <p>■東京都(都立駒込・東邦大学4/1~、2チーム)</p> <p>■医師会JMAT(三重~4/22、1チーム)</p> <p>■県立中央病院チーム(1チーム)</p>	13
■財)日本オリンピック委員会(~/4/30、1チーム)								
2	大船渡	大船渡市	7	6,521	<p>■盛岡医療生協チーム(1チーム)</p> <p>■岡山県(3/25~、1チーム)</p> <p>■自治医科大学(3/25~、1チーム)</p> <p>■自治医大さいたま医療センター(1チーム)</p> <p>■医師会JMAT(北海道、1チーム)</p> <p>■県立大船渡病院への応援(県立南光、岡山大学、藤沢市民病院、心血管センター)</p>	6	<p>■財)日本オリンピック委員会(~/4/30、1チーム)</p> <p>■盛岡医療生協チーム(1チーム)</p> <p>■岡山県(3/25~、1チーム)</p> <p>■自治医科大学(3/25~、1チーム)</p> <p>■自治医大さいたま医療センター(1チーム)</p> <p>■医師会JMAT(北海道、1チーム)</p> <p>■県立大船渡病院への応援(県立南光、岡山大学、藤沢市民病院、心血管センター)</p>	6
■日赤(3チーム:小川、津久井、前橋)								
3	釜石	釜石市	4	5,182	<p>■自衛隊(1チーム)</p> <p>■富山県(3/17~、1チーム)</p> <p>■秋田県(災害医療救護チームA3/21~、2チーム)</p> <p>■県立釜石病院への支援(自治医大同窓会、岩手医大、北里大)</p>	7	<p>■日赤(3チーム:小川、津久井、前橋)</p> <p>■自衛隊(1チーム)</p> <p>■富山県(3/17~、1チーム)</p> <p>■秋田県(災害医療救護チームA3/21~、2チーム)</p> <p>■県立釜石病院への支援(自治医大同窓会、岩手医大、北里大)</p>	7
■大阪府(府立病院機構3/22~、1チーム)								
4	釜石	大船町	4	6,378	<p>■AMDA(~/4/20、1チーム)</p> <p>■医師会JMAT(青森、大阪②、油壘、長野)5チーム</p>	7	<p>■大阪府(府立病院機構3/22~、1チーム)</p> <p>■医師会JMAT(青森、大阪②、沖繩、長野)5チーム</p>	6
■国立病院機構(~/4/22、1チーム:名古屋医療)								
5	宮古	山田町	6	3,517	<p>■日赤(3チーム:和歌山、大阪、神戸)</p> <p>■自衛隊(2チーム:旭川、真駒内)</p> <p>■医師会JMAT(手稲溪仁会~/4/30、千葉4/12~、2チーム)</p> <p>■和歌山県(橋本市民病院~/4/30、1チーム)</p> <p>■県立山田病院への支援(戸塚共立第一病院)</p>	9	<p>■国立病院機構(~/4/22、1チーム:名古屋医療)</p> <p>■日赤(3チーム:和歌山、大阪、神戸)</p> <p>■自衛隊(2チーム:旭川、真駒内)</p> <p>■医師会JMAT(手稲溪仁会~/4/30、千葉4/12~、2チーム)</p> <p>■和歌山県(橋本市民病院~/4/30、1チーム)</p> <p>■県立山田病院への支援(戸塚共立第一病院)</p>	9
■地域医療チーム(国保田老・岩手医大・国境なき医師団)								
6	宮古	宮古市(田老地区以外)	1	4,068	<p>■静岡県(県立総合他3/21~、2チーム)</p> <p>■北海道(札幌医大他3/22~)1チーム</p> <p>■青森県(県立中央他3/23~、1チーム)</p> <p>■沖繩県(中部病院他3/24~、1チーム)</p> <p>■山形県(県立新庄他3/28~、1チーム)</p> <p>■新潟県(新潟大、1チーム)</p> <p>■県立宮古病院への支援(県立中央、岩手医大、帝京大学、横浜市東部病院、聖隷三方ヶ原病院、久留米大学、看護協会)</p>	1	<p>■地域医療チーム(国保田老・岩手医大・国境なき医師団)</p>	1
■久慈市								
8	久慈	岩泉町	-	213		7		7
		久慈市	-	62		-		-
		洋野町	-	0		-		-
		野田村	-	313		-		-
		菅代村	-	1		-		-
沿岸地域外(後方支援等)								
			-	-	■県立千厩病院への支援(岩手医大、自治医大さいたま医療センター)	-		-
			32+α	42,612		50		49

■拠点救護所 設置箇所

[H23.5.2 現在]

NO	地域区分	拠点箇所（案）	主配置機関（予定）	備考
1	陸前高田市	高田第一中学校	日赤	
2		長部地区コミュニティセンター	北海道大、浜松市	
3		米崎コミュニティセンター	医療局、三重大、秋田大、 東京都、医師会	
4		東部地区デｲバﾞｽセンター	千葉県、鳥羽医院	
5		竹駒地区（滝の里会館）	医師会（聖マリア病院）	下矢作地区（巡回）
6		二又地区	国保二又診療所	
7		広田地区 （広田小学校）	国保広田診療所	
8	大船渡市	大船渡地区公民館	自治医科大学	
9		リアスホール	盛岡医療生協	
10		花菱縫製	国保越喜来診療所	
		末崎ふるさとセンター	（自治医科大学）	巡回
		赤崎・蛸浦地区	（盛岡医療生協）	巡回
<u>11</u>		綾里地区	国保綾里診療所	
<u>12</u>		吉浜地区	国保吉浜診療所	
<u>13</u>	釜石市	鈴子広場救護所	日赤	
<u>14</u>		旧釜石第一中	日赤	
<u>15</u>		栗林小学校	自衛隊	
<u>16</u>	大槌町	中央公民館（城山）	医師会	
<u>17</u>		大槌高校	医師会	
<u>18</u>		寺野体育館	医師会	
<u>19</u>		上町ふれあいセンター（大槌病院）	医療局	仮設診療所
		安渡小学校	（自衛隊）	巡回
		吉里吉里地区	（大阪府立病院機構）	巡回
<u>20</u>	山田町	山田町保健センター	医師会	
<u>21</u>		旧山田病院	医療局、近藤医院	
		大沢地区 （大沢小学校）		巡回
<u>22</u>		織笠地区 （山田高校）	日赤	
<u>23</u>		舟越・大浦地区 （青少年の家）	日赤	
		豊間根地区		巡回
<u>24</u>	宮古市	田老地区（グリーンピア）	地域医療チーム(国保田老診療所他)	
<u>25</u>		磯鷄地区	青森県	
<u>26</u>		崎山地区	札幌医大	
<u>27</u>		重茂地区	静岡県	

避難所におけるインフルエンザ，ノロなどの感染対策の暫定方針

1. 現場救護班は，診断名ではなく，重傷度に基づいて入院適応を判断し，入院要請する。
2. 入院は，要請を受けた後方病院の判断を尊重し，新型インフルエンザと同様，高度脱水，肺炎，脳炎などを入院適応とする。
3. 入院適応の判断とは別に，真性のノロあるいはインフルエンザは，各避難所で診断キットを用いて分離し，隔離する。
4. 避難所では，隔離室を設ける。
5. 現場の隔離室は保健室などとし，不足の場合は予防投与クラスターごとに他の避難者と2 m以上隔離するか，段ボールなどで区分する。
6. 隔離期間は，24時間の無熱（目安37°C未満）確認後，3日目までとし，従前の場所に復帰とする。（*足かけ4日，タミフル5日分処方とすると，ほぼ飲みきりで復帰となる。）
7. 半径2 m以内で常時接していた人に，タミフル予防投与を行う。
8. 100名以上が避難している施設では，面会等のアクセスを制限を指導する。
9. ワクチンは自衛隊員など，近接して行動する集団以外は接種作業のための医師確保を考えると現実的ではなく，副反応のリスクを考えると現時点では推奨されない。
10. インフルエンザ診断キットをインデックスケース（クラスター中の初発例または典型例）に施行する。
11. ノロのキットは岩手医科大学感染対策室に保管しており，配備されていない診療拠点に順次提供可能である。現場救護班は岩手災害医療支援ネットワーク本部に必要な数を要求する。また，タミフルについては現地の保健所も保管しており，使用可能である。

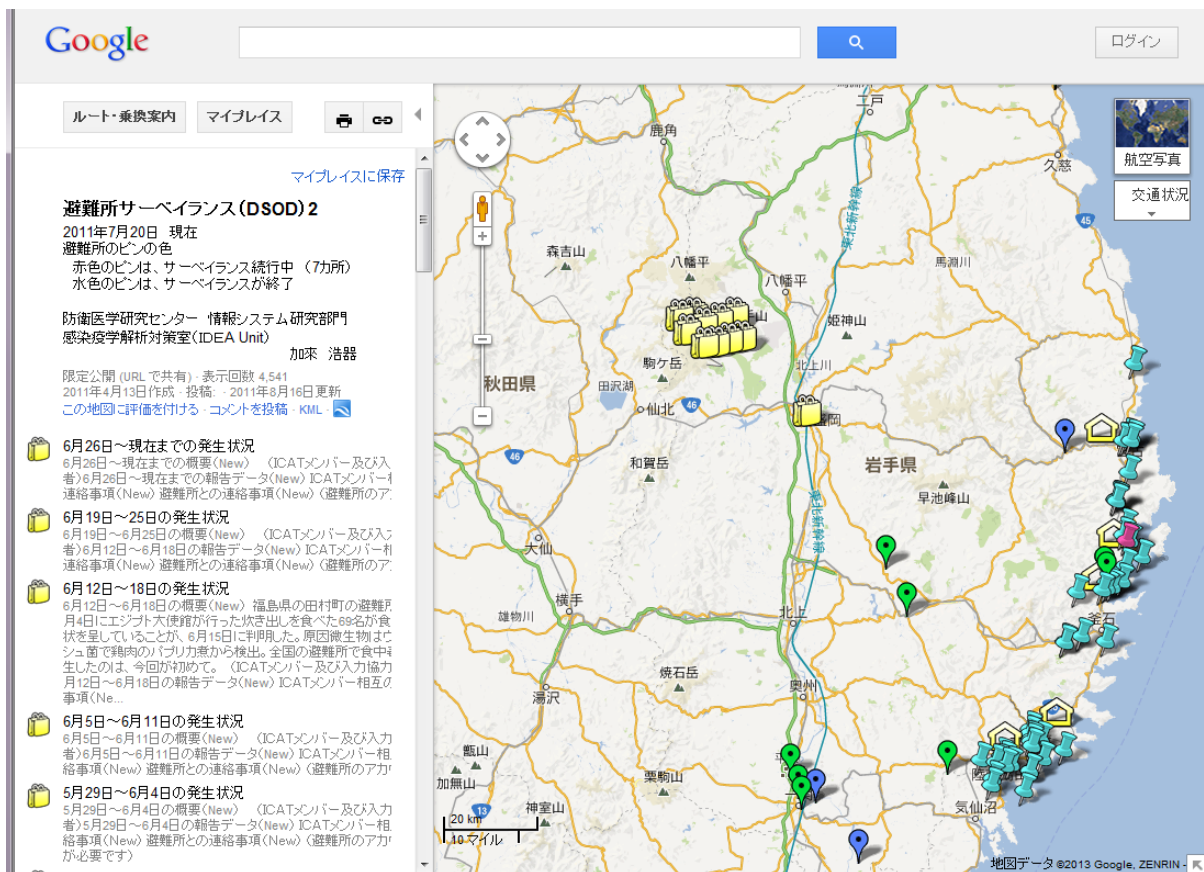
避難所サーベイランス（抜粋）

● 6月1日の概要

- 25施設から報告（陸前高田5、大船渡市6、釜石4、大槌4、山田4、宮古2）
- 避難者数2879名（うち5歳未満74名）
 - ・急性呼吸器症候群28名
 - *高田第一中学校25名、長部症・コミセン・長部保育園2名、城山体育館1名
 - ・急性胃腸症候群8名
 - *高田第一中学校7名、釜石観光センター1名
 - ・急性発疹・粘膜・出血症候群なし
 - ・急性神経・筋症候群1名（昨日に続いて高田第一中学校からもう一例か）
 - ・インフルエンザ様疾患1名（サンビレッジ高田）

● 5月31日の概要

- 19施設から報告（陸前高田6、大船渡市6、釜石1、大槌4、山田6、宮古0）
- 避難者数2872名（うち5歳未満42名）
 - ・急性呼吸器症候群40名
 - *高田第一中学校25名→23名（2名がインフルエンザBと判明したため）、安渡小学校7名、長部症・コミセン・長部保育園4名、広田小学校2名など
 - ・急性胃腸症候群11名
 - *高田第一中学校7名、寺野弓道場3名
 - ・急性神経・筋症候群1名（高田第一中学校）→医療機関に搬送、検査中
 - ・インフルエンザ様疾患1名→3名（安渡小学校1名、高田第一中学校2名）
 - *高田第一中学校の→修正情報は、I C A Tメンバーが現地で支援活動中の日赤のメンバーへの聞き取り調査に基づくものです。



集計1 平成23年7月都府県別熱中症による救急搬送状況(表)

都道府県	平成23年7月1日～7月31日											
	年齢区分(人)						初診時における傷病程度(人)					
	新生児	乳幼児	少年	成人	高齢者	合計	死亡	重症	中等症	軽症	その他	合計
1 北海道	0	2	28	91	115	236	0	1	55	173	7	236
2 青森県	0	0	26	39	57	122	1	4	52	62	3	122
3 岩手県	0	3	34	72	148	257	1	17	111	123	5	257
4 宮城県	0	6	51	190	189	436	0	16	208	212	0	436
5 秋田県	0	5	24	66	106	201	0	2	56	112	31	201
6 山形県	0	1	33	67	72	173	1	3	59	108	2	173
7 福島県	0	0	36	150	219	405	1	8	130	252	14	405
8 茨城県	0	6	72	202	193	473	1	14	163	295	0	473

(平成 23 年 8 月 10 日総務省消防庁資料)

各保健所からの情報提供 (H23.5.9)

1 大船渡保健所管内 (5/6 分)

<避難所の状況等>

- ・大船渡公民館：牛乳など賞味で保存されている。
- ・大船渡小学校：賞味期限切れの食品を保管している。

<その他>

- ・薬剤師会による避難所への市販医薬品の提供。
- ・理学療法士会との連携で、介護予防の啓発を今後検討してはどうか。
- ・心のケアのフォローケースによっては、保健チームと心のケアチームの同行訪問を行うことも必要。
- ・避難所の健康問題は、落ち着いてきているが、仮設住宅に入れるか、住む家が確保できるか、具体的な目処が立たない不安がある。

2 釜石保健所管内 (5/8 分)

<活動状況>

●釜石市

日赤：(鈴子地区) 診察 41 人 (軽症者、インフル 8 人) リラックスルーム利用者 2 人 (不眠)
(旧釜石一中) 診察 4 人 (軽症者) 千手院 (リスト外分) 診察 4 人

秋田：(市民交流センター、松原地) 診察 (慢性期がほとんど)

富山：(白山、大平、旧釜石商業地) 診察 14 人、リハビリ 23 人 (上気道炎発症。尾崎小は年配者が多いため服薬指導が課題。)

自衛隊：(栗林小) 診察 6 人 (本日現在避難者数 128 人)

●大槌町

長野：(大槌高校) 診察 11 人。

沖繩：(中央公民館) 診察 21 人 (風邪、鼻炎が多い。)

大阪：(寺野) 診察 31 人 (うち 4 人上気道炎) (大槌HP支援) 診察 金：17 人、土：8 人、日：1 人

日赤：(安波小、藤打広、山岸地) 診察 24 人 (うち安波小は腹痛・下痢が多い。原因として食環境が若干劣悪なためではないか。賞味期限切れの物資が多い。ストレス症状によるものもありか。)

大阪：(旧吉風吉里中体育館、赤浜小) 診察 14 人 (うち 1 人県立釜石HPに紹介。在宅者で 1 人褥瘡が悪化している者あり。明日から訪問者復利用。)

●心のケアチーム

山口：(釜石) 診察 7 人 (避難所において「こころのケア」について講演活動実施。仮設住宅移行後は介入の方法を検討する必要あり。)

●本部リハビリ班

(釜石) 避難所 3 か所、在宅 7 戸計 14 人に指導。

●薬剤師会

- ・服薬指導の継続
- ・お薬手帳、血圧手帳、血圧計、ネブライザー等資材を揃えているので各医療班で活用願いたい。
- ・避難所訪問中、①ネズミの発生、②避難者のタバコのマナーが悪い等の声があった。また、睡眠剤等とアルコール等の同時接種について指導が必要と感じた。今後、保健所に相談のうえ対応を考えたい。

●本部から

- ・大槌町内の巡回バスはまだ結論が出ていないが、現在大槌町内で運行されている各種バスの情報をまとめたので参考とされたい (県交通無料バス、自衛隊入浴送迎バス等。特に、赤浜～県立釜石HP間のバスは、大槌HP仮設診療所付近を通るので活用可能か。)

3 宮古保健所管内

(宮古保健所での医療ミーティング…5/5分)

- ・避難所は、特に重症患者はなく、安定しています。
- ・薬局へ行けない人への長期処方で、現在の保健所配達方式が、7日から保健所を介さない薬局配達方式に変わりますので、ミーティングで、対応について再確認しました。薬局でうまく対応してくれることを期待します。

(山田町での保健医療ミーティング…5/6分)

<各チームの活動状況>

■本荘救護所

(5日) 日中6人、夜間1人、往診3人

(6日) 日中4人、夜間0人、巡回0人

■山田地区(県立山田(戸塚共立第一))

(5日) 27人(巡回8人)、時間外6人・・・家族全員感冒に罹患

(6日) 45人(巡回10人)、時間外2人

※喘息が出てきている。

(保健所から) はまなす学園避難者について、前日までのインフル保症状者について、5日静岡県保健師チームに保健指導に入ってもらった。本日昼現在で全員解熱(新規なし)

■緑笠地区・山田高校(日赤兵庫)

(5日) 14人

(6日) 11人 感冒等なし、急性疾患

■船越・大酒地区・青少年の家(日赤大阪)

(5日) 2人 心のケア: 8人

(6日) 4人 心のケア: 4人

■豊岡根地区・大沢地区(和歌山県)

(5日) 巡回依頼なし

(6日) 13人(豊岡根GH、避難所巡回)

■陸奥

■こころのケア(大坂府)

(5日) 1人(処方1)

(6日) 7人(処方3) ※子ども7人;急性ストレス障害

■こころのケア(高知県)

(5日) 4人

(6日) 7人 ※急性ストレス障害、避難所生活に不適応

■近藤医院

(最近の診察状況について聴取)

最近180人程度の診察・・・ノロ1名(+)、肺炎(77歳♀)

(保健所) 震災前と比べてどうか?

(近藤) 数だけみれば、震災前に戻っている。

(保健所) 喘息がでてきているという報告があったが、

(近藤) 寒暖の差、季節の変わり目による体調変動と思われる。

<意見交換>

◎山田地区における医療支援チームの体制・運営(第4案)について、前回の議論を踏まえた修正案を提示、基本的に合意を得た。

○ 受入調整、管理

【各医療救護班の皆様】岩手県における医療救護班の派遣体制について

岩手県における被災地への医療救護班の派遣については、現地における受入時の混乱を避けるため、関係団体により構成する「医療対策班（災害医療支援ネットワーク）」において調整し、派遣先等を決定することとしています。

1 医療対策班（災害医療支援ネットワーク）

【構成機関】岩手医科大学、岩手県医師会、日本赤十字社岩手県支部、国立病院機構、岩手県医療局、岩手県（保健福祉部医療推進課）

【設置場所】岩手県災害対策本部（県庁4階）

2 医療救護班の派遣手続き

医療救護の協力をいただける方

↓電話、FAX等

医療救護班としての登録

【受付窓口】岩手県医療推進課 TEL 019-629-5416・5415

FAX 019-626-0837

（岩手医大、県医師会、日赤、国立病院機構等で個別に対応しているものを除く）

↓

医療対策班（災害医療支援ネットワーク）

- ① 各被災地域（市町村・病院・保健所等）のニーズを踏まえた派遣調整
- ② 各医療救護班への連絡

↓

医療救護班が県庁に参集

【参集先】岩手県医療推進課（岩手県盛岡市内丸10-1 県庁9階）

- ① 派遣地域の指定
- ② 活動許可証の交付
- ③ 留意事項等の説明

↓

医療救護班が現地へ出発

岩手県医療推進課での説明時に指示のあった参集拠点を訪問し、担当者の指示に従いながら活動開始。

3 その他

- ・ 交付した活動許可証は返却する必要はありません。
- ・ ガソリンや宿泊場所等の手配はできかねる状況ですので留意願います。

担当 医療推進課 地域医療推進担当
TEL 019-629-5415・5416
FAX 019-626-0837

○ 受入調整、管理

【各医療救護班の皆様】医療救護班の活動報告について

医療推進課 地域医療推進担当

本県における医療救護活動へのご協力に感謝申し上げます。

各地域における医療救護班の活動状況を把握するため、下記により活動状況の報告をお願いいたします。

1 報告時期

- (1) 当初予定していた活動内容（活動場所、期間等）に変更が生じたとき
- (2) 活動を終了するとき（引継ぎ等の円滑化のため、活動終了予定の前日に報告を入れてください。）

2 報告内容

- (1)の場合…活動内容変更の具体的な内容（活動場所、期間等）
- (2)の場合…活動地域の状況・引継ぎにあたっての留意事項（その後に入る救護班に事前に伝達しておくべき事項等）

※ その他、活動にあたって調整を要する事項が生じた場合は、随時ご相談願います。

3 報告先

原則として活動地域を管轄する保健所へ電話報告願います。

活動市町村名	報告先	電話番号
久慈市、洋野町、野田村、普代村	久慈保健所 (久慈市八日町1-1)	0194-53-4987
宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村	宮古保健所 (宮古市五月町1-20)	0193-64-2218
釜石市、大槌町	釜石保健所 (釜石市新町6-50)	0193-25-2702
大船渡市、陸前高田市	大船渡保健所 (大船渡市猪川町字前田6-1)	0192-27-9913

もし、保健所への連絡がとれない場合には、下記へ電話報告願います。

県庁医療推進課地域医療推進担当 TEL 019-629-5415・5416

【各保健所担当の皆様へ】

お手数ですが、各医療救護班からの報告内容を医療推進課まで報告願います。

○ 受入調整、管理

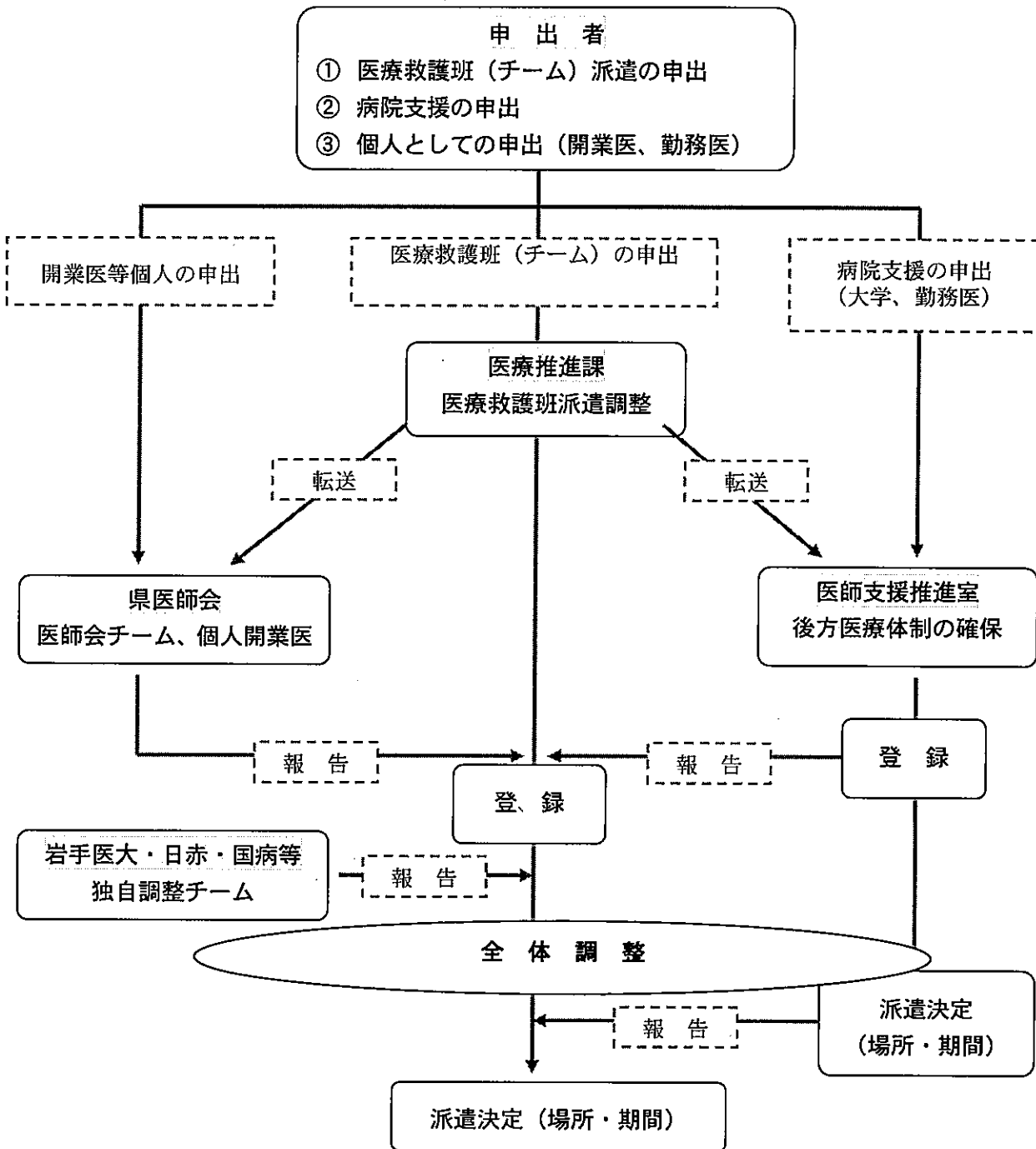
医療救護班の皆様へ(確認事項)

岩手県保健福祉部医療推進課
 担当TEL 019-629-5415・5416
 担当FAX 019-626-0837

本県における医療救護活動へのご協力に感謝申し上げます。
 救護活動までの打合せ等は次のとおりとなります。

<p>参集場所 (市町村担当)</p>	<p>○米崎コミュニティーセンター ○住所: ○陸前高田市健康推進課長 菅野(電話:090- 陸前高田市仮庁舎 028-683-7547</p>
<p>参集日時 (打合せ日時)</p>	<p>○岩手県庁 : 月 日(): ~ ○米崎コミュニティーセンター 月 日(): ~</p>
<p>ライフラインの状況</p>	<p>○電気: ○水道: ○ガス: ○電話:</p>
<p>各種連絡先</p>	<p>○県庁医療推進課地域医療推進担当 TEL019-629-5415・5416 ○大船渡保健所 TEL090-</p>
<p>その他</p>	<p>○医療救護班の活動メンバーは、県庁での打ち合わせの際交付する「災害医療支援ネットワーク許可証」を携帯願います。</p>

医療救護支援申出への対応フローチャート



- ・実際に現地へ向かう際は、一旦県庁に寄り、説明を受けること。
- ・自己完結（食料、燃料、宿泊場所等）を原則とすること。
- ・現地市町村、保健所等との連携を密にすること。
- ・派遣チームの交代を行う場合は、事前に、新しく現地入りするチームについて「登録票」により県庁医療推進課へ報告を行うこと。県庁医療推進課は、その情報を各保健所へ情報提供すること。

○ 受入調整、管理

岩手県災害対策本部内「医療対策班」(災害医療支援ネットワーク)での対応について

H23.3.21 医療推進課

活動内容は、電話等での相談あるいは本部内外から寄せられる照会等に対応すること、または個々の担当に割り振ることになります。下記一覧では対応できないものも多いと思いますので、医療推進課職員等と相談しながら対応をお願いします。

No	相談内容	対応方針・連絡先等
1	被災地での医療救護活動に参加したい。(都道府県や病院などチーム単位での申出の場合)	医療推進課へ(地域医療推進担当) 内線 5416 か 5415
2	被災地での医療救護活動に参加したい。(個人としての申出の場合)	岩手県医師会へ(千葉統括部長) 電話 019-651-3399
3	被災地域からの患者搬送をお願いしたい。(県立病院から)	医療局災害対策本部へ 内線 6311
4	被災地域からの患者搬送をお願いしたい。(県立病院以外から)	相手方から必要事項(「どこからどこへの搬送か(相手方との調整は済んでいるのか)」「患者の状況は(人数、症状、歩行可能か)」「いつ、どこに行けばよいか」「連絡担当」等)を聞いて、災対本部内の消防担当等と調整
5	【各地域の医療救護班から】現在の活動状況等を報告します。	状況を聞き取り、内容をボードに書き写す等の手段で関係者間の情報共有を図る。 (在籍していれば、医大の高橋先生や秋富先生等に受けてもらったほうがよいと思います。)
6	〇〇がヘリで花巻空港に搬送されたと聞いたのですが、その後どこに行ったのですか。	医療推進課へ(地域医療推進担当) 内線 5414 か 5415
7	医薬品や医療資器材の供給をお願いしたい。	健康国保課へ(薬務担当) 内線 5467
8	【企業から】医療資器材を提供できる。	地域福祉課へ(生活福祉担当) 内線 5421・5422
9	【マスコミから】医療救護班等の活動状況について教えてください。	医療推進課へ 佐々木担当課長(内線 5416) か野原総括課長(内線 5475) に対応を依頼。

No	都道府県名	チーム名	連絡先 (登録票連絡担当)	派遣先	3/17		3/18		3/19	
					職種	氏名	職種	氏名	職種	氏名
1	(長野県)	市立大町総合病院		釜石 (小白浜愛護会、本郷コミュニティセンター等)	医師1 看護師2 業務調整員2					
2	大阪市	大阪府大病院局総合医療センター		釜石 (栗林小、上栗集会所等)	医師 看護師 調整員 ドライバー					
3										
4	(長崎県)	長崎市立市民病院		釜石		医師 看護師 薬剤師 事務				
5	石川県	石川県済生会金沢病院		陸前高田		医師 看護師 事務				

いわて災害医療支援ネットワークセンター

岩手県災害医療本部内 019-090-090-090 /019-090-090 (FAX兼用)

拠点病院: 県立久慈病院
0194-53-6131

●久慈地区
地域拠点: 久慈保健所
担当: 和田主査
連絡先: 0194-53-4987
(無線) 9-28-244
FAX: 0194-52-3919
※ミーティング: 毎日18時
(主に久慈病院)

拠点病院: 県立宮古病院
080-090-090-090 (衛星) 090-090-090

●宮古地区
地域拠点: 宮古保健所
担当: 柳原所長
連絡先: 080-090-090-090 (衛星)
FAX使用不可、メール可
: yahoo.co.jp
※ミーティング:

拠点病院: 県立金石病院
0193-25-2011

●金石地区
地域拠点: 金石シープラザ
担当: 県保健所八重樫課長
地域福祉課 小田島さん
連絡先: 090-080-090-090
FAX: 0193-25-2294
※ミーティング: 毎日17時

拠点病院: 県立大船渡病院
(無線) 9-20-5571、(衛星) 090-090-090

●大船渡地区
地域拠点: 市役所
担当: 市対本部
医療担当 志田課長
連絡先: 080-090-090-090
FAX: 使用不可
※ミーティング: 毎日18時

●陸前高田地区
地域拠点: 米崎コミュニティーセンター
担当: 市健康推進課 菅野
連絡先: 080-090-090-090

【洋野町】
【久慈市】
【野田村】
(拠) サンライズスタジアム
赤十字
【普代村】

(拠) 宮古北高校
地域医療チーム
(拠) 磯鶏地区 ?
(拠) 鯉ヶ崎・崎山 パークホテル(?)
札幌医大
重茂漁協
静岡県

(拠) 山田南小学校(山田地区)
国立病院機構
(拠) 県立山田病院
昭和大学
(拠) 大沢小学校(大沢地区)
赤十字
(拠) 山田高校(織笠地区)
赤十字
▲ サブプライ拠点
(拠) 青少年の家(船越地区)
赤十字
豊間根中
和歌山県

(拠) 鈴木広場教護所(釜石市) 赤十字
(拠) 旧釜石一中(釜石市) 赤十字
(拠) 栗林小学校(釜石市)
大阪市立総合医療センター
釜石高校(釜石市) 自衛隊
中央公民館
沖縄県医師会
(拠) 大槌高校(大槌町) AMDA
▲ サブプライ拠点
(拠) 安渡小(大槌町) 大阪市立大学
(拠) 吉里吉里小学校(大槌町) 大阪三島→大阪府立病院機構

(拠) 大船渡地区公民館(大船渡町)
岡山大学(?) → 24日岡山県
秋田大 →
(拠) リアスホール(盛町) 徳洲会
(拠) 花菱縫製(越喜来) 国保越喜来診療所

(拠) 高田第一中学校(高田町) 赤十字
(拠) 長部小(長部地区) 北海道大学
(拠) 米崎コミュニティーセンター(米崎町) 三重大
▲ サブプライ拠点
(拠) 小友保育園(小友町) 千葉県
(拠) 下矢作コミュニティーセンター(竹駒町) 聖マリア
(拠) 広田小学校(広田町、竹駒町) 県立中央病院

差出人: 坊良 [REDACTED]@pref.iwate.jp>
件名: Re: 3/24活動報告
日付: 2011年 3月 24日 (木) 22:46
宛先: 山田 [REDACTED]@me.com>
Cc: [REDACTED]@hotmail.com>(2件目以降は省略)

岩手医科大学 山田先生

現地情報ありがとうございます。

当方の医療班配置調整状況とご報告します。

■米崎コミュニティセンター

山田先生の連絡内容にありましたように、三重県チームを臨時的に支援してきた岡山大・秋田大チームが明日で業務終了です。その後継として、26日(土)か27日に東京都救急災害医療課から派遣される予定です。

また、岡山大チームの後継として岡山県編成チームが大船渡公民館に明日の午後に入ります。長期的に支援をお願いすることとしております。

■長部地区

山田先生からの情報を受け、高田市の担当課長に状況を聞いたところ、巡回診療については日赤さんをお願いして展開しているとのこと。新たな支援チームの配置については、石木院長の判断を仰ぎたいとのことで、28日に予定されている全体ミーティングを受けて対応を決めたいと思います。

以上、現在の状況について報告させていただきます。

> お疲れ様です。

>

> 本日の岩手医大救急チームの活動報告をします。

>

> 救急チームは陸前高田市の長部地区に入り避難所の巡回を行いました。

> 長部地区ではコミュニティセンターに北大チームが入り2診で診療活動を行っていません。

> 長部小学校ではインフルエンザ様の症状のかたが2-3人いたそうですが拡大はしていないとのことでした。

> 双六地区は避難所一覧にある公民館が第1、その他に民家に避難者が居て第2避難所となっているとのことです。

> それぞれ60名程度避難者が居て9名と6名の診療を来ないました。

> 月山神社では慢性疾患の処方箋を14日分行き、不眠や便秘の訴えも多かったとのことです。

>

> 長部地区の問題点としては、各避難所に医療チームがコミュニティセンターで診療を

> 行っていることが十分に伝わっていないということがあります。その他、コミュニティセンターへの移動手段がなく受診できない人も居るとのことです。今後巡回訪問診療のニーズがあり得ると思います。また、歩行可能人たちを巡回バスでコミュニティセンターへ集めるといった方法もあり得ると思います。

> 巡回を行うとなると北大チームだけではカバーしきれないのでもう一チーム投入する必要があります。

>

> 秋田大学・岡山大学チームは米崎で介護支援センター高寿園で診療を行いました。月・

> 木の巡回診療で対応している施設で、入所者が100名程度その他避難者がいるとのことです。避難者に関しては日赤チームが巡回しているようですが詳細不明です。

> 入所者には発熱や骨折疑い、胆嚢炎の診療をしました。

> そのほか感染性腸炎疑い者が2名居たとのことです。

> 米崎町は三重大学・岡山秋田チームでほぼ足りている状況のようです。

> その他米崎コミュニティセンターでパソコンで高田病院と大船渡病院での処方内容が閲覧できるように明日からなるとのことでした。

> そのほか必要な医療機材に関して3/28までに石木院長にあげるようにと連絡が回っているそうです。

> 米崎地区では医療班は足りているように思います。

差出人: 菊池 [REDACTED]@pref.iwate.jp>
 件名: Fw: Re: 派遣医療団の今後について
 日付: 2011年 4月 19日 (火) 10:07
 宛先: 千葉 [REDACTED]@pref.iwate.jp>
 Cc: 野原 [REDACTED]@pref.iwate.jp>(2件目以降は省略)

医療局 千葉推進監 様

いつもお世話になっています。

昨日、当方から伊藤院長へ回答した件について、御礼がありました。
 大船渡市（保健福祉課）へは、今朝、自治医大の活用の促進について、それとなく
 打診しておきました。
 （市でも直接、自治医大チームから活用促進を懇願されているようであります。）

避難所を中心とした業務は、徐々に縮小する見込みではありますが、今後は、地域医療再開に向けた取組の中で、県立病院への支援、高田病院等の仮設診療所への取組支援など医療局さんサイドにおいても、自治医大のチームを積極的な活用を図られる場面が多々創出できるのではないかと存じます。

自治医大チームは、長期のサポート派遣も可能な見込みのようですので、地域医療の再開のプロセスの機会の中で、有効的に活用いただければと考えます。

今後、自治医大の活用方向について、お互いに千厩の院長先生を煩わせることのないように図られれば幸いと存じます。

----- オリジナルメール -----

件名: Re: 派遣医療団の今後について
 差出人: 伊藤 [REDACTED]@pref.iwate.jp>
 日付: 2011年 4月 19日 (火) 8:05
 宛先: 菊池 [REDACTED]@pref.iwate.jp>

菊池さんへ

了解しました。ご配慮ありがとうございます。

2011年 4月 18日 (月) 21:45, 菊池 [REDACTED] さんは書きました:

- > 千厩病院 伊藤 [REDACTED] 院長先生
- >
- >
- > 医療推進課の菊池と申します。
- >
- > ご多忙のところ、ご連絡いただき、ありがとうございます。
- > 医療救護班の継続については、自治医科大学様も含め、現在、県内で医療支援を行っている関係都道府県あて、先般、知事名で継続要請を行ったところでございます。
- >
- > ご指摘の件については、今後の環境変化(仮設住宅・診療所の整備、避難所の再編、
- > 県病や開業医様など地域医療の再生に向けた動向など)を踏まえながら、これまでの
- > 応急的な避難所を主とした医療救護活動から、次のフェーズとして、地域医療の通常
- > 再開へ至る過程の中で、例えば、仮設診療所であるとか、開業医のサポートであるな
- > ど、地域のニーズに応じて、チームへ期待される役割は変化していくものと考えてて
- > います。
- >
- > 現在の避難所を中心とする救護活動の業務は、徐々に縮小の傾向が見られています
- > が、今後は、地域の通常医療を再開していく過程の中で、細く長くサポートいただけ
- > るチームが肝要だと考えております。抽象的ですがすみません。
- >
- > こちらとしても、チーム活用の判断の術は、地域からのニーズや意向が大きな要素
- > でありますので、仮に、せつかくの支援の機会がうまく活用しきれていないのであれ
- > ば、今後に向けても、非常に残念なことでありますので、ご案内のとおり、市へそれ

差出人: 菊池 [REDACTED] <[REDACTED]@pref.iwate.jp>
件名: Re: [REDACTED] たびたびで申し訳ありません
日付: 2011年 4月 20日 (水) 9:23
宛先: [REDACTED]
Cc: 佐々木 [REDACTED] <[REDACTED]@pref.iwate.jp>(2件目以降は省略)

[REDACTED] 様

平素、お世話になっております。

25日(月)の件については宜しくお願いします。

さて、ご案内の件についてですが、環境変化に伴い、全般的に避難所の医療救護活動については、既にご承知のことと思っておりますが、患者数が減少傾向で推移しており、業務量もそれに比例して減少している状況です。

ご当地大船渡市については、災害拠点の県立大船渡病院を中心に、一部の開業医が医療活動に取り組んでいるところです。医療チームについては、現在、岡山県さんをはじめ、自治医大、JOC、地元医療機関チームなどがありますが、一部チームの撤退の動向も市から伺っています。

他の地域を見ても、仮設診療所整備(県立高田、大槌、山田、地元医療機関など)の検討が進展してきております。

やはり、避難所の救護活動業務が縮小してきているため、チームの段階的縮小が進みつつあります。他県医師会JMATは5月末で撤退方針ですし、山田の国立病院機構は今月中に撤退する意向なども伺っております。

今後のお願するうえでの視点とすれば、応急的な各地の避難所の救護活動が一段落しつつあるものの、現状では、地域医療機関でまかないきれない①仮設診療所の活動、②再編の結果、継続的に必要とされる拠点避難所の活動、③災害拠点病院、開業医などのサポート活動などが、次のステージとして想定される場所ですが、具体的要請をするうえでは、こちらからの働きかけもさることながら、地域からのニーズを待っているというところも正直な所です。

地域替えの可能性については、各地域で現在支援をいただいている団体を軸に確認等を行っているところであり、それらの結果等を見て地域に過不足等があれば調整していくこととなりますが、現時点では、避難所を中心とするチーム活動(個別の医療機関への支援は別として)の可能性については、あまり高くないのではないかと考えます。

色々、調整関係でご苦労をおかけしすみません。

> 岩手県医療推進課

> 菊池 様

>

> いつも大変お世話になっております。[REDACTED]です。

> たびたびのご照会でご迷惑をおかけします。

>

> 先ほどお電話させていただきましたとおり、5月以降の救護班派遣に

> つきまして、4月23日(土)から現地で調整をさせていただきたく、

> どうぞよろしくお願い申し上げます。

>

> 現地での意向を十分聞いた上で、4月25日(月)10:00に

> 岩手県庁にお伺いさせていただきたいと存じますので、どうぞ

> よろしくお願い申し上げます。

> 今のところ、災害担当の主任と、県職員2名でお伺いする予定です。

> 別に医師等とご一緒することとなりましたら、事前にご連絡します。

>

> また、次の点について、事前にお伺いさせていただきたいと存じます。

>

差出人: 菊池 [REDACTED] <[REDACTED]@pref.iwate.jp>
件名: 【岩手県医療推進課】医療救護チーム派遣の件
日付: 2011年 4月 25日 (月) 20:14
宛先: [REDACTED]@mbox.pref.osaka
Cc: 梅木 [REDACTED] <[REDACTED]@pref.iwate.jp>(2件目以降は省略)

大阪府医療対策課 救急・災害グループ [REDACTED] 様
[REDACTED] 様)

医療救護チームの派遣につきましては、大変お世話になっております。
岩手県庁医療推進課の菊池 [REDACTED] と申します。

さて、本日、当課の武田からメールを差し上げた件でございますが、以下、補足させていただきます。

記

■ 吉里吉里小学校の件

まずは、町立吉里吉里小学校のご移動の件についてですが、被災地では、緊急的に小中学校・高校が避難所となったケースが多く、学校の再開の目途も含めて、緊急的な避難所の再編等が避けて通れない課題でありました。

当小学校については、通年よりもかなりの日程の遅れのなか、4月20日に始業式、本日25日に入学式の挙行へと至っております。

学校再開に急を要するためとは言え、一部の関係者から、貴府チームに対して、苦言が呈されたとの情報も寄せられており、大変不快な思いをさせたとすれば、非常に申し訳ありませんでした。

県としては、学校の再開が緊急課題であり、当面の吉里吉里小学校から体育館への移動については、現地のニーズであり、お願いする立場であります。

今後も、避難所等の運営の都合上など、地域事情が刻々変わる中、貴府チームへ事前の説明機会に至らない場合も多々あるかと存じますが、地域内でのミーティング連携の中で、宜しくご配慮いただければ幸いです。

こちら、できるだけ情報提供に努めたいと考えます。

■ 今後の医療班の編成、派遣期間の見込み等

当大槌町内においては、本日、県立大槌病院の仮設診療所が上町ふれあいセンターにて開所いたしました。このように、今後、地域医療機関の通常診療の再開、自立に向けた取組が徐々に具体化し、これらと並行しながら、他都道府県からの支援を考慮すべきフェーズにきております。恐らく、貴府チームからも聞こえていると思いますが、避難所を中心とした救護活動は、患者数も収束し、かなり落ち着いてきていると考えます。

県としては、現地からのニーズが、貴府へお願いするうえでの最優先の判断材料として考えております。

今後、現地のミーティング等において、更に内容が明確化することと存じますが、今後のチーム編成においては、先の武田の連絡にも、ありましたとおり、派遣期間については、最大でも5月中旬から下旬頃までを目途に、医師1名体制の班編成で、避難所の巡回診療などをお願いできればと考えております。

貴府におかれては、調整等の面で、多々ご苦勞をおかけしております。

当県の地域医療の通常再開に向けた同じ目的のもとで、引き続き、ご理解やご支援をいただければ幸いです。

長文、大変失礼いたしました。

岩手県保健福祉部医療推進課

使用条件

1 条件

岩手県は、検診車による照射録を整備するとともに、日報を作成することとする。

2 使用状況の報告

ア 岩手県は、毎週金曜日に前週の金曜日から今週木曜日の使用状況を大阪府健康医療部保健医療室健康づくり課がん対策グループへ提出するものとする。

イ 岩手県は、アのほか大阪府から照射データの提供を求められたときは、これを提出するものとする。

貸付人大阪府（以下「甲」という。）と借受人岩手県（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

（検診車の貸付）

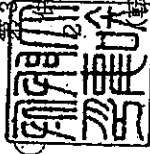
第1条 甲は、乙に対し、別表1に掲げる検診車を無償で貸し付けるものとする。

（貸付の期間）

第2条 前条に定める貸付の期間は、平成23年3月30日から平成23年5月31日までとする。

（検診車の用途）

第3条 乙は、検診車を東北地方太平洋沖地震に伴う医療救護活動支援以外の用途に使用してはならない。
乙は、甲の指示に従い、別紙1の使用条件に基づき検診車を使用するものとする。



（転貸等の禁止）

第4条 乙は、検診車を債務の担保としたり、他に転貸してはならない。

（維持管理）

第5条 乙は、善良なる管理者の注意をもって、検診車を維持管理しなければならない。

2 前項の維持管理に関する費用は、乙が負担するものとする。

（現状の変更）

第6条 乙は、甲の承認を受けたときのほか、検診車の現状を変更してはならない。

（事故の報告）

第7条 乙は、検診車に事故が発生したときは、遅滞なく甲に対し、その顛末等について報告しなければならない。

（返還義務）

第8条 第2条に定める貸付の期間が終了したときに、乙は、第6条の甲の承認を受けたときの検診車の現状を変更する場合は、貸付時の現状のまま、検診車を甲に返還しなければならない。

（損害の賠償）

第9条 乙は、検診車の使用及び維持管理に当たって、検診車を毀損し、又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙の責任において損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙がこの契約に定める各条項に違反していると認めるときは、この契約を解除することができる。

…(疑義等の決定)

第11条 この契約に定めがない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年3月30日



甲 大阪府 橋下
代表者 大阪府知事



乙 岩手県 遠増 拓
代表者 岩手県知事

【別表】

区分	登録番号	車名	車台番号	型式	購入価格(円)
ヘルシCT検診車	なにわ800 は 612	日野	FW1EXW-11760	KS-FW1EXWG改	99,697,500
合 計 額					99,697,500

平成 23 年 5 月 11 日

関係各位殿

統括責任者 小林誠一郎
本部長 高橋 智
副本部長 秋富真司
柏谷 元

いわて災害医療支援ネットワーク中間報告

本ネットワークは、DMAT撤退後の支援チームの適切な受け入れ・配置を行うことを主眼とし、仮設診療所体制の整備をおおよそそのゴールとし、岩手県医師会、岩手県、医療局、日本赤十字社、国立病院機構、自衛隊のご協力を得て発足しました。今日まで、本部長に高橋、副本部長に秋富、富岡 (DMAT)、赤坂、柏谷らが専従し、そして私が統括責任ということで本部を運営してまいりました。

発足当初から、支援隊、避難所の情報収集・連絡網の確立に奔走し、医療面での物・人の調整などを行い、岩手県各部署、関係団体、企業等への援助の要請・交渉・受け入れなどを行ってまいりました。同時に、被災地のニーズや情勢の変化に応じ、各種のプロジェクトを立案・実施し、また、必要に応じ各種活動の調整役として現在に至っております (表 1)。

現在、まだまだ十分とは言えませんが、被災地・避難所の状況は安定化傾向を示しつつあります。また、各種プロジェクトもある程度達成できたものが自立つようになり、医療提供体制としては、高田、大槌、山田地区に仮設診療所が建設される見通しも立っています。

以上のような変化を踏まえ、ネットワーク本部の専従体制を解き、従来の業務の窓口を医療推進課にお願いし、必要に応じ対応する体制とさせていただきたいと存じます。

現在まで多大なご協力・ご厚情をいただきました医療支援チームの皆様、岩手県、県医師会、自衛隊、各種団体等の皆様に心よりお礼申し上げます。

今後は、細く長く継続したご協力ならびにご援助をお願い申し上げる次第です。

表1

ネットワーク関連・実施プロジェクトの概要

Project	担当	県担当	内容・経過
採血検診 エコー検診	柏谷		生活習慣病(医大採血チーム)、深部静脈血栓のエコースクリーニング(医大、弘前大、盛岡市立病院等)。 連休明けでほぼ終了。後は要望に応じて。
職員検診	高橋		被災地業務に携わる職員のメディカルチェック、安全衛生指導。山田、大槌、高田地区で実施済み。現在、警察官を対象とする検診・カウンセリングが進行中。
IT支援	秋富	災害対策本部	サテライト docomo による避難所ネット環境の整備(県立大と CISCO の共同支援)。→県へ業務移行済み。内閣府・IBM によるタブレット型 PC による避難所把握システム、物流システムの整備。
感染対策	桜井(医大) 加藤(磐井病院)	医療推進課 感染係	ICAT(岩手医大、県立病院等 ICT チーム)による docomo ギャラクシー端末を利用したサーベイランス、インフルエンザ対策、PPE 等の整備等。 →6月末頃を目途に体制整備終了予定。
心のケア	酒井、大塚(医大)、秋富	精神保健福祉センター(黒沢)	医療チームの派遣、相談窓口の開設。現在活動継続中。
避難所環境整備と自治の活性化	高橋		全避難所を対象とした自治体制、環境整備状況の調査。→調査結果を冊子にまとめ県に上申した。今後も継続し、厚労科研調査に移行予定
仮設住宅居住性に関する支援のアセスメント	高橋		調査実施。今後は日本介護支援専門家協会と連携し調査継続予定。
仮設診療所	小林、秋富	医療推進課、医療局	山田、大槌、高田を対象とした仮設診療所体制の整備。厚労省への要請、企業への誘致要請、地域でのミーティング。→岩手県・医療局に業務移行、計画進行中。
女性と子供のケア	秋富	教育委員会・児童家庭課・その他担当課	防犯ブザー、啓発ポスターの配布。教育委員会を中心とした心のケアマネジメントプロジェクト支援。ポカポカママサロン計画の実施予定。 ユニセフとのコミュニティー再構築プロジェクト推進。 自衛隊と

裏面へ続く

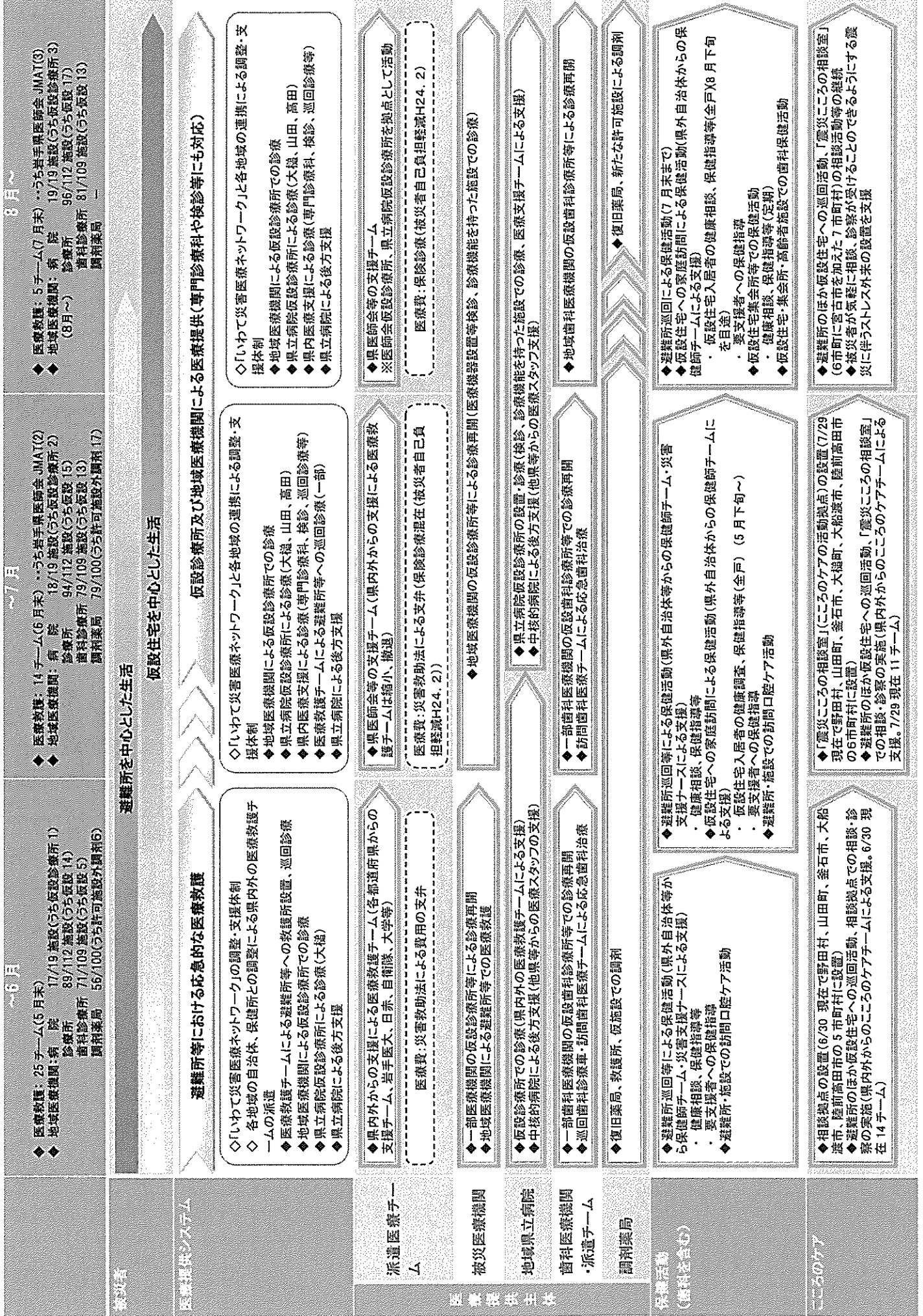
援助物資等	秋富等	医薬品 係、物資 係等	物資支援の要請、交渉、受け入れ。 厚生労働省、日本医薬品工業会、日本医師会よりの支援医薬品等（岩手医 科大学長、岩手県知事より要請）。各種団体よりの防犯ブザー。防災コンピ ューター。避難所用テント。仮設診療所施設。女性更衣室。マット。子供 向けおもちゃ。絵本。お菓子。その他避難所環境整備物資。医師会への支 援。
沿岸部医療体 制の構築にか かる調整・交 渉	小林、高橋、 秋富、柏谷		迅速な医療体制構築への調査・調整、物資搬送（沖縄県 MESH サポート による調査ヘリ提供による支援）。
渉外	小林、高橋、 秋富	医療推進 課、医療 局	厚労省へ①10割請求についての疑義解釈、②病院・医院への損失補てん 陳情。→①要件緩和の方針で行う旨の回答、②実施決定。 各種 Donation への対応・交渉、県への橋渡し。
研究施設・学 会誘致による 復興プロジェ クト支援	秋富	科学もの づくり振 興課	国内外からの研究者視察を計画し、岩手復興の提言や関係学会の誘致を推 進する。研究機関等誘致のための支援を行う。

今後の「いわて災害医療支援ネットワーク」への連絡は、
岩手県保健福祉部医療推進課（019-629-5415）→ネットワーク当番医師携帯電話

地域医療提供体制復興のロードマップ

期間の目安	被災地域の医療システム	医療機関の状況	住民(避難者)	医療費等の取扱	地域医療機関への支援策等	医療機関の被災状況を勘案した地域別の移行目安					
						陸前高田	大船渡	金石	大槌	山田	宮古
フェーズ1 避難所と中心とした 医療救護	災害医療支援チームによる医療救護の提供(避難所への医療提供及び巡回診療) 5/31現在、医療班25チーム、病院への支援18機関	①地域医療機関の多くが被災し、早期復旧が困難 ②医療従事者の人的損失 ③地域の核的医療機関の機能低下 ⇒ 災害医療支援チームによる避難者への救護医療の提供(避難所及び巡回診療)	①多くの被災者が住居を失い、避難所で寝泊まりする避難者が多数 ②ライフラインが復旧せず、水や食料を求めて避難所に通所する在宅避難者が多数	①災害医療支援チームによる救護医療は、災害救助法適用⇒日当、経費、薬剤料等負担により無償 ②地域医療機関における保険診療は、被災の程度により、H24.2月末まで窓口での一部負担金の支払いが免除	①災害医療支援チーム派遣による応急的な医療提供 ②地域医療提供に必要な医薬材料の調達 ③重症患者等の被災地外への移送 ④地域の核的医療機関への医師等の派遣などの人的支援	陸前高田	大船渡	金石	大槌	山田	宮古
フェーズ2 仮設診療所及び地域医療機関による医療提供	派遣医療支援チームによる医療提供	①一部地域医療機関の再開による保険診療の開始 ②救護医療支援チームの縮小・撤退 ③地域の核病院が入院患者等の受入等診療機能を持って ⇒ 仮設診療所の設置と地域医療機関を中心とした医療の提供	①仮設住宅が相当数設置 ②コミュニティバス等の住民の足の確保 ③情報提供・把握手段の確保(テレビ、ラジオ、パソコン、電話)	①仮設診療所設置に係る支援(施設・設備整備支援) ②仮設診療所運営支援のための医療スタッフの派遣 ③地域の核病院の診療機能回復に向けた支援(医療スタッフ派遣、施設設備復旧支援等)	①仮設診療所設置に係る支援(施設・設備整備支援) ②仮設診療所運営支援のための医療スタッフの派遣 ③地域の核病院の診療機能回復に向けた支援(医療スタッフ派遣、施設設備復旧支援等)	陸前高田	大船渡	金石	大槌	山田	宮古
フェーズ3 地域医療機関による通常医療の提供	地域医療機関による医療提供	①地域医療機関の相当数が診療再開 ②地域の核病院が機能を回復 ③地域医療機関の機能分担と連携による医療機能の確保 ⇒ 新しいまちづくりに対応した医療機関の復興	①避難所の解消 ②仮設住宅の入居または解消 ③新たなまちづくりに対応した居住環境の整備	①通常の保険診療への移行	①地域医療を担う民間病院や診療所の復興支援(施設・設備整備補助の検討) ②地域の核的病院の医療機能の維持のための支援(医療スタッフ派遣、確保、施設設備整備支援等の検討)	陸前高田	大船渡	金石	大槌	山田	宮古

仮設診療所等による医療提供体制への移行について



～6月～

◆医療教員：25チーム(5月末)
◆地域医療機関：病 院 17/19施設(うち仮設診療所1) 診療所 89/112施設(うち仮設14) 歯科診療所 71/109施設(うち仮設5) 調剤薬局 56/100(うち許可施設外調剤6)

～7月～

◆医療教員：14チーム(6月末) ・うち岩手県医師会(JMAT)(2) ◆地域医療機関：病 院 18/19施設(うち仮設診療所2) 診療所 94/112施設(うち仮設15) 歯科診療所 79/109施設(うち仮設13) 調剤薬局 79/100(うち許可施設外調剤17)

8月～

◆医療教員：5チーム(7月末) ・うち岩手県医師会(JMAT)(3) ◆地域医療機関：病 院 19/19施設(うち仮設診療所3) 診療所 95/112施設(うち仮設17) 歯科診療所 81/109施設(うち仮設13) 調剤薬局 一

避難所を中心とした生活

仮設住宅を中心とした生活

避難所等における応急的な医療救護

◇「いわて災害医療ネットワーク」の調整・支援体制
◇各地域の自治体、保健所との調整による県内外の医療救護チームの派遣
◆医療救護チームによる避難所等への救護所設置、巡回診療
◆地域医療機関による仮設診療所での診療
◆県立病院仮設診療所による診療(大槌、山田、高田)
◆県内医療支援による診療(専門診療科、検診、巡回診療等)
◆県立病院仮設診療所による診療(大槌)

仮設診療所及び地域医療機関による医療提供(専門診療科や検診等にも対応)

◇「いわて災害医療ネットワーク」と各地域の連携による調整・支援体制
◆地域医療機関による仮設診療所での診療
◆県立病院仮設診療所による診療(大槌、山田、高田)
◆県内医療支援による診療(専門診療科、検診、巡回診療等)
◆医療救護チームによる避難所等への巡回診療(一部)
◆県立病院による後方支援

被災医療機関

◆県内外からの支援による医療救護チーム(各都道府県からの支援チーム、岩手医大、日赤、自衛隊、大学等)
◆医療費：災害救助法による費用の支弁
◆一部医療機関の仮設診療所等による診療再開
◆地域医療機関による診療再開

派遣医療チーム

◆県医師会等の支援チーム(県内外からの支援による医療救護チームは縮小、撤退)
◆医療費：災害救助法による支弁(保険診療混在(被災者自己負担軽減H24.2))

被災医療機関

◆一部歯科医療機関の仮設診療所等による診療再開
◆巡回歯科診療車・訪問歯科医療チームによる応急歯科治療

被災医療機関

◆一部歯科医療機関の仮設診療所等での診療再開
◆巡回歯科診療車・訪問歯科医療チームによる応急歯科治療

地域県立病院

◆一部歯科医療機関の仮設診療所等での診療再開
◆巡回歯科診療車・訪問歯科医療チームによる応急歯科治療

歯科医療機関

◆一部歯科医療機関の仮設診療所等での診療再開
◆巡回歯科診療車・訪問歯科医療チームによる応急歯科治療

調剤薬局

◆復旧薬局、救護所、仮施設での調剤

保健活動(仮設住宅等)

◆避難所巡回等による保健活動(県外自治体等からの保健師チーム・災害支援チームによる支援)
◆健康相談、保健指導等
◆仮設住宅への保健指導による支援
◆仮設住宅入居者の健康調査、保健指導等(全戸)(5月下旬～)
◆要支援者への保健指導
◆避難所・施設での訪問口腔ケア活動

被災医療機関

◆一部歯科医療機関の仮設診療所等での診療再開
◆巡回歯科診療車・訪問歯科医療チームによる応急歯科治療

被災医療機関

◆一部歯科医療機関の仮設診療所等での診療再開
◆巡回歯科診療車・訪問歯科医療チームによる応急歯科治療

このケア

◆相談拠点の設置(6/30 現在で野田村、山田町、釜石市、大船渡市、陸前高田市の5市町村に設置)
◆避難所のほか仮設住宅への巡回活動、相談拠点での相談・診察の実施(県内外からのこのケアチームによる支援。6/30現在14チーム)

岩手県 DMAT 調整本部 活動記録報告

《DMAT 参集状況 (total 数) 3月11日発災～3月19日》

	チーム数	総人数	医師	看護師	調整員
岩手県DMAT調整本部	20	70	39	50	34
岩手花巻空港	32	123	26	28	16
その他	3	10	4	4	2
合計	55	203	69	82	52

《本部活動メンバー》

- 3月11日 秋富、真瀬
- 3月12日 秋富、真瀬、近藤
- 3月13日 秋富、真瀬、中込、近藤
- 3月14日 秋富、真瀬、大野、中込
- 3月15日 秋富、真瀬、大野、中込
- 3月16日 秋富、真瀬、大野、中込
- 3月17日 秋富、大野、本間、涌嶋
- 3月18日 秋富、大野、本間、富岡、涌嶋

《活動概要》

発災～3月17日くらい

3/11、14:46 発災後、岩手県庁災害対策本部内に岩手県 DMAT 調整本部設置。

16:48 全国の DMAT に派遣要請あり。

広域災害救急医療情報システム (EMIS) を用い、岩手県全域の病院状況の調査、各 DMAT の活動、移動状態を把握し岩手県に参集する DMAT の情報収集をした。

病院支援の必要な施設の必要性について優先順位を決め、参集した DMAT を適切に配置した。

各病院に参集した DMAT は病院支援としてトリアージ、応急処置と搬送の優先順位を決め搬送解除を行った。

また広域医療搬送の必要性を検討し、岩手花巻空港、岩手県消防学校に広域搬送医療拠点 (SCU) を設置した。航空搬送必要な傷病者は、SCU を活用し搬送した。

各 DAMT の活動場所、状況、医療ニーズの必要性を EMIS で随時把握し各 DAMT を指揮、再配置した。

各避難所において、被災者の健康状態把握、診察を行い医療救護班への引き継ぎの準備を行った。

3月17日～撤収

超急性期以降の医療体制の引き継ぎの検討、岩手県内の病院入院患者で転院の必要性について再検討した。そして DMAT から医療救護班、保健所、自治体、医師会への引き継ぎ体制の構築を検討した。

本部機能として岩手県医療本部の組織作り、また各地域における医療体制づくりのコーディネーションを行った。

3/19、15:46 岩手県内の DMAT に対するニーズは収束したものと判断し、岩手県内で活動していた全 DMAT が撤収し、岩手県庁における DMAT 調整本部活動を撤収。

本県で活動した各都道府県DMATチーム一覧表

都道府県名	チ ャ ム 名	チーム数
北海道	・旭川医科大学病院 ・北海道医療センター ・札幌医科大学附属病院	6
青森県	・八戸市立市民病院DMAT ・十和田市立中央病院DMAT ・弘前大学医学部附属病院 ・五所川原市立西北中央病院	7
秋田県	・平鹿総合病院DMAT ・秋田県立脳血管研究センターDMAT ・山本組合総合病院DMAT ・秋田組合総合病院DMAT1 ・秋田組合総合病院DMAT2	10
茨城県	・茨城西南医療センター病院DMAT	1
群馬県	・国立病院機構 沼田病院 沼田DMAT	2
埼玉県	・埼玉医科大学国際医療センター チーム1 ・自治医科大学附属さいたま医療センター	4
千葉県	・君津中央病院DMAT	2
東京都	・東京医科歯科大学医学部附属病院	1
神奈川県	・横浜労災病院DMATチーム ・神奈川DMAT藤沢市民病院1 ・神奈川DMAT藤沢市民病院2	6
新潟県	・村上総合病院DMATチーム ・新潟県立新発田病院 ・下越病院DMAT	5
富山県	・黒部市民病院DMAT	2
山梨県	・富士吉田市立病院DMAT	1
石川県	・金沢大学附属病院チーム	2
長野県	・国立病院機構長野病院DMAT ・諏訪赤十字病院 ・伊那中央病院DMAT ・飯田市立病院DMAT ・長野県立木曾病院DMAT	10
岐阜県	・岐阜県総合医療センター	2
愛知県	・愛知医科大学病院 ドクターヘリチーム ・名古屋第二赤十字病院	3
滋賀県	・大津赤十字病院 ・彦根市立病院 ・大津市民病院	6
京都府	・国立京都医療センター ・京都市立病院	3
大阪府	・国立病院機構 大阪医療センター ・大阪府立急性期・総合医療センター ・大阪府立中河内救命救急センターDMAT ・大阪府済生会 千里病院 DMAT1 ・大阪警察病院DMAT ・大阪市立大学医学部附属病院 第2次DMAT ・大阪大学医学部附属病院 ・関西医大Aチーム(関西医科大学附属滝井病院)	16
兵庫県	・兵庫県災害医療センターDMAT ・兵庫県災害医療センターDMAT2 ・国立病院機構 姫路医療センターDMAT ・神戸大学医学部附属病院DMATチーム1 ・神戸大学医学部附属病院DMATチーム2 ・兵庫医科大学病院	13
奈良県	・奈良県立医科大学附属病院 DMATチーム2 ・奈良県立奈良病院DMAT	3
和歌山県	・県立医科大学附属病院DMAT ・公立那賀病院DMAT	3
鳥取県	・鳥取大学医学部附属病院チーム1	2
島根県	・日本赤十字社島根県支部 益田赤十字病院DMAT	1
岡山県	・岡山県済生会DMATチーム(岡山済生会総合病院) ・川崎医大DMAT1(川崎医科大学附属病院)	4
山口県	・山口県立総合医療センター ・独立行政法人国立大学病院機構 山口大学医学部附属病院	4
徳島県	・徳島県立中央病院DMAT① ・徳島県立中央病院DMAT② ・徳島赤十字病院DMAT	6
高知県	・高知医療センターDMAT	2
宮崎県	・都城市郡医師会病院DMAT	1
合計		128

○総括表 避難所・地域/医療救護T/期日

1 避難所の状況										2 医療救護予一人数の変遷															
避難者の状況(単位:人)										活動時点及びチーム数(単位:チーム数)															
市町村	教護所	主な拠点救護所	4/17		5/24		6/7		左記の内訳 在宅避難所	現在(D)	3月		4月		5月		6月		7月	8月	備考 (概日数)				
			現在(A)	現在(B)	在宅避難所	現在(C)	在宅避難所	現在(D)			在宅避難所	現在(E)	在宅避難所	現在(F)	在宅避難所	現在(G)	在宅避難所	現在(H)				在宅避難所			
陸前高田市		○高田第一中学校 ○長部地区ミニミニセンター ○米崎地区ミニミニセンター ○小友保児童館(東部サービスセンター) ○瀧の里会館 ○広田小学校	12,188	16,096	3,694	12,402	8,720	1,729	6,991	2,079	951	1,128	11	11	14	13	13	11	9	8	2	0	~7/29		
			小計																						
			○大船渡地区公民館 ○米崎地区公民館・ふるさとセンター ○リアスホール ○花巻護国																						
			小計																						
大船渡市		○船子広場 ○旧釜石第一中学校 ○栗林小学校 ○大平中学校	7,584	5,182	2,938	2,244	2,862	1,706	1,156	1,640	946	694	14	11	11	9	8	7	5	3	0	0	~6/19		
			小計																						
			○中央公民館(塙山) ○大船渡校 ○寺野体育館 ○安達小学校 ○百里吉里地区体育館																						
			小計																						
大船町		○町保健むかー ○中田小学校 ○大久保小学校 ○田島校 ○清沙生の家	4,082	3,517	2,290	1,227	2,660	1,703	957	1,328	1,328	0	10	9	10	10	8	7	5	4	3	1	0	~6/30	
			小計																						
			○クワン・ピア三蔵みやこ																						
			小計																						
宮古市		○野田村総合運動公園	6,309	4,068	2,956	1,112	2,004	1,478	526	610	420	190	3	10	10	10	10	6	5	4	2	1	1	0	~6/18
			小計																						
			○野田村総合運動公園																						
			小計																						
その他			1,232	851	837	14	345	345	0	134	134	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	~3/24
			小計																						
			○野田村総合運動公園																						
			小計																						
合計			43,807	42,613	18,170	24,443	25,278	9,838	15,440	14,029	6,018	8,011	59	56	60	54	50	40	36	32	21	14	5	0	日本小児科学会(1) ・日赤(2) ・JMAT岩手 ・循環器治療学会(1)
1チーム当たり避難者数			742	782	730	811	876	632	702	790	668	1,002	(A/a)	(A/a)	(B/b)	(B/b)	(C/c)	(C/c)	(C/c)	(D/d)	(D/d)	(D/d)	(D/d)	(D/d)	

○宮古市 避難所・地域/医療救護T/期日

◆ ~H24.6.18

地区 箇所	1 避難所の状況										2 医療救護チーム数の変遷										備考																			
	避難者数の状況										活動期間及びチーム数																													
	3/23 現在	4/17 現在	左記の内訳 在避難所	5/24 現在	左記の内訳 在宅通所	6/21 現在	左記の内訳 在宅通所	3/21	3月28日	4月2日	4月11日	4月25日	5月11日	5月20日	5月31日	6月13日	6月27日	7月25日	8月 8月1日																					
宮古	市民総合体育館	0	0	0	131	121	10	123	123																															
	宮古小学校	380	185	160	25	107	47	60	63	35	28																													
	栗原小学校	180	150	150	40	95	65	30	0																															
	山口小学校	60	80	80	50	50	37	0																																
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0																															
	小計	1,812	964	578	388	61	56	5	0	0	0																													
	金沢老人福祉センター	2,432	1,419	968	451	444	339	105	223	195	28																													
	藤原小学校	100	105	75	30	75	52	23	31	25	6																													
	河前中学校	120	116	80	36	52	34	18	47	31	16																													
	その他	182	60	60	48	43	5	0	0	0	0																													
磯崎	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0																														
	小計	290	56	56	0	13	13	0	0	0	0																													
	宮古第二中学校	652	337	271	66	188	142	46	78	56	22																													
	郷ヶ崎小学校	160	140	140	70	70	70	39	39																															
	その他	133	236	104	132	251	67	184	183	52	131																													
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																													
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																													
	小計	445	63	63	0	72	53	19	16	16	0																													
	津軽石	津軽石小学校	260	421	326	95	98	27	71	0																														
		津軽石中学校	352	52	47	5	37	34	3	21	19	2																												
津見内地区公民館		65	80	50	30	70	70	43	34	6	6																													
重茂出張所		80	0	0	0	77	43	0	0	0	0																													
その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																													
小計		657	698	365	333	123	59	64	7	0	7																													
その他		1,414	1,251	788	463	405	233	172	34	25	9																													
小計		400	622	622	574	574	574	37	37																															
その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																													
小計		1,073	622	622	574	574	574	37	37																															
花輪	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0																														
	小計	657	698	365	333	123	59	64	7	0	7																													
	その他	1,414	1,251	788	463	405	233	172	34	25	9																													
	小計	400	622	622	574	574	574	37	37																															
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																													
	小計	1,073	622	622	574	574	574	37	37																															
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																													
	小計	6,309	4,068	2,956	1,112	2,004	1,478	526	610	420	190																													
	合計	6,309	4,068	2,956	1,112	2,004	1,478	526	610	420	190																													
	チーム数 合計																					3	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10

・地域医療支援T(国保田老診療所支援)

老診療所

【総括表】 本県で活動した各都道府県医療救護チーム一覧表

ODMAT活動後の医療救護活動（活動期間：H23.3.11～H23.7.29）

都道府県名	救護チーム数（計）		左記「救護チーム数（合計）」の内訳										
	機関数	チーム数	01 国立病院機構（H23.3.16～H23.4.22）		02 日本赤十字社（H23.3.11～H23.7.29）		03 医師会JMAT（H23.3.11～H23.7.15）		県（H23.3.11～H23.7.15）		機関数	チーム数	備考
N0	機関名	機関数	派遣チーム数	備考	N0	機関名	機関数	派遣チーム数	備考	N0			
北海道	35	103	2		8	36	15	40		10	25		
			1 旭川医療センター 2 北海道医療センター		3 伊達赤十字病院 4 栗山赤十字病院 5 釧路赤十字病院 6 浦河赤十字病院 7 北見赤十字病院 8 旭川赤十字病院 9 函館赤十字病院 10 釧路赤十字病院	11 手稲溪仁会病院 12 下地内科外科 13 新さっぽろ脳神経外科医院 14 札幌整形外科医院 15 旭川圭泉会病院 16 響きの杜クリニック 17 植苗病院 18 旭川医療センター 19 函館渡辺病院 20 函館中央病院 21 門別国保病院 22 苫小牧真病院 23 北海道大学附属病院 24 十勝労働者医療協会 帯広病院（医運連） 25 北海道民主医療機関連合会	26 江別市立病院 27 砂川市立病院 28 函館市立病院 29 苫小牧市立病院 30 名寄市立総合病院 31 岩見沢市立病院 32 小樽市立病院 33 滝川市立病院 34 札幌医科大学附属病院 35 札幌徳洲会病院	(北海道大学附属病院)					
青森	21	43	1		1	2	17	26		3	15		
			1 八戸赤十字病院		2 五所川原市立西北中央病院 3 青森市立市民病院 4 ひきち内科クリニック 5 青森慈恵会病院 6 メディカルチェック・クリニック 7 十和田市立中央病院 8 城東こどもクリニック 9 はちのへ99クリニック 10 角田整形外科医院 11 弘前市立病院 12 村岡整形外科 13 青森病院 14 弘前記念病院 15 津軽保健生協 健生医院 16 青森県医師会 17 弘前市医師会 18 青森県民主医療機関連合会	19 青森県立中央病院 20 八戸市立病院 21 弘前大学 (自衛隊大湊病院) (自衛隊三沢病院)							

【県把握分（H24.5.24現在）】

【総括表】 本県で活動した各都道府県医療救護チーム一覧表

ODMAT活動後の医療救護活動（活動期間：H23.3.11～H23.7.29）

都道府県名	救護チーム数（計）		左記「救護チーム数（合計）」の内訳											
	機関数	チーム数	01 国立病院機構（H23.3.16～H23.4.22）			02 日本赤十字社（H23.3.11～H23.7.29）			03 医師会JMAT（H23.3.11～H23.7.15）			県（H23.3.11～H23.7.15）		
岩手	N0	派遣 チーム 数	機関数	機関名	機関数	派遣 チーム 数	N0	機関名	機関数	派遣 チーム 数	N0	機関名	機関数	派遣 チーム 数
	56	388	1	盛岡赤十字病院	1	89	2	和内科内科 2 和内科内科 3 田井循環器呼吸器内科 4 むらまつクリニック 5 藤島内科 6 鹿島内科小児科 7 森谷内科 8 久保田内科 9 赤いかわ内科クリニック 10 三愛病院 11 西松園内科 12 澤田内科 13 植田内科消化器科 14 本間内科 15 鈴木内科 16 菅澤整形外科皮膚科クリニック 17 二戸医師会（坂本、橋浦、鈴木） 18 菅澤整形外科皮膚科クリニック 19 すがわら消化器内科 20 新内科内科 21 原内科脳神経機能クリニック 22 金子胃腸科内科 23 湯法寺診療所 24 佐々木内科 25 高橋内科胃腸科クリニック 26 砂とりが丘クリニック 27 川久保病院 28 後藤医院 29 鳥谷医院 30 久慈医師会 31 ちだ医院 32 おしかわ内科クリニック 33 しち内科循環器科クリニック 34 釜石ファミリークリニック 35 山口クリニック 36 みうら小児科 37 社のこどもクリニック 38 赤坂こどもクリニック 39 大沼小児科 40 坂倉小児科 41 さとう小児科 42 盛岡市医師会 43 鈴木小児科 44 みちのく療育園 45 川久保病院（盛岡医療生協） 46 北上済生会病院 47 ひらのこどもクリニック 48 盛岡市医師会 49 吉田小児科 50 臼井循環器呼吸器内科	49	56	6	51 岩手医科大学附属病院 52 県立中央病院 53 県立高田病院 54 県立大槌病院 55 県立山田病院 （川久保病院（盛岡医療生協）） 56 県衛科医師会	6	243

【県把握分（H24.5.24現在）】

【総括表】 本県で活動した各都道府県医療救護チーム一覧表

ODMAT活動後の医療救護活動（活動期間：H23.3.11～H23.7.29）

都道府県名	救護チーム数(計)		左記「救護チーム数(合計)」の内訳															
	機関数	チーム数	01 国立病院機構 (H23.3.16～H23.4.22)		02 日本赤十字社 (H23.3.11～H23.7.29)		03 医師会JMAT (H23.3.11～H23.7.15)		県 (H23.3.11～H23.7.15)		備考							
	N0	派遣 チーム 数	N0	機関数	派遣 チーム 数	N0	機関数	派遣 チーム 数	N0	機関数	派遣 チーム 数	N0	機関数	派遣 チーム 数	備考			
新潟	3	4	1	1	1	2	1	2					3 新潟大学医学部総合病院	1				
栃木	6	52			3	5	4	40	2				4 自治医科大学附属病院 5 自治医科大学同窓会 (大田原赤十字病院)	1	7			
茨城	3	6			2	5							1 古河赤十字病院 2 水戸赤十字病院	1	1			
群馬	3	11			2	10	3	1					1 群馬県医師会					
埼玉	9	38			3	8	4	1					1 深谷赤十字病院 2 小川赤十字病院 3 さいたま赤十字病院	5	29			
千葉	52	82	1	1	7	32	49	18	25				2 成田赤十字病院 3 小張総合病院 4 聖徳野台整形外科内科 5 クリニカルこばやし 6 千葉愛友会記念病院 7 あびこ診療所 8 星野医院 9 木内クリニック 10 さくらクリニック 11 北習志野花輪病院 12 聖母療育園 13 根本医院 14 嶺山医院 15 井上内科医院 16 額田医学生物研究所附属病院 17 山口病院 18 豊津市役所国保小塚診療所 19 宇井内科クリニック 20 東山クリニック 21 五井病院 22 柏市医師会 23 平和台病院 24 日精協(木村病院) 25 日精協(東神保福祉センター) 26 日精協(旭神保内科) 27 日精協(中村古峯記念病院) 28 日精協(下総病院) 29 日精協(市原鶴岡病院) 30 日精協(袖ヶ浦さつき台病院) 31 日精協(東条メンタルホスピタル) 32 日精協(しのだの森ホスピタル) 33 日精協(船橋北病院) 34 日本精神科病院協会	36 千葉市立青葉病院 37 県立救急医療センター 38 県立佐原病院 39 県がんセンター 40 県立こども病院 41 船橋市立医療センター 42 県立東金病院 43 東京女子医大附属八千代医療センター 44 県立循環器病センター 45 君津市立病院 46 県立リハビリテーションセンター 47 化研病院 48 千葉市立海浜病院 49 国保総合君津中央病院 50 国立病院機構千葉医療センター 51 四街道徳洲会病院 52 千葉西総合病院	1	5	18	25

【県把握分 (H24.5.24現在)】

【総括表】 本県で活動した各都道府県医療救護チーム一覧表

ODMAT活動後の医療救護活動（活動期間：H23.3.11～H23.7.29）

【県把握分（H24.5.24現在）】

都道府県名	救護チーム数（計）		左記「救護チーム数（合計）」の内訳																	
	機関数	チーム数	01 国立病院機構（H23.3.16～H23.4.22）			02 日本赤十字社（H23.3.11～H23.7.29）			03 医師会JMAT（H23.3.11～H23.7.15）			県（H23.3.11～H23.7.15）								
	N0	派遣 チーム 数	機関名	機関数	派遣 チーム 数	機関名	機関数	派遣 チーム 数	N0	機関名	機関数	派遣 チーム 数	N0	機関名	機関数	派遣 チーム 数				
長野	11	17																		
石川	5	6	1 金沢医療センター	2																
			2 医王病院																	
富山	18	25	1 富山病院	1																
			福井	1	6															
愛知	3	18	1 豊橋医療センター	3																
			2 名古屋医療センター																	
			3 東名古屋病院																	

【総括表】 本県で活動した各都道府県医療救護チーム一覧表

ODMAT活動後の医療救護活動（活動期間：H23.3.11～H23.7.29）

【県把握分（H24.5.24現在）】

都道府県名	救護チーム数（計）		左記「救護チーム数（合計）」の内訳														
	機関数	チーム数	01 国立病院機構（H23.3.16～H23.4.22）		02 日本赤十字社（H23.3.11～H23.7.29）		03 医師会JMAT（H23.3.11～H23.7.15）		県（H23.3.11～H23.7.15）		機関数	チーム数					
	NO	機関名	機関数	派遣チーム数	NO	機関名	機関数	派遣チーム数	NO	機関名	機関数	派遣チーム数	NO	機関名	機関数	派遣チーム数	
三重	30	1	三重病院	2	6							44				8	
		2	三重中央医療センター														
岐阜	3	1	岐阜医療センター	1	2	2	岐阜赤十字病院	2	5	3	高山赤十字病院			22	富田赤病院		
		2	岐阜赤十字病院														
		3	高山赤十字病院														
		4	総合医療センター														
		5	市立伊勢総合病院														
		6	市立四日市病院														
		7	鈴鹿中央総合病院														
		8	松坂市民病院														
		9	松坂中央総合病院														
		10	いなべ総合病院														
		11	桑名市民病院														
		12	鈴鹿厚生病院														
		13	済生会松坂総合病院														
		14	紀南病院														
		15	名張市立病院														
		16	亀山市立医療センター														
		17	主体会病院														
		18	青木記念病院														
		19	上野総合市民病院														
		20	尾鷲総合病院														
		21	大西クリニック														
		22	富田赤病院														
		23	四日市社会医療病院														
		24	一志病院														
		25	遠山病院														
		26	山本総合病院														
		27	荒坂診療所														
		28	小山田記念温泉病院														
		29	久瀬医院														
		30	志摩病院														

【総括表】 本県で活動した各都道府県医療救護チーム一覧表

ODMAT活動後の医療救護活動（活動期間：H23.3.11～H23.7.29）

【県把握分（H24.5.24現在）】

都道府県名	救護チーム数（計）		左記「救護チーム数（合計）」の内訳											
	機関数	チーム数	01 国立病院機構（H23.3.16～H23.4.22）		02 日本赤十字社（H23.3.11～H23.7.29）		03 医師会JMAT（H23.3.11～H23.7.15）		県（H23.3.11～H23.7.15）		機関数	チーム数		
	N0	派遣チーム数	N0	機関数	派遣チーム数	N0	機関数	N0	機関数	派遣チーム数	N0	機関数	派遣チーム数	
大阪	36	71			2	11	3	3	大阪府医師会	27	30	大阪府立大学附属病院	7	
								4	辻本病院		31	関西医科大学附属豊後方病院		
								5	なかもみかいクリニック			大阪府三島救命救急センター		
								6	大阪医科大学附属病院			大阪府立病院機構		
								7	済生会野江病院			淀川キリスト教病院		
								8	北摂総合病院			(カラスヤ病院)		
								9	慶仁会リハビリテーションセンター			府立成人病センター		
								10	佐藤病院			中津養生会病院		
								11	聖本病院					
								12	新仁会病院					
								13	高槻病院					
								14	SKY整形外科クリニック					
								15	馬場記念病院					
								16	おざわ内科クリニック					
								17	ながの医院					
								18	元山医院					
								19	古林医院					
								20	金澤クリニック					
								21	ガランシア病院					
								22	清恵会病院					
								23	薫島生野病院					
								24	生長会ペルランド総合病院					
								25	中村クリニック					
								26	西中島クリニック					
								27	千船病院					
								28	大阪回生病院					
								29	府中病院					
奈良	3	3			1	2			奈良赤十字病院		2	中和養生会病院	1	
												近畿大学医学部奈良病院		
和歌山	20	46			1	11	3	3	水本内科クリニック	7	10	和歌山県立医科大学附属病院	11	
								4	白浜はまゆう病院			11	社会保険紀南病院	
								5	那須内科消化器科			12	橋本市民病院	
								6	光仁会二瀬病院			13	和歌山労災病院	
								7	那賀医師会			14	国保野上厚生総合病院	
								8	和歌山市医師会			15	済生会和田病院	
								9	国保日高総合病院			16	公立那智病院	
												17	和歌山済生会病院	
													(国保日高総合病院)	
													(白浜はまゆう病院)	
													18	新宮市立医療センター
													19	南和歌山医療センター
													20	有田市立病院
														(和歌山県医師会)
滋賀	3	4			2	2					3	滋賀済生会病院	1	
京都	2	1			1	1							2	宇治徳洲会病院

【総括表】 本県で活動した各都道府県医療救護チーム一覧表

ODMAT活動後の医療救護活動（活動期間：H23.3.11～H23.7.29）

都道府県名	救護チーム数（計）		左記「救護チーム数（合計）」の内訳																								
	機関数	チーム数	01 国立病院機構（H23.3.16～H23.4.22）			02 日本赤十字社（H23.3.11～H23.7.29）			03 医師会JMAT（H23.3.11～H23.7.15）			県（H23.3.11～H23.7.15）															
			NO	機関名	機関数	派遣チーム数	備考	NO	機関名	機関数	派遣チーム数	備考	NO	機関名	機関数	派遣チーム数	備考										
兵庫	6	21				1	多可赤十字病院	4	19																		
								2	相原赤十字病院																		
								3	神戸赤十字病院																		
岡山	12	24				1	岡山赤十字病院	1	4																		
			鳥取	1	1				1	鳥取赤十字病院	1																
香川	1	1				1	善通寺病院	1																			
高知	1	1																									
徳島	3	5				1	徳島赤十字病院	2	4																		
								2	徳島赤十字心のみね総合医療センター																		
福岡	4	12																									
長崎	1	1																									
熊本	2	1																									
鹿児島	3	1																									

【総括表】 本県で活動した各都道府県医療救護チーム一覧表

ODMAT活動後の医療救護活動（活動期間：H23.3.11～H23.7.29）

【県把握分（H24.5.24現在）】

都道府県名	左記「救護チーム数（合計）」の内訳											
	01 国立病院機構（H23.3.16～H23.4.22）			02 日本赤十字社（H23.3.11～H23.7.29）			03 医師会JMAT（H23.3.11～H23.7.15）			県（H23.3.11～H23.7.15）		
	機関数	チーム数	備考	機関数	チーム数	備考	機関数	チーム数	備考	機関数	チーム数	備考
沖縄	32	40										
その他	2	0										
合計	532	1,471					19	44		52	302	
												273
												454
												2
												0
												188
												671

（※1）国立病院機構派遣チーム数（4/22日活動終了）・・・岩手総数 44チーム
 独立行政法人国立病院機構 「平成23年東日本大震災における国立病院機構の支援活動について」 H23.8.19付け公表

（※2）日本赤十字派遣チーム数（7/29日活動終了）・・・岩手総数 302チーム
 日赤プレスリリース資料（H23.12.22付け公表）・・・ ※総数のみ公表【内訳不明】

（※3）JMAT派遣チーム数（7/15日活動終了）・・・岩手総数 454チーム
 「第4回防災対策推進検討会議資料」社団法人日本医師会まとめ（H24.2.1公表）・・・ ※各都道府県毎の総数のみ公表【内訳不明】

（※4）その他機関名及びチーム数の特定については、「いわゆる災害医療ネットワーク」ミーティング資料をはじめ、求償資料（災害救助法）、各種団体からの公開資料（HP掲載等）等を参照のうえ調製。

【国立病院機構】本県で活動した各都道府県医療救護チーム一覧表

※DMAT活動後の医療救護活動

H23.3.16～H23.4.22

都道府県名	派遣調整元 機関							
	国立病院機構					再掲		備考 (調整等)
	主な活動場所	活動期間	NO	医療機関名	チーム数	医療機関数	チーム数	
北海道	山田 (山田南小ほか)	3/18-3/21	1	旭川医療センター	1	2	2	
			2	北海道医療センター	1			
新潟	山田 (山田南小ほか)	3/17-3/19	3	西新潟中央病院	1	1	1	
千葉	山田 (山田南小ほか)	(3/17-4/22)	4	千葉医療センター	1	1	1	
東京	山田 (山田南小ほか)	3/23-3/27	5	東京医療センター	2	1	2	
静岡	山田 (山田南小ほか)	3/17-4/8	6	静岡医療センター	3	3	5	
			7	天竜病院	1			
			8	静岡てんかん・神経医療センター	1			
石川	釜石 (唐丹他)	3/22-3/25	9	金沢医療センター	3	2	4	
			10	医王病院	1			
富山	山田 (山田南小ほか)	3/26-3/28	11	富山病院	1	1	1	
愛知	山田 (山田南小ほか)	3/16-4/22	12	豊橋医療センター	3	3	18	
			13	名古屋医療センター	12			
			14	東名古屋病院	3			
三重	釜石 (唐丹他)	3/18-4/11	15	三重病院	2	2	6	
			16	三重中央医療センター	4			
岐阜	山田 (山田南小ほか)	4/3-4/5	17	長良医療センター	2	1	2	
和歌山	山田 (山田南小ほか)	(3/17-4/22)	18	南和歌山医療センター	1	1	1	
香川	山田 (山田南小ほか)	3/22-3/24	19	善通寺病院	1	1	1	
合 計					44	19	44	

(※1) 国立病院機構派遣チーム数 (4/22日活動終了)・・・岩手総数 44チーム

独立行政法人国立病院機構 「平成23年東日本大震災における国立病院機構の支援活動について」 H23. 8. 19付け公表

(※2) 医療機関名については、「いわて災害医療ネットワーク」資料のほか、国立病院機構HP資料を参照のうえ調製。

【日赤】本県で活動した各都道府県医療救護チーム一覧表

※DMAT活動後の医療救護活動

H23.3.11～H23.7.29

都道府県名	派遣調整元 機関												
	日本赤十字社					再掲		備考					
	主な活動場所	活動期間	NO	医療機関名	チーム数(A)	医療機関数	チーム数(調整後)	調整(B)	調整後(A+B)	調整根拠等			
北海道	釜石 (旧釜石一中)	3/15-4/8	1	伊達赤十字病院	6				△ 1	5	△1(3/15～旧釜石一中)		
			2	栗山赤十字病院	3					3			
			3	釧路赤十字病院	6					6			
			4	浦河赤十字病院	4					4			
	陸高 (高田一中)	4/9-6/30	5	北見赤十字病院	6					6			
			6	旭川赤十字病院	9					9			
			7	函館赤十字病院	2					2			
			8	置戸赤十字病院	1					1			
9	八戸赤十字病院	3	1	2	△ 1	2	△1(3/14野田)						
青森	陸高 (高田一中)	4/1-4/7	9	八戸赤十字病院	3	1	2	△ 1	2	△1(3/14野田)			
秋田	陸高 (高田一中)	3/12-7/18	10	秋田赤十字病院	44	1	38	△ 6	38	△6(3/11～高田一中)			
岩手	陸高 (高田一中)	3/15-7/29	11	盛岡赤十字病院	97	1	89	△ 8	89	△8(3/11～消防学校、高田一中)			
新潟	大槌釜石 (巡回)	6/7-6/10	12	長岡赤十字病院	2	1	2		2				
栃木	大槌釜石 (巡回)	5/2-5/25	13	足利赤十字病院	2					2			
			14	大田原赤十字病院	3					△ 2		1	△2(医師会JMAT管理)
			15	芳賀赤十字病院	2					3		5	2
群馬	釜石 (旧釜石一中)	4/6-6/6	16	前橋赤十字病院	9					9			
	大槌釜石 (巡回)		17	原町赤十字病院	1					2		10	1
埼玉	山田 (山田高校) 大槌釜石 (巡回)	3/31-6/19	18	深谷赤十字病院	3					3			
			19	小川赤十字病院	2					2			
			20	さいたま赤十字病院	3					3		8	3
茨城	釜石 (鈴子)	5/2-5/28	21	古河赤十字病院	2					2			
	大槌釜石 (巡回)		22	水戸赤十字病院	3					2		5	3
千葉	釜石 (鈴子、巡回)	4/5-6/19	23	成田赤十字病院	7	1	7		7				
東京	釜石 (鈴子) 大槌釜石 (巡回)	3/30-6/13	24	武蔵野赤十字病院	9					9			
			25	大森赤十字病院	7					7			
			26	葛飾赤十字病院	1					3		17	1
神奈川	山田 (山田高校) 釜石 (鈴子) 大槌釜石 (巡回)	4/3-6/16	27	秦野赤十字病院	5					5			
			28	横浜市立みなと赤十字病院	3					3			
			29	津久井赤十字病院	2					3		10	2
山梨	大槌釜石 (巡回)	6/1-6/4	30	山梨赤十字病院	1	1	1		1				
静岡	釜石 (鈴子) 大槌釜石 (巡回)	3/13-3/30	31	静岡赤十字病院	4				△ 2	2	△2(3/12～待機、釜石鈴子)		
			32	浜松赤十字病院	3					△ 1		2	△1(3/12～待機、釜石鈴子)
			33	伊豆赤十字病院	1					3		5	1
石川	山田 (青少年の家)	3/13-3/28	34	金沢赤十字病院	3	1	1	△ 2	1	△2(3/12～消防学校、山田青少年の家)			
福井	陸高 (高田一中)	3/12-4/5	35	福井赤十字病院	8	1	6	△ 2	6	△2(3/12～消防学校、高田一中)			
岐阜	陸高 (高田一中)	3/13-3/30	36	岐阜赤十字病院	4				△ 2	2	△2(3/12～消防学校、高田一中)		
			37	高山赤十字病院	4					2		5	△ 1
和歌山	山田 (大沢小学校)	3/13-5/1	38	日赤和歌山医療センター	13	1	11	△ 2	11	△2(3/13～山田大沢小学校)			
奈良	野田 (運動公園)	3/13-3/24	39	奈良赤十字病院	3	1	2	△ 1	2	△1(3/13～野田)			
大阪	山田 (青少年の家)	3/31-5/25	40	大阪赤十字病院	9				△ 2	7	△2(高槻Tと合同)		
			41	高槻赤十字病院	6					2		11	△ 2
滋賀	山田 (青少年の家)	5/10-5/14	42	大津赤十字病院	1					1			
			43	長浜赤十字病院	1					2		2	1
京都	山田 (青少年の家)	5/14-5/17	44	京都第二赤十字病院	1	1	1		1				
兵庫	山田 (山田高校) 山田 (青少年の家) 釜石 (鈴子)	3/13-5/12	45	多可赤十字病院	3				△ 2	1	△2(柏原Tと合同)		
			46	柏原赤十字病院	3					△ 1		2	△1(3/15～釜石鈴子)
			47	神戸赤十字病院	7					△ 1		6	△1(3/12～待機、釜石鈴子)
			48	姫路赤十字病院	11					4		19	△ 1
岡山	山田 (青少年の家)	3/16-3/31	49	岡山赤十字病院	5	1	4	△ 1	4	△1(3/16のみ高田一中)			
鳥取	釜石 (鈴子)	3/15-3/21	50	鳥取赤十字病院	2	1	1	△ 1	1	△1(3/15～釜石鈴子)			
徳島	山田 (山田高校)	3/13-3/31	51	徳島赤十字病院	4				△ 1	3	△1(3/13～山田高校)		
			52	徳島赤十字ひのみね総合療育センター	1					2		4	1
合計					345	52	302	△ 43	302				

(※1) 日本赤十字派遣チーム数 (7/29日活動終了)・・・岩手総数 302チーム

日赤プレスリリース資料 (H23. 12. 22付け)・・・活動日 (3/11～7/29)

(※2) 医療機関名については、「いわて災害医療ネットワーク」資料のほか、日赤HP資料等を参照のうえ調製。

(※3) 集計上の整理のため、発災直後 (DMAT : 72時間程度) の対応を目安として、3/16日以前に着手したチームの計上を割愛したこと。

【医師会JMAT】本県で活動した各都道府県医療救護チーム一覧表

※DMAT活動後の医療救護活動

H23.3.11～H23.7.15

都道府県名	派遣調整元 機関					再掲		備考 (調整等)		
	医師会JMAT					医療 機関数	チーム 数			
	主な活動場所	活動期間	NO	医療機関名	チーム 数					
北海道	山田町（保健センター）	4/4-6/14	1	手稲漢仁会病院	5	15	40			
			2	下地内科外科	1					
			3	新さっぽろ脳神経外科医院	1					
			4	札幌整形循環器病院	1					
			5	旭川圭泉会病院	2					
			6	響きの杜クリニック	1					
			7	植苗病院	1					
			8	旭川医療センター	1					
			9	函館渡辺病院	2					
			10	函館中央病院	1					
			11	門別国保病院	1					
			12	苫小牧東病院	2					
	19	陸高（長部）	3/21-5/8	13	北海道大学附属病院				14	18チーム中、4チームは県管理
	大船渡（赤崎蛸浦）	(3/29-5/28)	14	十勝勤労者医療協会 帯広病院(民医連)	1					
			15	北海道民主医療機関連合会	6					
青森	大槌（大槌高校）	3/24-6/10	16	五所川原市立西北中央病院	3	17	26			
			17	青森市立市民病院	5					
			18	ひきち内科クリニック	1					
			19	青森慈恵会病院	1					
			20	メディカルチェック・クリニック	1					
			21	十和田市立中央病院	1					
			22	城東こどもクリニック	1					
			23	はちのへ99クリニック	1					
			24	角田整形外科医院	1					
			25	弘前市立病院	1					
			26	村岡整形外科	1					
			27	南部病院	1					
			28	弘前記念病院	1					
			29	津軽保健生協 健生医院	1					
	30	青森県医師会	3							
	24	大船渡（赤崎蛸浦）	(3/29-5/28)	31	弘前市医師会				1	
	32			青森県民主医療機関連合会	2					
岩手	山田（保健センター） 休日・夜間	6/13-7/4	33	和内科医院	1	17	26	災害救助法（費用弁償資料）		
			34	白井循環器呼吸器内科	1					
			35	むらまっクリニック	1					
			36	藤島内科医院	1					
			37	尻島内科小児科医院	1					
			38	森谷医院	1					
			39	久保田医院	1					
			40	おいかわ内科クリニック	1					
			41	三愛病院	1					
			42	西松園内科医院	1					
			43	澤田内科医院	1					
			44	植田内科消化器科医院	1					
			45	本間内科医院	1					
			46	鈴木内科医院	1					
			47	菅整形外科皮膚科クリニック	1					
			48	二戸医師会（坂本、橋浦、鈴木）	3					
			49	菅整形外科皮膚科クリニック	1					
			50	すがわら消化器内科	1					
	51	栃内内科医院	1							
	52	原田内科神経機能クリニック	1							
	53	金子胃腸科内科	1							
54	浄法寺診療所	1								
55	佐々木医院	1								
56	高橋内科胃腸科クリニック	1								
57	ゆとりが丘クリニック	1								
58	川久保病院	1								
	山田（山田南小学校）	3/11-3/24	59	後藤医院	1	災害救助法（費用弁償資料）				

【医師会JMAT】本県で活動した各都道府県医療救護チーム一覧表

※DMAT活動後の医療救護活動

H23.3.11～H23.7.15

都道府県名	派遣調整元 機関					再掲		備考 (調整等)				
	医師会JMAT	主な活動場所	活動期間	NO	医療機関名	チーム数	医療機関数					
山形	野田（運動公園）	3/14-3/27	60	鳥谷医院	1	49	56	災害救助法（費用弁償資料）				
			61	久慈医師会	1							
			62	ちだ医院	1							
			63	おしかわ内科クリニック	1							
			64	しろと内科循環器科クリニック	1							
	釜石・大槌（統括）	3/11-6/19	65	釜石ファミリークリニック	1			災害救助法（費用弁償資料）				
			66	山口クリニック	4				災害救助法（費用弁償資料）			
	(小児医療支援) 陸前高田 山田	5/26-7/15	67	みうら小児科	1			※7/15以降の活動実績は割愛				
			68	杜のこどもクリニック	1							
			69	赤坂こどもクリニック	1							
			70	大沼小児科医院	1							
			71	板倉小児科医院	1							
			72	さとう小児科医院	1							
			73	盛岡市医師会	1							
			74	鈴木小児科	1							
			75	みちのく療育園	2							
			76	川久保病院（盛岡医療生協）	1							
			77	北上済生会病院	1							
			78	ひらのこどもクリニック	1							
			79	盛岡市医師会	2							
			80	吉田小児科	1							
			81	白井循環器呼吸器内科	1							
			秋田	釜石（巡回）	3/22-5/31				82	県立脳血管研究センター	1	44
	83	秋田組合総合病院						2	DMATチーム（▲1）			
	84	仙北組合総合病院						1		DMATチーム（▲1）		
	85	雄勝中央病院						1				
	86	南秋田整形外科医院						1				
	87	市立秋田総合病院						1				
	88	由利組合総合病院						1				
	89	山王整形外科医院						1				
	90	大館市立総合病院						1				
91	本庄第一病院	1										
92	男鹿みなと市民病院	2										
93	秋田緑ヶ丘病院	1										
94	山本組合総合病院	2										
95	たむら船越クリニック	1										
96	協和病院	1										
97	中央線診療所	1										
98	ささき内科クリニック	1										
99	中通総合病院	1										
100	つばきさかクリニック	1										
101	小須田医院	1										
102	北秋田市民病院	1										
103	神田医院	1										
104	猪股医院	1										
105	平鹿総合病院	1										
106	三田医院	1										
107	大野小児科医院	1										
108	メンタルクリニック秋田駅前	1										
109	岡田小児科医院	1										
110	香曾我部医院	1										
111	秋田メモリアルクリニック	1										
112	木村内科医院	1										
113	すずらん診療所	1										
114	町立羽後病院	3										
115	片岡医院	1										
116	市立横手病院	4										
117	奈良医院	1										
118	御野場医院	1										
119	佐藤医院	1										
120	秋田市立大森医院	1										
121	伊藤医院	1										
122	村山クリニック	1										
123	能代山本医師会病院	3										
大船渡（赤崎蛸浦）	(3/29-5/28)	124	秋田社会保険病院（民医連）	1								
		125	秋田県民主医療機関連合会	1								

【医師会JMAT】本県で活動した各都道府県医療救護チーム一覧表

※DMAT活動後の医療救護活動

H23.3.11～H23.7.15

都道府県名	派遣調整元 機関					再掲		備考 (調整等)				
	医師会JMAT					医療 機関数	チーム 数					
	主な活動場所	活動期間	NO	医療機関名	チーム 数							
栃木	大船渡（末崎）など	3/25-7/1	126	自治医科大学附属病院	26	2	40	藤沢町民（心のケア）				
	釜石病院支援	3/20-7/9	127	自治医科大学同窓会	12			18チーム中、6チームは県管理				
	釜石・大槌巡回	5/4-5/27		（大田原赤十字病院）	2			日赤管理、日赤分科から控除（▲2）				
群馬	釜石市	3/24-3/25	128	群馬県医師会	1	1	1					
埼玉	大船渡市（リアスHほか）	4/29-5/31	129	医療法人秀峰会	1	1	1	※心のケア				
千葉	山田（保健センター）	4/11-6/15	130	小張総合病院	1	32	49					
			131	習志野台整形外科内科	1							
			132	クリニカルこばやし	1							
			133	千葉愛友会記念病院	1							
			134	あびこ診療所	1							
			135	星野医院	1							
			136	木内クリニック	1							
			137	さくらクリニック松戸	1							
			138	北習志野花輪病院	1							
			139	聖母療育園	1							
			140	根本医院	2							
			141	横山医院	1							
			142	井上内科医院	1							
			143	額田医学生物研究所附属病院	1							
			144	山口病院	1							
			145	君津市役所国保小堰診療所	1							
			146	宇井内科クリニック	1							
			147	東山クリニック	2							
			20	大槌（大槌高校）	3/16-4/8			148	五井病院	2		
			149					柏市医師会	1			
	150	平和台病院	2									
	5	陸前高田	4/24-6/19	151	日精協（木村病院）			1		※心のケア		
	152			日精協（県精神保健福祉センター）	2				※心のケア			
	153			日精協（旭神経内科）	1				※心のケア			
	154			日精協（中村古峽記念病院）	2				※心のケア			
	155			日精協（下総病院）	1				※心のケア			
	156			日精協（市原鶴岡病院）	2				※心のケア			
	157			日精協（袖ヶ浦さつき台病院）	1				※心のケア			
	158			日精協（東条メンタルホスピタル）	1				※心のケア			
	159			日精協（しのだの森ホスピタル）	1				※心のケア			
	160			日精協（船橋北病院）	1				※心のケア			
	161			日本精神科病院協会	11				※心のケア			
東京都	県立宮古病院			3/23-5/29	162	（日本医師会）帝京大学附属病院	12	3	32			
	陸高（高田一中、米崎）	5/3-7/15	163	日本小児科医会	1	23チーム中、4チームは県管理						
	大船渡病院支援		164	日本小児科学会	19							
富山	釜石市（松原、平田）	4/30-5/9	165	八尾総合病院	2	1	2	3チーム中、1チームは県管理				
長野	大槌（大槌高校）	3/23-5/15	166	丸子中央総合病院	4	9	13					
			167	安曇総合病院	1							
			168	依田窪病院	1							
			169	富士見高原病院	1							
			170	愛和病院	1							
			171	岸医院	1							
			172	どんぐりの森クリニック	1							
			173	東御市民病院	1							
			174	長野県医師会	2							

【医師会JMAT】本県で活動した各都道府県医療救護チーム一覧表

※DMAT活動後の医療救護活動

H23.3.11～H23.7.15

都道府県名	派遣調整元 機関						再掲		備考 (調整等)
	医師会JMAT						医療 機関数	チーム 数	
	主な活動場所	活動期間	NO	医療機関名	チーム 数				
静岡	野田（運動公園他巡回）	3/19-3/21	175	磯貝医院	1	22	20	21チーム中、20チームは県管理	
			176	八千代クリニック					
			177	かとう整形外科医院					
			178	おおいし脳神経外科クリニック					
			179	桜ヶ丘医院					
			180	乾医院					
	釜石（巡回）	3/19-3/21	181	向井循環器科クリニック	6				
			182	竹内クリニック					
			183	樋口外科医院					
			184	水谷痛みのクリニック					
			185	あかさか整形外科					
			186	望月クリニック					
			187	やまだメディカルクリニック					
	大槌（赤浜小学校他巡回）	3/19-3/21	188	浅野医院	6				
			189	吉永医院					
			190	清水河内診療所					
			191	庄司産婦人科					
			192	小高整形外科医院					
			193	清水厚生病院					
山田、陸高（高田一中）	(3/18-5/15)	194	清水駿府病院	1					
		195	福地内科外科循環器科医院						
三重	陸高（米崎コミセン）	3/18-7/13	196	県立こども病院（日本小児科救急医学会）	44	19	44	※県管理あり	
			197	三重大学附属病院					8
			198	総合医療センター					2
			199	市立伊勢総合病院					1
			200	市立四日市病院					3
			201	鈴鹿中央総合病院					3
			202	松坂市民病院					4
			203	松坂中央総合病院					3
			204	いなべ総合病院					2
			205	桑名市民病院					2
			206	鈴鹿回生病院					2
			207	済生会松坂総合病院					5
			208	紀南病院					1
			209	名張市立病院					1
			210	亀山市立医療センター					2
			211	主体会病院					1
			212	青木記念病院					1
			213	上野総合市民病院					1
			214	尾鷲総合病院					1
215	大西クリニック	1							
大阪	大槌 (大槌高校、寺野体育館)	3/22-5/31	216	大阪府医師会	29	27	29		
			217	辻本病院				1	
			218	なかむかいクリニック				1	
			219	大阪医科大学附属病院				2	
			220	済生会野江病院				1	
			221	北摂総合病院				1	
			222	愛仁会リハビリテーション病院				1	
			223	佐藤病院				1	
			224	櫻本病院				1	
			225	新仁会病院				1	
			226	高槻病院				1	
			227	S K Y 整形外科クリニック				1	
			228	馬場記念病院				1	
			229	おざわ内科クリニック				1	
			230	ながた医院				1	
			231	元山医院				1	
			232	古林医院				1	
			233	金澤クリニック				1	
			234	ガラシア病院				1	
			235	清恵会病院				1	
			236	薬島生野病院				1	
			237	生長会ベルランド総合病院				1	
			238	中村クリニック				1	
			239	西中島クリニック				1	
			240	千船病院				1	
			241	大阪回生病院				1	
			242	府中病院				1	

【医師会JMAT】本県で活動した各都道府県医療救護チーム一覧表

※DMAT活動後の医療救護活動

H23.3.11～H23.7.15

都道府県名	医師会JMAT				再掲		備考 (調整等)
	主な活動場所	活動期間	NO	医療機関名	チーム数	医療機関数	
和歌山	山田（豊間根中学校）	4/28-6/5	243	水本内科クリニック	7	7	
			244	白浜はまゆう病院			
			245	那須内科消化器科			
			246	光仁会二澤病院			
			247	那賀医師会			
			248	和歌山市医師会			
			249	国保日高総合病院			
徳島	※花巻空港	3/12-3/15	250	徳島県医師会	1		※DMATチーム
						1	1
福岡	高田（竹駒）	3/21-5/31	251	聖マリア病院	10		1チームは県管理
							1
沖縄	大槌（城山公民館）	3/15-6/1	252	名桜大学	29	22	29
			253	健康科学財団			
			254	琉球大学付属病院			
			255	仲江村立診療所			
			256	下地診療所			
			257	桑江皮フ科医院			
			258	長嶺胃腸科内科外科医院			
			259	まちだ小児科			
			260	嶺井リハビリ病院			
			261	沖縄大学オリブ山病院			
			262	介護老人保健施設陽光館			
			263	豊見城中央病院			
			264	北部病院			
			265	ハートライフ病院			
			266	きなクリニック			
			267	牧港中央病院			
268	首里城下町クリニック						
269	Dr久高のマンマ家クリニック						
270	沖縄セントラル病院						
271	北中城若松病院						
272	かじまやークリニック						
273	曙クリニック						
合 計					454	273	454

(※1) JMAT派遣チーム数（7/15日活動終了）・・・岩手総数 454チーム

「第4回防災対策推進検討会議資料」社団法人日本医師会まとめ（H24.2.1）

(※2) 医療救護チーム活動以降の、「岩手JMAT II」は含まれないこと。

(※3) 一部に「心のケアチーム」が含まれていること。

(※4) 医療機関名については、「いわて災害医療ネットワーク」資料のほか、求償資料（救助法）等を参照のうえ調製

【県管理】本県で活動した各都道府県医療救護チーム一覧表
 ※DMAT活動後の医療救護活動

H23.3.11～H23.7.15

都道府県名	派遣調整元 機関												
	県管理					再掲		備考					
	主な活動場所	活動期間	NO	医療機関名	チーム数(A)	医療機関数	チーム数(調整後)	調整(B)	調整後(A+B)	調整根拠等			
北海道	陸前高田(長部)	3/21-7/1		(北海道大学附属病院)	18	10	25	△ 14	4	18チーム中、14チームはJMAT管理			
			1	江別市立病院	1								
			2	砂川市立病院	1								
			3	函館市立病院	2								
			4	苫小牧市立病院	1								
			5	名寄市立総合病院	1								
			6	岩見沢市立病院	1								
			7	小樽市立病院	1								
			8	滝川市立病院	2								
	宮古(崎山、鯨崎)	3/22-5/15	9	札幌医科大学附属病院	11								
大船渡(リアスH)	(3/17-3/31)	10	札幌徳洲会病院					0	徳洲会グループ(東京)へ計上				
青森	宮古(磯鷄)	3/23-5/5	11	青森県立中央病院	12				12				
			12	八戸市民病院	2			2					
	高田(米崎)	4/1-4/4	13	弘前大学	1				1				
	釜石救護所-釜石大槌巡回	3/16-6/10		(自衛隊大湊病院)		3	15			0	海自 自衛隊(防衛省)へ計上		
	山田巡回(舟越ほか)	3/16-5/14		(自衛隊三沢病院)						0	航自 自衛隊(防衛省)へ計上		
岩手	診療支援、眼科支援、感染症対策、災対本部	3/15-6/29	14	岩手医科大学附属病院	90	6	243			90	災害救助法(費用弁償資料)		
			陸高(広田、高田病院支援)	3/14-4/28	15					県立中央病院	23	23	
			高田病院、米崎コミセン	3/11-7/3	16					県立高田病院	25	25	災害救助法(費用弁償資料)
			大槌	3/11-3/17	17					県立大槌病院	7	7	災害救助法(費用弁償資料)
			山田	3/11-3/16他	18					県立山田病院	8	8	災害救助法(費用弁償資料)
			大船渡(赤崎蛸浦ほか)	3/19-5/27						川久保病院(盛岡医療生協)	16	16	災害救助法(費用弁償資料)、JMAT管理
			歯科巡回診療	3/30-6/30	19					県歯科医師会	74	74	災害救助法(費用弁償資料)
												0	
秋田	陸高(米崎コミセン)	3/21-7/15	20	秋田大学附属病院	26	1	26			26			
											0		
山形	宮古(磯鷄)	3/28-4/25	21	県立新庄病院	1	8	8			1			
			22	山形済生会病院	1					1			
			23	鶴岡市庄内病院	1					1			
			24	日本海総合病院	1					1			
			25	置賜総合病院	1					1			
			26	山形市立病院済世館	1					1			
			27	山形大学附属病院	1					1			
	宮古(巡回診療)	6/9-6/13	28	山形済生会病院	1					1			
					0								
栃木	大船渡(末崎)など	3/25-7/1		(自治医科大学附属病院)	26	1	7	△ 26	0	医師会JMAT管理			
				(自治医科大学同窓会)	18					△ 12	6	18チーム中、12チームはJMAT管理	
				宇都宮済生会病院	1						1		
											0		
茨城	宮古(巡回診療)	5/24-5/28	30	水戸済生会病院	1	1	1			1			
											0		
											0		

【県管理】本県で活動した各都道府県医療救護チーム一覧表
 ※DMAT活動後の医療救護活動

H23.3.11～H23.7.15

都道府県名	派遣調整元 機関					再掲		備考		
	県管理					医療機関数	チーム数(調整後)	調整(B)	調整後(A+B)	調整根拠等
	主な活動場所	活動期間	NO	医療機関名	チーム数(A)					
埼玉	大船渡(巡回)、千歳病院支援	3/21-7/2	31	自治医科大学附属さいたま医療センター	18	5	29		18	
	宮古(巡回診療)	6/1-6/5	32	川口済生会病院	1				1	
	県立山田病院支援	4/20-6/30		(戸田中央医科グループ TMG)	9				9	
			33	狭山病院	1			△ 1	0	戸田中央医科グループ(東京)へ計上
			34	朝霞台病院	1			△ 1	0	戸田中央医科グループ(東京)へ計上
	大槌町内(歯科診療)	3/19-4/22	35	埼玉医療支援チーム	1				1	
									0	
						0				
東京	陸高(米崎)	36	都立墨東病院	4	20	89		4		
		37	都立駒込病院	2				2		
		38	都立広尾病院	3				3		
		39	公社大久保病院	1				1		
		40	東邦大学医療センター大森病院	16				16		
		41	日大附属板橋病院	3				3		
		42	慶応大学附属病院	2				2		
		43	白髪橋病院	1				1		
	44	都立大塚病院	1		1					
	大船渡(リアスホール)	3/28-4/28	45	財団法人日本オリンピック協会	9		9			
		3/17-3/31		(社)徳洲会グループ(TMAT)	5		5			
	宮古(巡回診療)	6/5-6/9	46	中央済生会病院	7		7			
	山田(県立山田病院支援)	3/15-4/15	47	昭和大学医学部	5		5			
		(4/20-6/30)	48	田園調布中央病院	1		△ 1	0	戸田中央医科グループ(東京)へ計上	
	49		奥沢病院	2		△ 2	0	戸田中央医科グループ(東京)へ計上		
	陸高(高田一中、米崎) 大船渡病院支援	5/3-7/15		(日本小児科学会)	23		△ 19	4	23チーム中、19チームはJMAT管理	
				(日本小児救急医学会)	21		△ 1	20	21チーム中、1チームはJMAT管理	
			50	都立小児総合医療センター	2		△ 2	0	日本小児救急医学会(東京)へ計上	
			51	聖路加国際病院	1		△ 1	0	日本小児救急医学会(東京)へ計上	
			52	立正佼成会附属佼成病院	1		△ 1	0	日本小児救急医学会(東京)へ計上	
グリーンピア田老	3/	53	国境なき医師団	1		1				
グリーンピア田老	3/28-	54	日本心血管インターベンション治療学会	1		1	※以降、大船渡病院支援あり			
釜石救護所-釜石大槌巡回	3/16-6/10	55	防衛省(自衛隊)	4		4	(3/15~)2チーム-(4/10~)1チーム			
山田巡回(舟越ほか)	3/16-5/14					0	(3/15~)2チーム-(4/10~)1チーム			
						0				
千葉	陸高(小友)	3/18-6/1	56	旭中央総合病院	3		3			
		57	千葉市立青葉病院	3		3				
		58	県立救急医療センター	1		1				
		59	県立佐原病院	1		1	※県精神医療センターと帯同			
		60	県がんセンター	1		1				
		61	県立こども病院	2		2	※県精神医療センターと帯同			
		62	船橋市立医療センター	2		2				
		63	県立東金病院	1		1	※県精神医療センターと帯同			
		64	東京女子医大附属八千代医療センター	3		3				
		65	県立循環器病センター	1		1				
		66	君津市立病院	1		1				
		67	県立リハビリテーションセンター	2		2				
		68	化研病院	1		1				
		69	千葉市立海浜病院	1		1				
		70	国保総合君津中央病院	1		1				
71	国立病院機構千葉医療センター	1		1						

【県管理】本県で活動した各都道府県医療救護チーム一覧表
 ※DMAT活動後の医療救護活動

H23.3.11～H23.7.15

都道府県名	派遣調整元 機関					再掲		備考							
	県管理					医療機関数	チーム数(調整後)	調整(B)	調整後(A+B)	調整根拠等					
	主な活動場所	活動期間	NO	医療機関名	チーム数(A)										
石川	宮古(巡回診療)	3/17-3/20	105	石川済生会金沢病院	1	2	1		1						
	陸高(高田一中、米崎)	5/3-7/15	106	金沢大学附属病院	1			△ 1	0	日本小児救急医学会(東京)へ計上					
										0					
										0					
富山	釜石(松原、平田)	3/17-5/9	107	県立中央病院	2	16	22		2						
			108	富山市民病院	2				2						
			109	黒部市民病院	1				1						
			110	射水市民病院	1				1						
			111	厚生連高岡病院	2				2						
			112	富山大学附属病院	2				2						
			113	高岡市民病院	2				2						
			114	市立砺波総合病院	1				1						
			115	済生会高岡病院	1				1						
			116	厚生連高岡病院	1				1						
			117	かみいち総合病院	1				1						
			118	高志リハビリテーション	1				1						
			119	厚生連滑川病院	1				1						
			120	あさひ総合病院	1				1						
			121	南砺市民病院	1				1						
			122	済生会富山病院 (八尾総合病院)	1 3				1 3	△ 2	1	3チーム中、2チームはJMAT管理			
			三重	陸高(米崎コミセン)	3/18-7/15				(三重大学附属病院)	8	9	8	△ 8	0	※医師会JMATで管理
									(総合医療センター)	2			△ 2	0	※医師会JMATで管理
									(市立伊勢総合病院)	1			△ 1	0	※医師会JMATで管理
	(市立四日市病院)	3				△ 3	0	※医師会JMATで管理							
	(鈴鹿中央総合病院)	3				△ 3	0	※医師会JMATで管理							
	(松坂市民病院)	4				△ 4	0	※医師会JMATで管理							
	(松坂中央総合病院)	3				△ 3	0	※医師会JMATで管理							
	(いなべ総合病院)	2				△ 2	0	※医師会JMATで管理							
	(桑名市民病院)	2				△ 2	0	※医師会JMATで管理							
	(鈴鹿回生病院)	2				△ 2	0	※医師会JMATで管理							
	(済生会松坂総合病院)	5				△ 5	0	※医師会JMATで管理							
	(紀南病院)	1				△ 1	0	※医師会JMATで管理							
	(名張市立病院)	1				△ 1	0	※医師会JMATで管理							
	(亀山市立医療センター)	2				△ 2	0	※医師会JMATで管理							
	(主体会病院)	1				△ 1	0	※医師会JMATで管理							
	(青木記念病院)	1				△ 1	0	※医師会JMATで管理							
	(上野総合市民病院)	1				△ 1	0	※医師会JMATで管理							
	(尾鷲総合病院)	1				△ 1	0	※医師会JMATで管理							
123	富田浜病院	2					2								
	(大西クリニック)	1					1	△ 1	0	※医師会JMATで管理					
124	四日市社会保険病院	2					2								
125	一志病院	2					2								
126	遠山病院	1					1								
127	山本総合病院	1		1											
128	荒坂診療所	1		1	△ 1	0	紀南病院と合同チーム								
129	小山田記念温泉病院	1		1	△ 1	0	主体会病院と合同チーム								
130	久瀬医院	1		1	△ 1	0	上野総合市民病院と合同チーム								
131	志摩病院	1		1	△ 1	0	一志病院と合同チーム								
							0								
							0								
							0								
							0								

【県管理】本県で活動した各都道府県医療救護チーム一覧表
 ※DMAT活動後の医療救護活動

H23.3.11～H23.7.15

都道府県名	派遣調整元 機関					再掲		備考		
	県管理					医療機関数	チーム数(調整後)	調整(B)	調整後(A+B)	調整根拠等
	主な活動場所	活動期間	NO	医療機関名	チーム数(A)					
滋賀	宮古(巡回診療)	5/3-5/16	132	滋賀済生会病院	2	1	2	2		
								0		
								0		
								0		
奈良	宮古(巡回診療)	6/17-6/21	133	中和済生会病院	1	2	1	1		
	陸高(高田一中、米崎)	5/3-7/15	134	近畿大学医学部奈良病院	4			△ 4	0	日本小児救急医学会(東京)へ計上
								0		
								0		
大阪	釜石・大槌巡回	3/20-4/11	135	大阪市立大学附属病院	7	7	31	7		
		3/18-3/20	136	関西医科大学附属枚方病	1			1	※DMATチーム	
	大槌(吉里吉里)	3/19-3/28	137	大阪府三島救命救急セン	1			1		
	釜石・大槌(吉里吉里)	3/24-5/19	138	大阪府立病院機構	18			18		
	釜石(巡回)	3/28-	139	淀川キリスト教病院	1			1	日本刊社教医師連盟	
	陸高(竹駒)	5/31-6/7		(ガラシア病院)	1			1	※JMAT派遣実績	
	陸高(高田一中)	3/31-6/4	140	府立成人病センター	1			1	CT車貸与	
	宮古(巡回診療)	5/20-5/24	141	中津済生会病院	1			1		
								0		
								0		
兵庫	陸高(竹駒)	6/6-6/23	142	姫路聖マリア病院	2	2	2	2		
	陸高(高田一中、米崎)	5/3-7/15	143	西神戸医療センター	1			△ 1	0	日本小児救急医学会(東京)へ計上
								0		
								0		
和歌山	山田(豊間根、大沢)	3/19-6/30	144	和歌山県立医科大学附属	13	11	27	13		
			145	社会保険紀南病院	2			2		
			146	橋本市民病院	2			2		
			147	和歌山労災病院	1			1		
			148	国保野上厚生総合病院	1			1		
			149	済生会有田病院	1			1		
			150	公立那賀病院	2			2		
			151	和歌山済生会病院	2			2		
				(国保日高総合病院)	1			△ 1	0	※医師会JMATで管理
				(白浜はまゆう病院)	1			△ 1	0	※医師会JMATで管理
			152	新宮市立医療センター	1			1		
			153	南和歌山医療センター	1			1		
			154	有田市立病院	1			1		
				(和歌山県医師会)	5			△ 5	0	※医師会JMATで管理
京都	大船渡(リアスホール)	3/17-3/31	155	宇治徳洲会病院		1	0	0	徳洲会グループ(東京)へ計上	
					0					
					0					
					0					

【県管理】本県で活動した各都道府県医療救護チーム一覧表
 ※DMAT活動後の医療救護活動

H23.3.11～H23.7.15

都道府県名	派遣調整元 機関					再掲		備考			
	県管理					医療機関数	チーム数(調整後)	調整(B)	調整後(A+B)	調整根拠等	
	主な活動場所	活動期間	NO	医療機関名	チーム数(A)						
福岡	陸高(竹駒)	3/21-5/31		(聖マリア病院)	11	3	2	△ 10	1	11チーム中、10チームはJMAT管理	
	宮古(巡回診療)	6/13-6/17	168	福岡済生会病院	1				1		
	陸高(高田一中、米崎)	5/3-7/15	169	久留米大学病院	1				△ 1	0	日本小児救急医学会(東京)へ計上
			170	北九州市立八幡病院	4				△ 4	0	日本小児救急医学会(東京)へ計上
長崎	釜石市内	3/18-3/21	171	長崎市民病院	1	1	1		1		
									0		
									0		
									0		
熊本	宮古(巡回診療)	5/16-5/20	172	熊本済生会病院	1	2	1		1		
	大船渡(リアスホール)	3/17-3/31	173	高野病院					0	徳洲会グループ(東京)へ計上	
									0		
鹿児島	陸高(高田一中、米崎)	5/3-7/15	174	鹿児島大学病院	1	3	1		1	日本小児救急医学会(東京)へ計上	
	大船渡(リアスホール)	3/17-3/31	175	徳之島徳洲会病院					0	徳洲会グループ(東京)へ計上	
			176	伊仙クリニック					0	徳洲会グループ(東京)へ計上	
									0		
沖縄	宮古(崎山、鍛が崎)	3/22-4/30	177	県立北部病院	2	10	11		2		
			178	県立中部病院	2				2		
			179	県立南部医療センター	1				1		
			180	県立精和病院	1				1		
			181	県立宮古病院	1				1		
			182	県立八重山病院	1				1		
			183	大浜第一病院	1				1		
			184	浦添総合病院	1				1		
			185	中頭病院	1				1		
	大船渡(リアスホール)	3/17-3/31	186	中部徳洲会病院					0	徳洲会グループ(東京)へ計上	
						0					
アメリカ	陸高(高田一中、米崎)	5/3-7/15	187	UCLA	1	2	0	△ 1	0	日本小児救急医学会(東京)へ計上	
	大船渡(リアスホール)	3/17-3/31	188	UPML(ピッツバーグ大医療センター)					0	徳洲会グループ(東京)へ計上	
									0		
							0				
合 計					840	188	671	△ 169	671		

(※1) 医療機関名については、「いわて災害医療ネット」資料のほか、求償資料(救助法)、各種公開資料(HP等)等参照のうえ調製。

◆ 「いわて災害医療支援ネットワーク」の開催概要（全68回）

No	期日	実施場所	主な参集機関	主な議題	備考
1	H23.3.16(水)	県庁9F会議室	岩手医大、医師会、日赤、 国立病院機構、医療局、県 など	①医療救護コーディネート体制の検討 ②医療救護班調整（地区別参集拠点、チームの申出状況等）、 ③情報共有：県災对本部の発表資料（避難者数、被災状況等） など	
2	H23.3.17(木)	県庁9F会議室	岩手医大、医師会、日赤、 国立病院機構、医療局、県 など	①医療救護コーディネート体制の運営検討、 ②医療救護班調整（地区別活動状況・地区調整、チームの申出状況等） ③県災对本部の発表資料（避難者数、被災状況等） など	
3	H23.3.18(金)	県庁9F会議室	岩手医大、医師会、日赤、 国立病院機構、医療局、県 など	①医療救護コーディネート体制の運営（各機関の役割分担など） ②医療救護班調整（地区別活動状況・地区調整、チームの申出状況等） ③-1情報共有：県災对本部の発表資料（避難者数、被災状況等） ③-2情報共有：医療機関の状況調査結果など	
4	H23.3.19(土)	県庁9F会議室	岩手医大、医師会、日赤、 国立病院機構、医療局、県 など	①医療救護班調整（地区別活動状況・地区調整、チームの申出状況等） ②-1情報提供（避難者数、被災状況等の県災对本部の発表資料）、 ②-2情報共有（宮古地域、釜石地域、野田村における避難所医療体制）など	
5	H23.3.20(日)	県庁9F会議室	岩手医大、医師会、日赤、 国立病院機構、医療局、県 など	①医療救護班調整（地区別活動状況・地区調整、チームの申出状況等） ②-1情報提供（避難者数、被災状況等の県災对本部の発表資料）、 ②-2情報共有（宮古地域、釜石地域における避難所への医療体制） ②-3情報共有：日本医師会（医薬品提供） など	3/20ネット ワーク 設立日 (正式)
6	H23.3.21(月)	県庁9F会議室	岩手医大、医師会、日赤、 国立病院機構、医療局、県 など	①医療救護班調整（地区別活動状況・地区調整、チームの申出状況等） ②-1情報提供（避難者数、被災状況等の県災对本部の発表資料）、 ②-2情報共有（宮古地域、釜石地域における避難所への医療体制） ②-3情報共有：日赤の医療救護活動計画 など	
7	H23.3.22(火)	県庁9F会議室	岩手医大、医師会、日赤、 国立病院機構、自衛隊、医 療局、県など	①医療救護コーディネート体制（医療救護班の参集拠点、薬品の搬送拠点の設 定） ②医療救護班調整（地区別活動状況・地区調整等） ③-1情報提供（避難者数、被災状況等の県災对本部の発表資料） ③-2情報共有（釜石地域における避難所への医療体制） ③-3情報共有：自衛隊（避難所のライフライン） など	
8	H23.3.23(水)	県庁9F会議室	岩手医大、医師会、日赤、 国立病院機構、自衛隊、医 療局、県など	①医療救護班調整（地区別活動状況・地区調整等） ②-1情報提供（避難者数、被災状況等の県災对本部の発表資料） ②-2情報共有（釜石地域における避難所への医療体制） ②-3情報共有：被災者への心のケア（接遇面の周知） など	
9	H23.3.24(木)	県庁9F会議室	岩手医大、医師会、日赤、 国立病院機構、自衛隊、医 療局、県など	①医療救護班調整（地区別活動状況・地区調整等） ②-1情報提供（避難者数、被災状況等の県災对本部の発表資料） ②-2情報共有（医大：採血チームの活動計画） ②-3情報共有：自衛隊（避難所のライフライン） など	
10	H23.3.25(金)	県庁9F会議室	岩手医大、医師会、日赤、 国立病院機構、自衛隊、看 護協会、医療局、県など	①医療救護班調整（地区別活動状況等） ②-1情報共有（派遣計画：心のケア、災害支援ナース、保健師など） ②-2情報共有：日赤（心のケア記録様式の提示） ②-3：情報共有：医療機関の診療状況 など	
11	H23.3.26(土)	県庁9F会議室	岩手医大、医師会、日赤、 国立病院機構、自衛隊、看 護協会、医療局、県警本 部、県など	①医療救護班調整（地区別活動状況等） ②-1情報共有（避難所の環境整備） ②-2情報共有：医大（眼科診療、避難所の感染症） ②-3：情報共有（派遣計画：医師会JMAT、日赤など） など	
12	H23.3.27(日)	県庁9F会議室	厚生労働省、岩手医大、医 師会、歯科医師会、日赤、 国立病院機構、自衛隊、看 護協会、医療局、県など	①医療救護班調整（地区別活動状況等） ②-1情報共有（釜石地域の医療体制） ②-2情報共有：歯科医師会（口腔ケアによる肺炎予防） ②-3：情報共有（派遣計画：歯科保健医療班、国立病院など） など	
13	H23.3.28(月)	県庁9F会議室	厚生労働省、岩手医大、医 師会、歯科医師会、日赤、 国立病院機構、自衛隊、看 護協会、医療局、県など	①医療救護班調整（地区別活動状況等） ②-1情報提供（避難者数、被災状況等の県災对本部の発表資料） ②-2情報共有（看護協会：支援活動報告） ②-3情報共有：自衛隊（避難所のライフライン） など	
14	H23.3.29(火)	県庁9F会議室	厚生労働省、岩手医大、医 師会、歯科医師会、日赤、 国立病院機構、自衛隊、看 護協会、医療局、県など	①医療救護班調整（地区別活動状況等） ②-1情報提供（避難者におけるインフルエンザ、ノロ等の感染症対策の暫定方 針） ②-2情報共有（医療局：県立病院の災害医療応援ニーズ） ②-3情報共有：避難所現地調査の実施 など	

◆ 「いわて災害医療支援ネットワーク」の開催概要（全68回）

No	期日	実施場所	主な参集機関	主な議題	備考
15	H23. 3. 30 (水)	県庁9F会議室	厚生労働省、岩手医大、医師会、歯科医師会、日赤、国立病院機構、自衛隊、看護協会、医療局、県など	①医療救護班調整（地区別活動状況等） ②-1情報共有（宮古地域の医療体制） ②-2情報共有：（医療局：県立病院の災害医療応援ニーズ） ②-3：情報共有（派遣計画：医師会JMAT、国立病院など） など	
16	H23. 3. 31 (木)	県庁9F会議室	厚生労働省、岩手医大、医師会、歯科医師会、日赤、国立病院機構、自衛隊、看護協会、医療局、県など	①医療救護班調整（地区別活動状況等） ②-1情報共有（救援物資情報（移動診療車、携帯電話）） ②-2情報共有：（日赤：釜石地域の医療情勢報告） ②-3：情報共有（避難所環境：高田一中、サンビレッジ） など	
17	H23. 4. 1 (金)	県庁9F会議室	厚生労働省、岩手医大、医師会、歯科医師会、日赤、国立病院機構、自衛隊、看護協会、リハビリテーションセンター、医療局、県など	①医療救護班調整（地区別活動状況等） ②-1情報共有（リハセン：震災後のリハビリ活動計画） ②-2情報共有：（医療局：リウマチ膠原病患者を診察する医療機関への周知） ②-3：情報共有（宮古、釜石地域の医療提供体制） など	
18	H23. 4. 2 (土)	県庁9F会議室	厚生労働省、岩手医大、医師会、歯科医師会、日赤、国立病院機構、自衛隊、看護協会、医療局、県など	①医療救護班調整（地区別活動状況等） ②-1情報共有（歯科医師会：医療班の活動実績） ②-2情報共有：（外務省：海外医療支援チームの受入希望照会） ②-3：情報共有（宮古、釜石地域の医療提供体制） など	
19	H23. 4. 3 (日)	県庁9F会議室	厚生労働省、岩手医大、医師会、歯科医師会、日赤、国立病院機構、自衛隊、看護協会、医療局、県など	①医療救護班調整（地区別活動状況等） ②-1情報共有（歯科医師会：避難所の口腔保健状況調査結果） ②-2情報共有：（医大：災害時の血圧管理） ②-3：情報共有（日赤：高田一中避難所の取扱患者状況） など	
20	H23. 4. 4 (月)	県庁9F会議室	厚生労働省、岩手医大、医師会、歯科医師会、日赤、国立病院機構、自衛隊、看護協会、医療局、県など	①医療救護班調整（地区別活動状況等） ②-1情報共有（震災津波関連の患者受入状況） ②-2情報共有：（日赤：心のケア活動状況） ②-3：情報共有（派遣計画：県立病院、国立病院など） など	
21	H23. 4. 5 (火)	県庁9F会議室	厚生労働省、岩手医大、医師会、歯科医師会、日赤、国立病院機構、自衛隊、看護協会、医療局、県など	①医療救護班調整（地区別活動状況等） ②-1情報共有（医療機関の状況調査結果） ②-2情報共有：（宮古、釜石地域の医療提供体制） ②-3：情報共有（国立病院：取扱患者実績など） など	
22	H23. 4. 6 (水)	県庁9F会議室	厚生労働省、岩手医大、医師会、歯科医師会、日赤、国立病院機構、自衛隊、看護協会、医療局、県など	①医療救護班調整（地区別活動状況等） ②-1情報共有（精神保健福祉センター：こころのケア対策会議結果） ②-2情報共有：（各保健所からの情報提供） ②-3：情報共有（厚生労働省：生活支援情報） など	
23	H23. 4. 7 (木)	県庁9F会議室	厚生労働省、岩手医大、医師会、歯科医師会、日赤、国立病院機構、自衛隊、看護協会、医療局、県など	①医療救護班調整（地区別活動状況等） ②-1情報共有（各保健所からの情報提供） ②-2情報共有：（陸前高田市避難所の静脈血検査結果） ②-3：情報共有（粉じん対策の周知） など	
24	H23. 4. 8 (金)	県庁9F会議室	厚生労働省、岩手医大、医師会、歯科医師会、日赤、国立病院機構、自衛隊、看護協会、医療局、県など	①医療救護班調整（地区別活動状況等） ②-1情報共有（山田町職員のF'イカルチェック結果） ②-2情報共有：（肝炎治療特別促進事業の周知） ②-3：情報共有（宮古地域医療・保健支援ミーティング資料） など	
25	H23. 4. 9 (土)	県庁9F会議室	厚生労働省、岩手医大、医師会、歯科医師会、日赤、国立病院機構、自衛隊、看護協会、医療局、県など	①医療救護班調整（地区別活動状況等） ②-1情報共有（大槌町職員のF'イカルチェック結果） ②-2情報共有：（教員等の支援者に対する心のケア） ②-3：情報共有（各保健所からの情報提供） など	
26	H23. 4. 11 (月)	県庁9F会議室	厚生労働省、岩手医大、医師会、歯科医師会、日赤、国立病院機構、自衛隊、看護協会、医療局、県など	①医療救護班調整（地区別活動状況等） ②-1情報共有（派遣計画：県立病院、医師会など） ②-2情報共有：（自衛隊：避難所への支援物資ニーズ） ②-3：情報共有（各保健所からの情報提供） など	
27	H23. 4. 12 (火)	県庁9F会議室	厚生労働省、岩手医大、医師会、歯科医師会、日赤、国立病院機構、自衛隊、看護協会、医療局、県など	①医療救護班調整（地区別活動状況等） ②-1情報共有（眼科診療バス） ②-2情報共有：（大型避難所、高齢避難所の環境アセスメント） ②-3：情報共有（各保健所からの情報提供） など	
28	H23. 4. 13 (水)	県庁9F会議室	厚生労働省、岩手医大、医師会、歯科医師会、日赤、国立病院機構、自衛隊、看護協会、医療局、県など	①医療救護班調整（地区別活動状況等） ②-1情報共有（歯科医師会：巡回歯科診療） ②-2情報共有：（自衛隊：避難所への支援物資ニーズ） ②-3：情報共有（各保健所からの情報提供） など	

◆ 「いわて災害医療支援ネットワーク」の開催概要（全68回）

No	期日	実施場所	主な参集機関	主な議題	備考
29	H23. 4. 14 (木)	県庁9F会議室	厚生労働省、岩手医大、医師会、歯科医師会、日赤、国立病院機構、自衛隊、看護協会、医療局、県など	①医療救護班調整（地区別活動状況等） ②-1情報共有（小規模仮設診療所の仕様） ②-2情報共有：（自衛隊：避難所への支援物資ニーズ） ②-3：情報共有（各保健所からの情報提供） など	
30	H23. 4. 15 (金)	県庁9F会議室	厚生労働省、岩手医大、医師会、歯科医師会、日赤、国立病院機構、自衛隊、看護協会、医療局、県など	①医療救護班調整（地区別活動状況等） ②-1情報共有（派遣計画：県立病院、医師会など） ②-2情報共有：（自衛隊：避難所への支援物資ニーズ） ②-3：情報共有（各保健所からの情報提供） など	
31	H23. 4. 16 (土)	県庁9F会議室	厚生労働省、岩手医大、医師会、歯科医師会、日赤、国立病院機構、自衛隊、看護協会、医療局、県など	①医療救護班調整（地区別活動状況等） ②-1情報共有（派遣計画：県立病院、医師会など） ②-2情報共有：（日赤：活動状況報告） ②-3：情報共有（各保健所からの情報提供） など	
32	H23. 4. 18 (月)	県庁9F会議室	厚生労働省、岩手医大、医師会、歯科医師会、日赤、国立病院機構、自衛隊、看護協会、医療局、県など	①医療救護班調整（地区別活動状況等） ②-1情報共有（臨床心理士会：ボランティアの受入情報） ②-2情報共有：（日赤：心のケア要員の活動報告） ②-3：情報共有（各保健所からの情報提供） など	
33	H23. 4. 19 (火)	県庁9F会議室	厚生労働省、岩手医大、医師会、歯科医師会、日赤、国立病院機構、自衛隊、看護協会、医療局、県など	①医療救護班調整（地区別活動状況等） ②-1情報共有（派遣計画：県立病院、医師会など） ②-2情報共有：（医大：眼科診療バス運行計画） ②-3：情報共有（各保健所からの情報提供） など	
34	H23. 4. 20 (水)	県庁9F会議室	厚生労働省、岩手医大、医師会、歯科医師会、日赤、国立病院機構、自衛隊、看護協会、医療局、県など	①医療救護班調整（地区別活動状況等） ②-1情報共有（県：地域医療提供体制の復興ロードマップ） ②-2情報共有：（看護協会：訪問看護ステーション等の被害状況） ②-3：情報共有（避難所における感染症等発生動向調査の実施） など	
35	H23. 4. 21 (木)	県庁9F会議室	厚生労働省、岩手医大、医師会、歯科医師会、日赤、国立病院機構、自衛隊、看護協会、医療局、県など	①医療救護班調整（地区別活動状況等） ②-1情報共有（派遣計画：県立病院、医師会など） ②-2情報共有：（自衛隊：避難所への支援物資ニーズ） ②-3：情報共有（各保健所からの情報提供） など	
36	H23. 4. 22 (金)	県庁9F会議室	厚生労働省、岩手医大、医師会、歯科医師会、日赤、国立病院機構、自衛隊、看護協会、医療局、県など	①医療救護班調整（地区別活動状況等） ②-1情報共有（仮設住宅入所に伴う支援のためのニーズ調査） ②-2情報共有：（自衛隊：避難所への支援物資ニーズ） ②-3：情報共有（各保健所からの情報提供） など	～4/22国立病院終了
37	H23. 4. 25 (月)	県庁9F会議室	厚生労働省、岩手医大、医師会、歯科医師会、日赤、自衛隊、看護協会、医療局、県など	①医療救護班調整（地区別活動状況等） ②-1情報共有（仮設住宅入所に伴う支援のためのニーズ調査） ②-2情報共有：（自衛隊：避難所への支援物資ニーズ） ②-3：情報共有（各保健所からの情報提供） など	
38	H23. 4. 26 (火)	県庁9F会議室	厚生労働省、岩手医大、医師会、歯科医師会、日赤、自衛隊、看護協会、医療局、県など	①医療救護班調整（地区別活動状況等） ②-1情報共有（医大：避難所における下肢静脈血栓エコー検診の実施） ②-2情報共有：（自衛隊：避難所への支援物資ニーズ） ②-3：情報共有（各保健所からの情報提供） など	
39	H23. 4. 27 (水)	県庁9F会議室	厚生労働省、岩手医大、医師会、歯科医師会、日赤、自衛隊、看護協会、医療局、県など	①医療救護班調整（地区別活動状況等） ②-1情報共有（感染症の予防情報、麻疹患者の増加傾向） ②-2情報共有：（被災市町村の予防接種の対応状況） ②-3：情報共有（各保健所からの情報提供） など	
40	H23. 4. 28 (木)	県庁9F会議室	厚生労働省、岩手医大、医師会、歯科医師会、日赤、自衛隊、看護協会、医療局、県など	①医療救護班調整（地区別活動状況等） ②-1情報共有（避難所サーベイランス情報） ②-2情報共有：（自衛隊：避難所への支援物資ニーズ） ②-3：情報共有（各保健所からの情報提供） など	
41	H23. 5. 2 (月)	県庁9F会議室	厚生労働省、岩手医大、医師会、歯科医師会、日赤、自衛隊、看護協会、理学療法士協会、医療局、県など	①医療救護班調整（医療支援の移行計画（案）、地区別活動状況等） ②-1情報共有（派遣計画：理学療法士協会） ②-2情報共有：（自衛隊：避難所への支援物資ニーズ） ②-3：情報共有（各保健所からの情報提供） など	
42	H23. 5. 6 (金)	県庁9F会議室	厚生労働省、岩手医大、医師会、歯科医師会、日赤、自衛隊、看護協会、医療局、県など	①医療救護班調整（地区別活動状況等） ②-1情報共有（避難所サーベイランス情報） ②-2情報共有：（歯科医師会：歯科巡回診療の実績） ②-3：情報共有（各保健所からの情報提供） など	

◆ 「いわて災害医療支援ネットワーク」の開催概要（全68回）

No	期日	実施場所	主な参集機関	主な議題	備考
43	H23.5.9（月）	県庁9F会議室	厚生労働省、岩手医大、医師会、歯科医師会、日赤、自衛隊、看護協会、医療局、県など	①医療救護班調整（地区別活動状況等） ②-1情報共有（県：仮設診療所への支援状況） ②-2情報共有：（医療機関の窓口での取扱い） ②-3：情報共有（各保健所からの情報提供） など	
44	H23.5.11（水）	県庁9F会議室	厚生労働省、岩手医大、医師会、歯科医師会、日赤、自衛隊、看護協会、医療局、県など	①医療救護班調整（地区別活動状況等） ②-1情報共有（いわて災害医療支援ネットワーク中間報告） ②-2情報共有：（仮設歯科診療所の状況） ②-3：情報共有（各保健所からの情報提供） など	
45	H23.5.13（金）	県庁9F会議室	岩手医大、医師会、歯科医師会、日赤、自衛隊、看護協会、理学療法士協会、医療局、県など	①医療救護班調整（地区別活動状況等） ②-1情報共有（避難所サーベイランス情報） ②-2情報共有：（自衛隊：避難所への支援物資ニーズ） ②-3：情報共有（各保健所からの情報提供） など	
46	H23.5.16（月）	県庁9F会議室	岩手医大、医師会、歯科医師会、日赤、自衛隊、看護協会、理学療法士協会、医療局、県など	①医療救護班調整（地区別活動状況等） ②-1情報共有（医師会：予防接種等の気仙医師会への支援） ②-2情報共有：（自衛隊：避難所への支援物資ニーズ） ②-3：情報共有（各保健所からの情報提供） など	
47	H23.5.18（水）	県庁9F会議室	岩手医大、医師会、歯科医師会、日赤、自衛隊、看護協会、理学療法士協会、医療局、県など	①医療救護班調整（地区別活動状況等） ②-1情報共有（日赤：看護ケア班編成と活動計画） ②-2情報共有：（自衛隊：避難所への支援物資ニーズ） ②-3：情報共有（各保健所からの情報提供） など	
48	H23.5.20（金）	県庁9F会議室	岩手医大、医師会、歯科医師会、日赤、自衛隊、看護協会、理学療法士協会、医療局、県など	①医療救護班調整（医療支援の移行計画（案）、地区別活動状況等） ②-1情報共有（医療機関の状況調査） ②-2情報共有：（自衛隊：避難所への支援物資ニーズ） ②-3：情報共有（各保健所からの情報提供） など	
49	H23.5.23（月）	県庁9F会議室	岩手医大、医師会、歯科医師会、日赤、自衛隊、看護協会、理学療法士協会、医療局、県など	①医療救護班調整（地区別活動状況等） ②-1情報共有（日赤：仮設住宅での心のケア活動実績） ②-2情報共有：（自衛隊：避難所への支援物資ニーズ） ②-3：情報共有（各保健所からの情報提供） など	
50	H23.5.26（木）	県庁9F会議室	岩手医大、医師会、歯科医師会、日赤、自衛隊、看護協会、理学療法士協会、医療局、県など	①医療救護班調整（地区別活動状況等） ②-1情報共有（レジオネラ症患者） ②-2情報共有：（自衛隊：避難所への支援物資ニーズ） ②-3：情報共有（各保健所からの情報提供） など	
51	H23.5.31（火）	県庁8L会議室	岩手医大、医師会、歯科医師会、日赤、自衛隊、看護協会、理学療法士協会、医療局、県など	①医療救護班調整（仮設診療所等による医療提供体制の移行、地区別活動状況等） ②-1情報共有（日赤：仮設住宅での心のケア活動実績） ②-2情報共有：（自衛隊：避難所への支援物資ニーズ） ②-3：情報共有（各保健所からの情報提供） など	
52	H23.6.2（火）	県庁8L会議室	岩手医大、医師会、歯科医師会、日赤、自衛隊、看護協会、理学療法士協会、医療局、県など	①医療救護班調整（仮設診療所等による医療提供体制の移行、地区別活動状況等） ②-1情報共有（日赤：仮設住宅での心のケア活動実績） ②-2情報共有：（派遣計画：医師会JMATなど） ②-3：情報共有（各保健所からの情報提供） など	
53	H23.6.6（月）	県庁8L会議室	岩手医大、医師会、歯科医師会、日赤、自衛隊、看護協会、理学療法士協会、医療局、県など	①医療救護班調整（地区別活動状況等） ②-1情報共有（避難所サーベイランス情報） ②-2情報共有：（派遣計画：医師会JMAT、日赤心のケアなど） ②-3：情報共有（各保健所からの情報提供） など	
54	H23.6.9（木）	県庁8L会議室	岩手医大、医師会、歯科医師会、日赤、自衛隊、看護協会、理学療法士協会、医療局、県など	①医療救護班調整（地区別活動状況等） ②-1情報共有（避難所サーベイランス情報） ②-2情報共有：（派遣計画：山田町保健センターへの医師会からの派遣） ②-3：情報共有（各保健所からの情報提供） など	
55	H23.6.13（月）	県庁8L会議室	岩手医大、医師会、歯科医師会、日赤、看護協会、理学療法士協会、医療局、県など	①医療救護班調整（地区別活動状況等） ②-1情報共有（病院・診療所と応急仮設住宅位置関係図） ②-2情報共有：（避難所サーベイランス情報） ②-3：情報共有（各保健所からの情報提供） など	～6/10自衛隊終了
56	H23.6.20（月）	県庁8L会議室	岩手医大、医師会、歯科医師会、日赤、看護協会、理学療法士協会、医療局、県など	①医療救護班調整（地区別活動状況等） ②-1情報共有（避難所サーベイランス情報） ②-2情報共有：（医師会JMATの活動実績） ②-3：情報共有（各保健所からの情報提供） など	

◆ 「いわて災害医療支援ネットワーク」の開催概要（全68回）

No	期日	実施場所	主な参集機関	主な議題	備考
57	H23. 6. 23 (木)	県庁8L会議室	岩手医大、医師会、歯科医師会、日赤、看護協会、理学療法士協会、医療局、県など	①医療救護班調整（地区別活動状況等） ②-1情報共有（復興基本計画（案）関係、医療提供施設の被害・復旧状況） ②-2情報共有：（日赤：仮設住宅での心のケア活動実績） ②-3：情報共有（各保健所からの情報提供） など	
58	H23. 6. 27 (月)	県庁8L会議室	岩手医大、医師会、歯科医師会、日赤、看護協会、理学療法士協会、医療局、県など	①医療救護班調整（地区別活動状況等） ②-1情報共有（避難所サーベイランス情報） ②-2情報共有：（医師会JMATの活動状況） ②-3：情報共有（各保健所からの情報提供） など	6/27～県立大槌病院（仮設）
59	H23. 7. 4 (月)	県庁8L会議室	岩手医大、医師会、歯科医師会、日赤、看護協会、理学療法士協会、医療局、県など	①医療救護班調整（地区別活動状況等） ②-1情報共有（大震災における子どもの心のケア） ②-2情報共有：（避難所サーベイランス情報） ②-3：情報共有（各保健所からの情報提供） など	7/4～県立山田病院（仮設）
60	H23. 7. 11 (月)	県庁8L会議室	岩手医大、医師会、歯科医師会、日赤、看護協会、理学療法士協会、医療局、県など	①医療救護班調整（地区別活動状況等） ②-1情報共有（熱中症傷病者搬送状況、長期精神保健活動状況の報告など） ②-2情報共有：（避難所サーベイランス情報） ②-3：情報共有（各保健所からの情報提供） など	
61	H23. 7. 19 (火)	県庁8L会議室	岩手医大、医師会、歯科医師会、日赤、看護協会、理学療法士協会、医療局、県など	①医療救護班調整（地区別活動状況等） ②-1情報共有（熱中症傷病者搬送状況、長期精神保健活動状況の報告など） ②-2情報共有：（JMAT岩手による陸前高田市への支援活動） ②-3：情報共有（各保健所からの情報提供） など	
62	H23. 7. 25 (月)	県庁8L会議室	岩手医大、医師会、歯科医師会、日赤、看護協会、理学療法士協会、医療局、県など	①医療救護班調整（地区別活動状況等） ②-1情報共有（熱中症傷病者搬送状況、長期精神保健活動状況の報告など） ②-2情報共有：（高齢者サポート拠点等整備の進捗状況） ②-3：情報共有（各保健所からの情報提供） など	7/25～県立高田病院（仮設）
63	H23. 8. 8 (月)	県庁8L会議室	岩手医大、医師会、歯科医師会、日赤、看護協会、理学療法士協会、医療局、県など	①医療救護班調整（地区別活動状況等） ②-1情報共有（熱中症傷病者搬送状況、長期精神保健活動状況の報告など） ②-2情報共有：（日赤：医療救護活動の終了） ②-3：情報共有（各保健所からの情報提供） など	～7/29日本赤十字終了
64	H23. 8. 22 (月)	県庁8L会議室	岩手医大、医師会、歯科医師会、日赤、看護協会、理学療法士協会、医療局、県など	①各支援チーム調整（地区別活動状況等） ②-1情報共有（熱中症傷病者搬送状況など） ②-2情報共有：（精神保健福祉センター災害関連研修計画） ②-3：情報共有（各保健所からの情報提供） など	
65	H23. 9. 5 (月)	県庁8L会議室	岩手医大、医師会、歯科医師会、日赤、看護協会、理学療法士協会、医療局、県など	①各支援チーム調整（地区別活動状況等） ②-1情報共有（熱中症傷病者搬送状況など） ②-2情報共有：（被災地口腔ケア推進事業の実施） ②-3：情報共有（各保健所からの情報提供） など	
66	H23. 9. 20 (火)	県庁8L会議室	岩手医大、医師会、歯科医師会、日赤、看護協会、理学療法士協会、医療局、県など	①各支援チーム調整（地区別活動状況等） ②-1情報共有（被災者の生活再建、仮設住宅団地周辺環境調査の結果など） ②-2情報共有：（活動報告：医師会JMAT、心のケアチームなど） ②-3：情報共有（子どものこころのケアセンター、震災ストレス相談室） など	
67	H23. 10. 3 (月)	県庁8L会議室	岩手医大、医師会、歯科医師会、日赤、看護協会、理学療法士協会、医療局、県など	①各支援チーム調整（地区別活動状況等） ②-1情報共有（県：東日本大震災津波における医療救護活動の報告） ②-2情報共有：（活動報告：医師会JMAT、心のケアチームなど） ②-3：情報共有（陸前高田市仮設診療所の運営状況） など	
68	H23. 10. 17 (月)	県庁8L会議室	岩手医大、医師会、歯科医師会、日赤、看護協会、理学療法士協会、医療局、県など	①各支援チーム調整（地区別活動状況等） ②-1情報共有（今後の震災対策事業（予定）） ②-2情報共有：（活動報告：医師会JMAT、心のケアチームなど） ②-3：情報共有（陸前高田市仮設診療所の運営状況） など	

3-14 災害救助法の適用計画

3-14-1 災害救助法による救助の種類、程度、期間等

(平成21年4月1日現在)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考																																						
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費1人1日当たり300円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上																																						
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額1戸当たり2,404,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内着工	1 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 2 供与期間最高2年以内																																						
炊出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者 3 床上浸水で自宅において自炊不可能な者	1 1人1日当たり1,010円以内 2 被災地から縁故先(遠隔地)等に一時避難する場合3日分支給可(大人、小人の差別なし)	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)																																						
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上																																						
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏期(4月~9月)冬期(10月~3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人増す毎に加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊 全焼 流失</td> <td>夏</td> <td>17,500</td> <td>22,600</td> <td>33,300</td> <td>39,900</td> <td>50,500</td> <td>7,400</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>29,000</td> <td>37,500</td> <td>52,300</td> <td>61,300</td> <td>77,000</td> <td>10,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊 半焼 床上浸水</td> <td>夏</td> <td>5,700</td> <td>7,700</td> <td>11,600</td> <td>14,000</td> <td>17,700</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>9,200</td> <td>12,200</td> <td>17,100</td> <td>20,300</td> <td>25,800</td> <td>3,300</td> </tr> </tbody> </table>					区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増す毎に加算	全壊 全焼 流失	夏	17,500	22,600	33,300	39,900	50,500	7,400	冬	29,000	37,500	52,300	61,300	77,000	10,500	半壊 半焼 床上浸水	夏	5,700	7,700	11,600	14,000	17,700	2,400	冬	9,200	12,200	17,100	20,300	25,800	3,300
区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増す毎に加算																																			
全壊 全焼 流失	夏	17,500	22,600	33,300	39,900	50,500	7,400																																			
	冬	29,000	37,500	52,300	61,300	77,000	10,500																																			
半壊 半焼 床上浸水	夏	5,700	7,700	11,600	14,000	17,700	2,400																																			
	冬	9,200	12,200	17,100	20,300	25,800	3,300																																			

医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…社会保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	1 住宅が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 520,000円以内	災害発生の日から1月以内	
生業に必要な資金の貸与	1 住家が全壊、全焼又は流出し、生業の手段を失った世帯 2 生業を営むために必要な機材、器具又は資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みの確実な具体的計画があり、償還能力のある者	1 生業費 1件当たり 30,000円 2 就職支度費 1件当たり 15,000円	災害発生の日から1月以内	1 貸与期間 2年以内 2 利子 無利子
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）、又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒も含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制及び通信制を含む。）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒）	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり金額以内 小学校児童 4,100円 中学生徒 4,400円 高等学校等生徒 4,800円	災害発生の日から（教科書）1カ月以内（文房具及び通学用品）15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 199,000円以内 小人（12歳未満） 159,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。

死体の 捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の 処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,300円以内 (一時保存) ・既存建物借上費 通常の実費 ・既存建物以外 1体当たり5,000円以内 (検索) 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検索は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の 除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障を来している場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり137,500円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費 及び貸 金職員 等雇上 費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁 償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 17,400円以内 薬剤師 11,900円以内 保健師、助産師及び看護師 11,400円以内 土木技術者及び建築技術者 17,200円以内 大工、左官及びとび職 20,700円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
	災害救助法施行令第10条第5号から第10号に規定する者	当該地域における慣行料金による実支出額に100分の3を加算した額以内 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 鉄道事業者及びその従業者 軌道経営者及びその従業者 自動車運送事業及びその従業者 船舶運送業者及びその従業者 港湾運送業者及びその従業者		

○ 災害救助法による救助の実施について（抜粋）

昭和 40 年 5 月 11 日社施第 9 9 号
各都道府県知事宛厚生省社会局長通知

改正 昭和 42 年 7 月 8 日社施第 168 号
昭和 44 年 2 月 26 日社施第 21 号
昭和 47 年 1 月 14 日社施第 3 号
平成 9 年 6 月 30 日社援保第 120 号
平成 12 年 3 月 31 日社援第 867 号
平成 13 年 7 月 25 日社援発第 1286 号

今般「災害救助費の国庫負担について（昭和）40 年 5 月 11 日厚生省社第 163 号厚生事務次官通知。以下「交付要綱」という。）が通知されたところであるが、災害救助法による救助の実施については、法令及び交付要綱によるほか次の要領によって取り扱い、円滑な救助の実施について遺憾のないようにされたく通知する。

第 1 災害救助法による救助の実施の要件に関する事項

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 2 条及び災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号。以下「令」という。）第 1 条に定める救助の実施要件については次の点に留意すること。

1 災害の認定

(1) 総則

ア 法の適用は、市町村（特別区を含む。）を単位として指定するものであること。

この場合において、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区を単位とすることができること。

イ 災害は、原則として同一原因によるものを単位とすること。ただし、同時又は相接近して異なる原因による災害が発生した場合、必要があると認められるときは、これらの災害を一の災害とみなして認定してさしつかえないこと。

ウ 法の適用に当たっては、必要に応じ社会・援護局長に対し技術的助言を求められたいこと。

(2)～(4) [略]

2 [略]

第 2～第 4 [略]

第 5 救助の程度、方法及び期間に関する事項

救助の程度、方法及び期間については、令第 9 条第 1 項の規定に基づき、災害救助法

による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 12 年 3 月 31 日厚生省告示第 144 号。以下「告示」という。）に従い都道府県知事が定めているところであるが、その実施にあたっては、次の点に留意されたいこと。

1 救助の実施時期

法による救助は一般的には、災害発生の日に開始されることとなるが、雪又は長雨等で被害が漸増し、一定日時を経た後初めて法の適用基準に達した場合は、法の適用基準に達し、現に救助を必要とする状態となった日をもって災害発生の日とみなしてとりあつかってさしつかえないこと。

2 救助の種類別留意事項

(1)～(3) [略]

(4) 医療及び助産

ア 救護班は、都道府県立又は市町村立の病院、診療所、日本赤十字社等の医師、薬剤師及び看護婦等により編成した者であること。

ただし、これにより十分な要員の確保が困難な場合は、その他の医療機関から雇い上げ、或いは、法第 24 条の規定による従事命令により医師、薬剤師及び看護婦等を確保してさしつかえないこと。

イ 救護班の一員として、医師、薬剤師、看護婦、事務員、運転手等を医療業務に従事させた場合の費用については、次により取り扱うこと。

(ア) 国又は地方公共団体に勤務する者は、旅費及び時間外勤務手当等の費用について事務費として整理すること。

(イ) 日本赤十字社職員等は、法第 34 条の規定により委託費用として日本赤十字社に対し補償すること。

(ウ) 法第 24 条の規定により従事命令を受けた医師、薬剤師及び看護婦等は、同条第 5 項の規定により、その実費を弁償すること。

(エ) その他の者は、賃金職員等雇上費で取り扱うこと。

ウ 法による医療は、原則として救護班で対応すること。重篤な救急患者等を病院又は診療所に移送して医療を行った場合には、その移送に要した費用を応急救助のための輸送費とすること。

(5) [以下 略]

災害救助法を適用して行う医療に対し支出できる費用等について

(H23.4 医療推進課地域医療推進担当)

1 支出できる費用

災害救助法を適用して行う医療は、原則として、救護班による**応急的な医療**及び**患者の輸送**に限られ、支出できる費用は基準告示で定める次のものに限られている。

- ア 薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等
- イ 応急救助のための**患者輸送費**

なお、**真にやむを得ない場合**は、病院における応急医療に限り、**診療報酬の額の範囲内**で支出できる費用として認められている。(例外的措置)

2 実費弁償

応急的医療の**業務に従事した者に係る次の費用**について、**実費弁償**を行うこととされている。

- ア 日 当
- イ 超過勤務手当
- ウ 旅 費

3 扶助金


知事の**従事命令**を受けた医師等が**業務に従事したため負傷等**をした場合には、**扶助金が支給**される。

なお、**雇上げした者が負傷等**をした場合には、**扶助金の支給対象とはならない**。

【応急医療の実施者別の支出できる費用等】


区 分	支出できる費用	実費弁償	負傷等した場合の扶助金	摘 要
国、地方公共団体	ア 薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等	職員の旅費、超過勤務手当等	—	救助事務費
日本赤十字社			—	救助委託費
指定地方公共機関 (県医師会)	イ 応急救助のための患者輸送費	旅費、日当及び超過勤務手当等	救助費支給不可 ※県条例の規定に準じて支給(同条件)	賃金職員雇上費
≒県による雇上げ 従事命令(個人)			救助費で支給	

様式第7号 回議等用紙

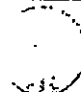




第1ガイド 第2ガイド 第3ガイド ファイル名	決裁年月日	発 送 年 月 日
文書番号		
文書日付		
起 案 平成23年6月3日 電話 5415 所 属 保健福祉部 医療推進課 職・氏名 主査 木村		

標題
被災地の診療所医師の医療救護活動に係る経費負担について(県医師会との打合せ)

このことについて、下記のとおり報告します。

- (要旨等)
- 日 時 平成23年6月2日 16:00~17:15
 - 場 所 岩手県医師会館
 - 相手方 岩手県医師会 統括部長 [Redacted]
" 総務係長 [Redacted]
 - 当 課 医療推進課 主査 木村 
 - 概 要
 - 被災地で活動した診療所医師の経費負担について
 - ・津波直後、被災した地元診療所医師が自院の薬剤を提供して医療救護活動を行っていた。また、自費で薬剤を購入し、他県からの医療救護チームとともに救護所等での活動を行った際に使用していた医師がいる。これらの費用は保険請求できないことから、災害救助法で費用支弁してもらいたい。(大槌の植田先生等)
 - 県と県医師会との協定に基づき、当該医師の活動を医師会の医療救護班による活動として取りまとめ、県に費用弁償請求していただければ良い。(当課)
 - ・揃える書類は何か(県医師会)
 - 活動記録と使用した医薬品の報告書が必要。協定の様式にて報告願いたい。(当課)
 - ・郡市医師会に照会し、対象者を把握したうえで、所定の様式にて報告、請求することとしたい(県医師会)
 - 県では対象となる医師(場合によっては看護師、事務職を含む)の実態がわからないため、まず県医師会で対象者の確認をお願いしたい。(当課)
 - JMAT岩手の派遣費用について
 - ・JMAT岩手の派遣費用のうち、日当、時間外手当、旅費及び使用した医薬品の実費が費用弁償されるという理解で良いか。(県医師会)
 - 上記協定に基づく医療救護班の活動と同様に災害救助法の適用となる医療を提供する場合はその通り。日当については協定に基づき医師1人1日当たり21,100円となると考えている。ただし、旅費については県の旅費規程に基づく額以内の額となっているため、全てが実費弁償となるとは限らない可能性がある。(医師会の話によると、移動に往復タクシーを利用するケースもあるとのこと。)
 - ・JMAT岩手の活動として当面は救護所への支援を想定しているが、併せて県立病院の仮設診療所への応援も想定しているところ。この場合の費用請求はどのようになるのか(県医師会)
 - 救護所における医療活動は災害救助法の適用となると考えられるため、協定に基づく額で県に請求していただくことになる。対して、保険診療を行う県立病院の仮設診療所への派遣は救助法の適用とはならず、県立病院からの報酬等での対応になるのではないかと考えられる。持ち帰り検討する。(当課)
 - 県医師会としては、同じJMAT岩手としての活動に対する費用弁償の基準額が異なるということがないように統一したい。

(回議)

医療推進課総括課長 	地域医療推進担当課長 	主任主査 	主 査  
---	--	--	---

取扱区分	重要、例規、要県報登載、公印省略、その他()
発送区分	速達、書留、ファックス、メール、掲示板()、その他()

医療が提供されるよう、御協力いただきたいと考えている。

★====☆====★====☆====★====☆====★

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省医政局指導課救急・周産期医療等対策室
災害医療対策専門官 岩城 [redacted]
代 表 : 03-5253-1111 (内線2558)
タ イ ヤ ル イ ン : 03-3595-2194 / FAX : 03-3503-8562
Email : [redacted]@mhlw.go.jp<mailto:[redacted]@mhlw.go.jp>
☆====★====☆====★====☆====★====☆

-----Original Message-----

From: 木村 [redacted] [mailto:[redacted]@pref.iwate.lg.jp]
Sent: Friday, May 20, 2011 2:53 PM
To: 岩城 [redacted] (rwaki-[redacted])
Subject: 医療救護チームが作成したカルテの取扱いについて

厚生労働省医政局指導課
岩城災害医療対策専門官 様

いつもお世話になっております。
岩手県医療推進課の木村と申します。
医療救護チームが作成したカルテの取扱いについて確認させて
いただきたくメールいたしました。

現在、各都道府県から派遣していただいている医療救護チーム
が被災地での医療活動に際し作成したカルテは、後続のチーム
に引継いだり、地元市町村の保健担当課（医療班の調整担当）
に引き渡したりしております。

通常、カルテは医師法上5年間保存しなければならないと定め
られております。
これについて、今回医療救護チームが現地で作成したカルテも
5年保存ということになるのでしょうか。
保存しなければならない場合、保管場所は病院・診療所に限定
されるのでしょうか。
（保健所や市町村での保管も認められるのでしょうか。）

取扱いについて何か指針等がございましたらお教えてください。
よろしく願いいたします。

Ω~~~~~Ω
岩手県保健福祉部医療推進課
地域医療推進担当 木村 [redacted]
e-mail : [redacted]@pref.iwate.jp
TEL 019-629-5415
FAX 019-626-0837
Ω~~~~~Ω

添付ファイル:
untitled-1.2 11.2 k
Picture (Device Independent Bitmap) 1.jpg 1.1 k

差出人: 菊池 [REDACTED] <[REDACTED]@pref.iwate.jp>
件名: 【事務連絡(岩手県→厚生労働省)】災害救助法の取扱確認
日付: 2011年 5月 18日 (水) 12:34
宛先: [REDACTED]@mhlw.go.jp
Cc: 梅木 [REDACTED] <[REDACTED]@pref.iwate.jp>(2件目以降は省略)

厚生労働省医政局指導課 熊田専門官 様

医療救護の関係では、多々お世話になっています。

さて、被災地の応急的な医療確保に係る、法(災害救助法)の取扱の方向性について、まずは、以下の点について、確認したいと存じますので、お忙しいところ恐縮ですが、ご教示をいただければ幸いです。

(※恐れ入りますが熊田様へ送付いたしました。ご担当でない場合は適宜、関係者へ繋いでいただければ幸いです。ご案内の内容については、宮城・福島県からも照会があることと存じますが、いずれ協調する必要がありますので、併せて両県への周知等をいただければありがたいと考えます。)

記

□以下の事例について、法の適用方向の如何

→ 但し、いずれも当県からの応援要請に基づくものとし、かつ発災後から法の適用期間中までに生じた内容を原則とする。

■(事例1)・・・活動場所として、地域の基幹病院への診療応援

被災地の救護班で対応できない医療として、応急的に対応可能な病院機能を確保するために行っている、①被災地内の基幹病院への診療応援、②被災地への後方支援として、近隣(内陸部)の基幹病院への診療応援に係る法の適用。

被災地が広範囲に渡っているため、避難所への救護活動のほか、基幹病院における専門・救急等の受入・診療機能の確保としてのニーズがあるもの。

→ 法に基づく、派遣元への実費弁償(交通費、滞在費等)の適用範囲等について伺いたい。

※ 基幹病院への支援については、医療救護チーム単位のほか、専門医師単独による派遣形態があり。

■(事例2)・・・避難所における診断・診療機能の確保

既存の医療機関が著しく被災したため、応急的に、被災地内における診断・専門診療機能の確保を図っているもの

→ 法に基づく、派遣元への実費弁償(日当、燃料費、交通費、滞在費等)の適用範囲等について

※ 診断機能の確保として、他県から移動CT車等の応援のほか、眼科など特定診療の巡回診療あり

※ 避難所の医療機能の確保として、医療救護のほか、歯科医師・コメディカル職(薬剤師、PT等)等の応援あり。

■(事例3)・・・応急的医療として広域搬送された患者の輸送費

→ 法に基づく、発災時に応急的医療として広域搬送された患者輸送費(帰路分)

※ 応急的に広域搬送された方の患者に係る帰路の選択肢として、被災地の再建に向けた医療機関の経営基盤、広域搬送された患者の負担軽減等の観点として

□ 参考として、厚労省様からの解釈分(医療分)を添付しました。

法(災害救助法)による医療は、原則として、救護班で対応した応急的な医療とし、重篤な救急患者等については、救護班により、できる限りの応急的な医療を行うこと、救護班で対応できない医療については、速やかに対応可能な病院又は診療所に輸送して対応することとされております。

上記の事例は、いずれも、応急的な対応あるいは、応急的な対応に起因するものであります。法による医療以外は、保険診療で賄うようにとの結論かとは思いますが、当該内容はいずれも、広範な被災地の医療機関の損傷に起因するものであり、通常の保険診療の範囲を超え、著しく現地へ負担を伴うものであり、今後、多いに支障が想定されるところであります。

ご配慮の程、宜しく、お願いいたします。
(長文、失礼いたしました)

岩手県保健福祉部医療推進課
地域医療推進担当 菊池 [REDACTED]
電話019-629-5415
FAX 019-626-0837
E-mail [REDACTED]@pref.iwate.jp

添付ファイル:
災害救助(医療)抜粋.pdf

521.6 k

保険診療再開に向けたロードマップ(仮設診療所による診療再開に向けた各課の業務とそのスケジュール)

病院名 高田病院

230523現在

資料(2)-④
(合同会議 H23.5.27)

高田市米崎南学区内(米崎小児童)	内科・外科・小児科・眼科
仮設診療所	診療科目

課名	項目	スケジュール				備考
		4月	5月	6月	7月	
経営管理課	1 診療所用地の確保					
	2 診療所敷地内容の確認					
	3 診療棟の整備 (ライフラインの整備等も含む)			6/27完成 7/1診療開始		工期(6月)を目途 【医療器材・備品等6/28より搬入可】
	4 管理棟(当番室、更衣室等)の整備			開発許可・土地造成 7/30完成		開発許可手続が1.5月、工期1月を見込む
	5 当面の仮設診療再開			6/1仮設診療再開		
職員課	1 診療再開に向けた役割等の明確化		5/10打合			
	2 勤務形態(業務等)の検討					
	3 関係病院との調整					
	4 命令(業務等)等					
	5 体制変更等への対応・協議					
業務支援課	1 必要とする医療器具等の取組 (仮設診療所設置に向けて)		4/28	5/27		
	2 必要とする医療器具等取組業務 (仮設診療所設置に向けて)			6/20		
	3 医療器材等の仮設診療所への搬入			(仮設診療所の発注に合わせて搬入) 6/30		
	4 前期棟高の動向と院内搬入の検討			5/31	6/30	
医事企画課	1-1 請負手続					
	1-1 保険診療(仮設診療法の申請)			5/30東北厚生局に仮設診療所の保険診療の運轉(準備)を申し出る ※6/30東北厚生局に仮設診療所の保険診療の運轉(仮設診療所) ※7/1が仮設診療所の保険診療の運轉(仮設診療所)		
	1-2 医療法の関係許可の手続き			5/24(医事業務支援員)		
	2 システム環境整備 2-1 医療システム			5/19設置 6/28-30移行 機器搬送 設置環境整備 5/9システム調査結果病院報告 システム後付(構成・案件)		下期にシステム及び機器の更新あり
	2-2 オナーリングシステム(他方)			専科説明・打合せ		
医師支援推進室	1 診療科目、内容及び診療体制の確立 等			5/6, 5/10 打合せ		
	2 常勤医師の確保及び診療内容等の調整			外科、整形外科常勤医師の確保(7/1採用目標) ~6/10		

保険診療再開に向けたロードマップ(仮設診療所による診療再開に向けた各課の業務とそのスケジュール)

2023現在

病名	仮設診療所	診療科目
場所	内科・外科	
大連市大連市内(東連大連川岸線沿い)		

課名	項目	予定される項目と内容	スケジュール			備考
			4月	5月	6月	
経営管理課	1 診療所用地の確保	4/22府県(大連市)の府県による用地(資料)について交渉済				
	2 診療所整備内容の確認	診療科数、建物の規模、スペック等について、病院の意向を確認しながら実施				
	3 診療所の整備(医薬品ライブラリの整備等あり)	日本以香香保ロジスティクス協会から資材(5/19決定) 電気、空調設備を敷地内に設置 水道、排水引込 浄化槽・仮設トイレ敷地内に設置	建設中 5/27完成 5/19完成 5/15完成 5/10完成	5/27完成 5/19完成 5/15完成 5/10完成	6/7完成 6/10診療開始	【医療器材・備品等5/30より搬入可】
	4 当面の仮設診療再開	上野ふれあいセンターでの仮設診療開始	4/25			
	5 診療再開に向けた体制等の協議	4/13診療開始内容確定に伴い体制について病院関係職員と協議	4/13			
職員課	2 勤務形態(業務等)の検討	4/15診療開始に合わせた職員個々の業務等について病院と協議	4/15			
	3 関係病院との調整	4/18-21各病院及び業務先となる病院との調整	4/18			
	4 命令(業務等)等	5/1命令予定	5/1			
	5 体制変更等への対応・協議	状況の実情に合わせて病院との協議・調整を行う				
	1 必要とする医療器材等の打合せ(ふれあいセンター)	4/22病院と打合せ	4/25			
業務支援課	2 X線撮影装置設置(ふれあいセンター)	日立がケーブルX線撮影装置、モニター設置準備予定 医療機器設置はロジ協会と協議後検討		5/20確認	6/10設置	
	3 必要とする医療器材等の打合せ(仮設診療所)	ロジ協会と協議後検討 (各種支援団体等から支援の申し出検討)				
	4 必要とする医療器材等整備又は移送(仮設診療所)	新機材搬入は現病院の医療器材等を搬入又は移送				
	5 医師薬局の動向と院内薬局の検討	地元薬剤師会等から臨時情報収集(つくし薬局)				
	1 採集手続き	保険診療機関の建物が全半壊した場台において、仮設の診療所を 設置し診療を行っている旨を東北厚生局に連絡、国保連・支払基金 等に連絡(当面届出は必要なし)	4/25東北厚生局に仮設診療所での保険診療の連絡(上野ふれあいせう) ※4/25から外来保険診療開始(※6/8東北厚生局に仮設診療所での保険診療の連絡(ロジ協会事務局による仮設医療施設)) (医事業務支援6/9)			
医事企画課	1-1 保険診療(健康保険法)の手続き	仮設診療所の届出(届出について保健福祉部に照会中)				
	1-2 医療法の開設許可の手続き	回答が有り次第手続き				
	2 システム専任整備 2-1 医事システム 2-2 オナーダングシステム(処方)	上野ふれあいセンターへ機器設置及び操作説明。 ロジ協会(資材)による仮設診療所へ機器搬入 ロジ協会(資材)による仮設診療所へ機器搬入	5/2設置 事前説明・打合せ 機器搬入 設置準備完了	5/2設置 6/6~9移送 機器搬入 機器搬入完了		設置日変更(4/28-5/2) 下期にシステム及び機器の更新あり
医師支援推進課	1 診療科目、内容及び診療体制の確認等	医事、薬務局等と連携し、病院の意向を確認 【現病院内科3】 ① 上野ふれあいセンター ② ロジ協会仮設診療所				
	2 常勤医師の確保及び診療体制等の調整	公費、関係大学・東立病院・医療支援チーム・全自衛隊等の調整 ① 上野ふれあいセンター ② ロジ協会仮設診療所		~5/27 ~5/27		

保険診療再開に向けたロードマップ(仮設診療所による診療再開に向けた各課の業務とそのスケジュール)

230523現在

病院名:山田病院

場	仮設診療所	診療科目
山田町大津東1地割地内	内科・外科・整形外科・眼科	

課名	項目	予定される項目とその内容				備考
		4月	5月	6月	7月	
経営管理課	1 診療所の確保	用地確保済み(町民総合運動公園内)				
	2 診療所整備内容の確定	診療科数、建物の規模、スペック等について、病院の意向を確認の上設計調整中				
	3 診療所の整備(ライフラインの整備等も含む)	上記1,2を踏まえ施工手続き 電気・既存設備から引込 水道・既存設備から引込 建築工事(電気・設備含む)	5/23着手 → 5/29完成		6/20完成 → 6/27診療開始	工期1ヶ月を要する 【医療器材・備品等6/21より搬入可】
	1 診療再開に向けた体制等の協議	診療体制等の検討状況に併せて随時協議予定				
	2 勤務形態(業務等)の検討	5診療機能に合わせた職員個々の業務等について病院と協議				
職員課	3 関係病院との調整	基幹病院及び業務先となる病院との調整				
	4 発令(業務等)等	6/1発令予定				
	5 体制変更等への対応・協議					
	1 必要とする医療器材等の協議	近隣病院の医療器材等要請調査 各種支援団体の支援物資との調整	4/26 → 5/2	5/9 5/9 → 5/27	6/15 → 6/24	
	2 必要とする医療器材等調達業務	支援物資として調達する医療器材等の事務処理 支援物資以外の医療器材等の調達事務(予算申請等)			8/1 8/1 → 8/24	
業務支援課	3 医療器材等の仮設診療所への搬入	現病院内の医療器材等搬入 支援物資や自己調達した医療器材等を搬入		5/31 → 6/24		
	4 四州薬局の動向と院内薬局の検討	地元薬剤師会等から随時情報収集 四州薬局がない場合の対応検討				
	1 諸監手続き	保険医療機関の建物が全半壊した場合には、仮設の診療所を 設置し診療を行う旨を東北厚生局に連絡、国保連・支払基金 等に連絡(当面届出は必要なし)				
	1-1 保険診療(医療保険法)の手続き	仮設診療所の届出(届出)について保健福祉部に照会中				
	1-2 医療法の開設許可の手続き	現在の山田病院を除く機器設置及び操作説明 仮設診療所へ機器移設				
医学企画課	2 システム環境整備	仮設診療所へ機器設置				
	2-1 医学システム					
	2-2 オーダリングシステム(処方)					
	1 診療科目、内容及び診療体制の検討	院長、事務局長等を通じ、病院の意向を確認 【 非常勤医師 外科1、整形外科1、計2 常勤必要医師 内科2 公費、国保大学・県立病院・医療支援チーム・全自病區等の調整				
	2 常勤医師の確保及び診療体制等の見直し(本年度内の組織再編)					
医師支援推進室	1 必要とする医療器材等の協議	近隣病院の医療器材等要請調査 各種支援団体の支援物資との調整	4/26 → 5/2	5/9 5/9 → 5/27	6/15 → 6/24	
	2 必要とする医療器材等調達業務	支援物資として調達する医療器材等の事務処理 支援物資以外の医療器材等の調達事務(予算申請等)			8/1 8/1 → 8/24	
	3 医療器材等の仮設診療所への搬入	現病院内の医療器材等搬入 支援物資や自己調達した医療器材等を搬入		5/31 → 6/24		
	4 四州薬局の動向と院内薬局の検討	地元薬剤師会等から随時情報収集 四州薬局がない場合の対応検討				
	1 諸監手続き	保険医療機関の建物が全半壊した場合には、仮設の診療所を 設置し診療を行う旨を東北厚生局に連絡、国保連・支払基金 等に連絡(当面届出は必要なし)				
医師支援推進室	1-1 保険診療(医療保険法)の手続き	仮設診療所の届出(届出)について保健福祉部に照会中				
	1-2 医療法の開設許可の手続き	現在の山田病院を除く機器設置及び操作説明 仮設診療所へ機器移設				
	2 システム環境整備	仮設診療所へ機器設置				
	2-1 医学システム					
	2-2 オーダリングシステム(処方)					
1 診療科目、内容及び診療体制の検討	院長、事務局長等を通じ、病院の意向を確認 【 非常勤医師 外科1、整形外科1、計2 常勤必要医師 内科2 公費、国保大学・県立病院・医療支援チーム・全自病區等の調整					
2 常勤医師の確保及び診療体制等の見直し(本年度内の組織再編)						

被災地の保険医療機関の医師等が行った医療の請求方法等について
(高田・大槌・山田病院関係)

1. 請求方法の取扱いは二通り

- (1) 保険診療として算定し請求
- (2) 災害救助法の適用となる医療は県に費用を請求

2. 保険診療が可能か否かの区分(詳細は厚労省Q&A参照)

(1) 保険診療による請求が可能となるもの

- ① 保険医療機関の建物が全半壊し、代替する仮設の建物で診療を行う場合は、場所的
近接性及び診療体制等から保険医療機関としての継続性が認められる場合
- ② 被災地の保険医療機関の医師等が、避難所に居住する疾病のために通院での療養が
困難な患者に対し、定期的な診療が必要と判断され、患者の同意を得て継続的に訪問
して診察を行った場合

【対象】

- 高田病院 6月1日からの訪問診療・訪問看護分(米崎コミセン)
7月1日からの外来診療分(仮設診療所設置後)
- 大槌病院 4月25日からの外来診療分(上町ふれあいセンター及び仮設診療所)
- 山田病院 4月1日からの訪問診療分(山田病院)
6月27日からの外来診療分(仮設診療所設置後)

(2) 災害救助法による費用の請求と考えられるもの

- ① 被災地の県知事の要請に基づき、日赤救護班やJMATなどのボランティアが避難
所等で行った医療
- ② 被災地の保険医療機関の医師等が、避難所を自発的に巡回し診療を行った場合又は
避難所で偶然、普段外来で診療している患者の診察を行った場合等

【対象】

- 高田病院 5月31日までの訪問診療・訪問看護分(米崎コミセン)、
6月30日までの外来診療分(米崎コミセン)
- 大槌病院 4月24日までの診療分(大槌高校など)
- 山田病院 3月31日までの訪問診療分及び6月26日までの外来診療分(山田病院)

大槌町の上町ふれあいセンターは上記2(1)①に当てはまり保険診療が可能である
が、陸前高田市の米崎コミュニティセンターの外来診療は、複数の医療チームの診療が
混在しており現状では保険診療に当てはまらない。

保険診療とするためには救護所の全員を高田病院の職員とするか、施設内を区分けする
方法が考えられるが、高田病院の職員で受付・診療・会計等の機能を完結でき、患者が
客観的に高田病院と認識できる場合である。(東北厚生局照会回答)

高田病院の訪問診療は、定期的な診療が必要とされる患者の同意を得て訪問し診察を
行った場合に保険診療が可能であり、対象患者等を整理し6月1日から実施予定である。

3 災害救助法による費用の請求方法等 (担当 医療推進課 木村主査から電話確認)

(1) 対象となる費用について

薬剤、治療材料等の実費及び救助のための輸送費や日当・旅費等の実費などが基本であるが、県立病院における個別事例については、今後協議しながら対象となるものを取り決めていくこととなる。

対象は個別に検討することとなるのでどのような費用があるか列挙して相談してもらいたいとの回答であった。

(災害救助法による費用精算についてはDMATなど救護班の実費費用の精算事務を始めたところであり、県として全体を把握していないのが現状である。)

(2) 請求期限について

請求の期限は今のところ特に定めていない。

4 災害救助法による経費の支弁が必要と考えられる項目

県立病院関係では、

- (1) 高田病院の米崎コミセンなどでの医療活動 (外来診療) や訪問医療
- (2) 大槌病院の大槌高校などでの救護活動
- (3) 山田病院の外来診療や訪問医療
- (4) 各県立病院から被災病院への診療応援
における、薬剤、診療材料等の実費、超過勤務手当、旅費、車両燃料費等

確認項目

① 災害拠点病院 (大船渡、釜石、宮古、久慈) は保険診療となるか。
→ 保険診療

② 山田病院の外来診療の実態は
(病院での診療は保険診療ではないのか)
→ 昭和大学を中心

③ 被災病院への診療応援とは 高田、大槌、山田病院のことか。
(災害拠点病院は対象外で良いか)
→ 正しい

④ 薬剤について、健康保険課との調整はどのくらいになっているのか。
(使用薬剤の整理 (購入、使用実程) はできるのか)
→ 院外処方を取扱う (保険適用かどうか) について協議したところ
病院が医療救護活動に使用した薬剤の実程は確認可能

事務連絡
平成23年4月1日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に
関連する診療報酬の取扱いについて

今般、東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関連する診療報酬の
取扱いについて、別添のとおり取りまとめたので、送付いたします。

I. 被災地（災害救助法の適用対象市町村（東京都を除く。）をいう。以下同じ。）

問1 日本赤十字社の救護班、DMAT（災害派遣医療チーム）やJMAT（日本医師会による災害医療チーム）などボランティアにより避難所や救護所等で行われている診療について、保険診療として取り扱うことは可能か。また、それら診療について一部負担金を患者から徴取してはならないか。

（答）

都道府県知事の要請に基づき、日本赤十字社の救護班やDMAT、JMATなど、ボランティアが避難所等で行った医療に係る経費については、

- ① 薬剤、治療材料等の実費
- ② 救助のための輸送費や日当・旅費等の実費

などを災害救助法の補助対象としており、これを保険診療として取り扱うことはできない。したがって保険診療としての一部負担金を患者に求めることはできない。

問2 保険医療機関の建物が全半壊等し、これに代替する仮設の建物等として、臨時診療所等を設置した場合、保険診療等を行うことは可能か。

（答）

保険医療機関及び保険薬局等の建物が全半壊等し、これに代替する仮設の建物等（以下「仮設医療機関等」という。）において診療又は調剤等を行う場合、当該仮設医療機関等と全半壊等した保険医療機関等との間に、場所的近接性及び診療体制等から保険医療機関等としての継続性が認められる場合については、当該診療等を保険診療又は保険調剤等として取り扱って差し支えない。

この場合、代替する仮設の建物において診療、調剤等を行っている旨、速やかに厚生局に連絡すること。

問3 被災地の保険医療機関の医師等が、各避難所等を自発的に巡回し、診療を行った場合、保険診療として取り扱うのか。

（答）

保険診療として取り扱うことはできない。（災害救助法の適用となる医療については、県市町村に費用を請求する。なお、当該費用の請求方法については、県市町村に確認されたい。）

問4 被災地の保険医療機関の医師等が各避難所等を自発的に巡回し診療を行っている際に、訪れた避難所等において偶然、普段外来にて診療している患者の診察、処方等を行った場合は、保険診療として取り扱うのか。

(答)

保険診療として取り扱うことはできない。(災害救助法の適用となる医療については、区市町村に費用を請求する。なお、当該費用の請求方法については、区市町村に確認されたい。)

問5 避難所や救護所等において診察を受けて発行された処方せんによる調剤は、どのような取扱いになるか。

(答)

保険調剤として取り扱うことはできない。(災害救助法の適用となる医療については、区市町村に費用を請求する。なお、当該費用の請求方法については、区市町村に確認されたい。)

問6 保険診療による処方せんとはどのように区別したらよいか。

(答)

災害により避難所や救護所等において発行された処方せんについては、当該処方せんに「(災)」と記されている場合もあるが、災害救助法の適用が明らかな場合は保険診療としては取り扱われないので、処方せんの交付を受けた場所を患者に確認するなど留意されたい。

問7 被災地の保険医療機関の医師等が、避難所に居住する疾病、傷病のために通院による療養が困難な患者に対して、当該患者が避難所にある程度継続して居住している場合に、定期的な診療が必要と判断され、患者の同意を得て継続的に避難所を訪問して診察を行った場合に、訪問診療料(歯科診療にあつては、歯科訪問診療料)は算定できるか。

(答)

算定できる。

なお、疾病、傷病から通院による療養が可能と判断される患者に対して訪問診療料(歯科訪問診療料)は算定できない。

問 8 問 7において、同じ避難所等に居住する複数人に同一日に訪問診療を行う場合、「同一建物居住者」の取扱いとするか、「同一建物居住者以外」の取扱いとするか。同様に同じ避難所等に居住する複数人に同一日に同じ訪問看護ステーションから訪問看護を行う場合はどうか。

(答)

いずれも、同一建物居住者の取扱いとする。

なお、医科の場合にあつては、避難所等において、同一世帯の複数の患者に診察をした場合は、「同一建物居住者」の取扱いではなく、1人目は「同一建物居住者以外の場合」を算定し、2人目以降の患者については、初診料又は再診料若しくは外来診療料及び特掲診療料のみを算定すること。

問 9 避難所等に居住する患者であつて、定期的に外来における診療を受けている者からの求めに応じて、当該外来による診療を行っている被災地の保険医療機関の医師等が避難所等に往診を行った場合、往診料は算定できるか。

(答)

患者が避難所等にある程度継続して居住している場合には、避難所に居住している患者であつて、定期的に外来による診療を受けている者からの求めがあり、当該外来による診療を行っている被災地の保険医療機関の医師等が避難所等に赴き診療を行った場合には、往診料を算定できる。ただし、2人目以降については、往診料は算定できず、再診料の算定となる。(通常の往診料と同じ取扱い)

問 10 被災地の保険医療機関が、災害等やむを得ない事情により、医療法上の許可病床数を超過して入院させた場合などは、どの入院基本料、特定入院料を算定するのか。

(答)

当面の間、以下の取扱いとする。

<原則>

実際に入院した病棟（病室）の入院基本料・特定入院料を算定する。

<会議室等病棟以外に入院の場合>

速やかに入院すべき病棟へ入院させることを原則とするが、必要とされる診療が行われている場合に限り、当該医療機関が届出を行っている入院基本料のうち、当該患者が入院すべき病棟の入院基本料を算定する。

この場合、当該患者の状態に応じてどのような診療や看護が行われているか確認できるよう、具体的に診療録、看護記録等に記録する。

なお、単なる避難所としての利用の場合は算定できない（災害救助法の適用となる医療については、区市町村に費用を請求する。なお、当該費用の請求方法については、区市町村に確認されたい。）

＜医療法上、本来入院できない病棟に入院（精神病棟に精神疾患ではない患者が入院した場合など）又は診療報酬上の施設基準の要件を満たさない患者が入院（回復期リハビリテーション病棟に施設基準の要件を満たさない患者が入院した場合など）した場合＞

○ 入院基本料を算定する病棟の場合

入院した病棟の入院基本料を算定する（精神病棟に入院の場合は精神病棟入院基本料を算定。）。

ただし、結核病棟については、結核病棟入院基本料の注3の規定にかかわらず、結核病棟入院基本料を算定する。

○ 特定入院料を算定する病棟の場合

医療法上の病床種別と当該特定入院料が施設基準上求めている看護配置により、算定する入院基本料を判断すること（一般病床の回復期リハビリテーション病棟に入院の場合は15対1の看護配置を求めていることから、15対1一般病棟入院基本料を算定。）。

問11 被災地の保険医療機関において、被災地の他の保険医療機関が災害等の事情により診療の継続が困難となり、当該他の保険医療機関から転院の受け入れを行った場合に、平均在院日数はどのように算定するのか。また、平均在院日数が入院基本料等の施設基準を超えた場合、特別入院基本料を算定するのか。

(答)

医療法上の許可病床数を超過して入院させた場合を含め、当該他の医療機関から転院させた患者を含めて平均在院日数を算定する。ただし、平均在院日数が入院基本料等の施設基準を超えた場合であっても、当面の間、特別入院基本料の算定は行わないものとする。

問 1 2 被災地の保険医療機関において災害等やむを得ない事情により、特定入院料の届出を行っている病棟に診療報酬上の要件を満たさない状態の患者が入院（例えば回復期リハビリテーション病棟に回復期リハビリテーションを要する状態ではない患者が入院した場合など）した場合に、特定入院料等に規定する施設基準の要件についてどのように考えればよいか。

（答）

被災地の保険医療機関において、災害等やむを得ない事情により、特定入院料の届出を行っている病棟に診療報酬上の要件を満たさない状態の患者が入院（例えば回復期リハビリテーション病棟に回復期リハビリテーションを要する状態ではない患者が入院した場合など）した場合には、当面の間、当該患者を除いて施設基準の要件を満たすか否か判断する。

問 1 3 被災地の保険医療機関において、被災地の他の保険医療機関が災害等の事情により診療の継続が困難となり、当該他の保険医療機関から転院の受け入れを行った場合に入院の日はどのように取り扱うのか。

（答）

当面の間、他の保険医療機関が当該保険医療機関と特別の関係にあるか否かにかかわらず、当該保険医療機関に入院した日を入院の日とする。

問 1 4 被災地の保険医療機関において、通常外来診察を行っている患者に訪問診療を行った場合に、訪問診療料（歯科診療にあつては、歯科訪問診療料）は算定できるか。

（答）

居宅で療養を行っており、疾病、傷病のために通院による療養が困難なものに対しては訪問診療料（歯科訪問診療料）を算定できるが、疾病、傷病から通院による療養が可能と判断されるものに対しては、訪問診療料（歯科訪問診療料）の算定はできない。（通常の訪問診療料等の規定のとおり）

問 1 5 問 7、8 及び 1 4 に関し、保険薬剤師が避難所又は居宅を訪問し、薬学的管理及び指導を行った場合、在宅患者訪問薬剤管理指導料は算定できるか。

（答）

問 7、8 及び 1 4 における訪問診療料等の算定に係る扱いと同様である。

問16 被災地以外の都道府県で登録した保険医が、被災地の保険医療機関で診療を行った場合、保険請求可能か。

(答)

被災地以外の都道府県で登録した保険医が被災地の保険医療機関で行った場合には、被災地において、当該保険医が保険診療に従事する被災地の保険医療機関から診療報酬の請求が行われることになる。

II. 被災地以外

問17 被災地以外の保険医療機関において、被災地の保険医療機関が災害等の事情により診療の継続が困難となり、当該被災地の保険医療機関から、医療法上の許可病床数を超過して転院の受け入れを行った場合などに、どの入院基本料、特定入院料を算定するのか。

(答)

当面の間、以下の取扱いとする。

<原則>

実際に入院した病棟（病室）の入院基本料・特定入院料を算定する。

<医療法上、本来入院できない病棟に入院（精神病棟に精神疾患ではない患者が入院した場合など）又は診療報酬上の施設基準の要件を満たさない患者が入院（回復期リハビリテーション病棟に施設基準の要件を満たさない患者が入院した場合など）した場合>

○ 入院基本料を算定する病棟の場合

入院した病棟の入院基本料を算定する（精神病棟に入院の場合は精神病棟入院基本料を算定。）。

ただし、結核病棟については、結核病棟入院基本料の注3の規定にかかわらず、結核病棟入院基本料を算定する。

○ 特定入院料を算定する病棟の場合

医療法上の病床種別と当該特定入院料が施設基準上求めている看護配置により、算定する入院基本料を判断すること（一般病床の回復期リハビリテーション病棟に入院の場合は15対1の看護配置を求めていることから、15対1一般病棟入院基本料を算定。）。

問18 被災地以外の保険医療機関において、被災地の保険医療機関が災害等の事情により診療の継続が困難となり、当該被災地の保険医療機関から医療法上の許可病床数を超過して転院の受け入れを行った場合に、平均在院日数はどのように算定するのか。

(答)

被災地以外の保険医療機関において、被災地の保険医療機関が災害等の事情により診療の継続が困難となり、当該被災地の保険医療機関から地震の発生日以降に医療法上の許可病床数を超過するなどして転院の受け入れを行った場合、当面の間、当該患者を除いて平均在院日数を算定する。

問19 被災地以外の保険医療機関において、災害等やむを得ない事情により、特定入院料の届出を行っている病棟に診療報酬上の要件を満たさない状態の患者が入院（例えば回復期リハビリテーション病棟に回復期リハビリテーションを要する状態ではない患者が入院した場合など）した場合に、特定入院料等に規定する施設基準の要件についてどのように考えればよいか。

(答)

被災地以外の保険医療機関において、災害等やむを得ない事情により、特定入院料の届出を行っている病棟に診療報酬上の要件を満たさない状態の患者が入院（例えば回復期リハビリテーション病棟に回復期リハビリテーションを要する状態ではない患者が入院した場合など）した場合には、当面の間、当該患者を除いて施設基準の要件を満たすか否か判断する。

問20 被災地以外の保険医療機関において、被災地の保険医療機関が災害等の事情により診療の継続が困難となり、当該被災地の保険医療機関から転院の受け入れを行った場合に入院の日はどのように取り扱うのか。

(答)

当面の間、被災地の保険医療機関が当該被災地以外の保険医療機関と特別の関係にあるか否かにかかわらず、当該被災地以外の保険医療機関に入院した日を入院の日とする。

問 2 1 被災地以外の保険医療機関において、被災地の介護施設、避難所等から入所者等の受入を行った場合、入院基本料、特定入院料等は算定できるか。

(答)

医学的判断に基づき入院が必要と判断された場合には算定できる。なお、単なる避難所としての利用の場合は算定できない（災害救助法の適用となる医療については、区市町村に費用を請求する。なお、当該費用の請求方法については、区市町村に確認されたい。）

Ⅲ. その他

問 2 2 「有床義歯の取扱いについて」（昭和 56 年 5 月 29 日保険発第 44 号）において、6 カ月以内の再度の有床義歯の製作については、遠隔地への転居のため通院が不能になった場合、急性の歯牙疾患のため喪失歯が異なった場合等の特別な場合を除いて、前回有床義歯を製作してより 6 カ月以降とする取扱いであるが、ここでいう特別な場合には、今般の東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災に伴い有床義歯を滅失又は破損した場合も該当するのか。

(答)

該当する。なお、この場合において、有床義歯を再製作するに当たっては、診療録及び診療報酬明細書「摘要」欄に東北地方太平洋沖地震又は長野県北部の地震による被災に伴う 6 カ月未満の有床義歯の再製作である旨を記載すること。

差出人: [redacted]@pref.iwate.jp>
 件名: 災害救助法による費用の請求等に関しまして(相談)
 日付: 2011年 5月 25日 (水) 16:58
 宛先: [redacted]@pref.iwate.jp>
 Cc: [redacted]@pref.iwate.jp>

医療推進課 木村主査 様

いつもお世話になっております。

さて、先日お電話しました標記の件でご相談でございます。

高田、大槌、山田病院の被災状況やその後の診療状況等につきましては、災害医療支援ネットワーク会議等で情報共有しておりましたが、日々状況が変化する中で、仮設診療所等における保険診療再開に向け医療局一丸となって取り組んでいるところです。

その内容についてはロードマップを作成して進捗管理しておりますので別添をご参照願います。

また、保険診療に該当しないものなどを別添のとおり整理してみましたので、費用の支弁等について、先般のDMATの活動経費の積算に関する要領に準じた取扱いが可能か否か、ご検討をお願いいたします。

なお、今般のご相談に関する個別の経費金額については、被災病院の復旧に向けた対応を優先しており、現状で積算はできていないところですが事情ご賢察のうえ、宜しく願います。

 岩手県医療局 医事企画課
 企画指導担当 [redacted]
 TEL: 019-629-6342 FAX 019-629-6344
 E-mail: [redacted]@pref.iwate.jp

添付ファイル:

保険診療再開に向けたシナリオ.xls	189.5 k
被災地の保険医療機関の医師等が行った診療の請求方法等について2.doc	36.9 k
★診療報酬請求(Q&A).pdf	173.4 k

1 活動内容

平成23年度東北地方太平洋沖地震の被災者を対象に、歯科疾患の重症化防止、咀嚼機能の低下防止、呼吸器感染症の防止等を目的として応急歯科治療、口腔ケア、歯科健診及び歯科相談等の口腔衛生に係る活動を行う。

2 派遣チーム

(1) 歯科医療・口腔ケア対策チーム 3班編成

(第1班は歯科医師3名、歯科衛生士5名、歯科技工士1名の編成)

(第2班は歯科医師3名、歯科衛生士3名、歯科技工士1名の編成)

(第3班は歯科医師1名、歯科衛生士2名の編成)

応急歯科治療、口腔ケア、歯科健診及び歯科相談等を実施する。

(2) 口腔ケア対策チーム 6班編成

(1班につき歯科医師1名、歯科衛生士2名の編成予定)

口腔ケア、簡単な歯科治療、歯科健診及び歯科相談等を実施する。

3 派遣期間

(1) 歯科医療・口腔ケア対策チーム

平成23年4月1日から平成23年4月28日まで(予定)

(2) 口腔ケア対策チーム

平成23年3月30日から平成23年5月31日まで(予定)

※ ニーズ、避難者数、歯科診療所の再開状況等に応じて期間を短縮又は延長する予定あり。その際は、事前に岩手県保健福祉部医療推進課と協議する。

4 派遣地域

(1) 歯科医療・口腔ケア対策チーム

大船渡市三陸町、陸前高田市、釜石市栗林町、大槌町、宮古市田老、山田町

この地域の拠点救護所の中から、診療を再開している歯科医療施設が近くにない箇所を巡回する。

(2) 口腔ケア対策チーム

大船渡市、陸前高田市、釜石市、大槌町、宮古市、山田町

この地域の拠点救護所を中心に、避難所全体を巡回する。一部の地域については地区歯科医師会等と分担して巡回する。

5 その他

その他の被災地及び内陸部の避難所における口腔ケア対策は、地区歯科医師会等が担当する。

派遣スケジュール予定

(1) 歯科医療・口腔ケア対策チーム

①第1班（大船渡市三陸町、陸前高田市担当）※千葉県巡回歯科診療車他

日	月	火	水	木	金	土
					4/1	4/2
					下矢作マ 14-16	長部小学校 10-12 14-16
4/3	4/4	4/5	4/6	4/7	4/8	4/9
	花菱縫製 10-12 14-16	広田小学校 10-12 14-16	モビリア 10-12 14-16	高寿園 10-12 14-16	下矢作マ 10-12 14-16	長部小学校 10-12 14-16
4/10	4/11	4/12	4/13	4/14	4/15	4/16
	花菱縫製 10-12 14-16	広田小学校 10-12 14-16	モビリア 10-12 14-16	高寿園 10-12 14-16	下矢作マ 10-12 14-16	長部小学校 10-12 14-16
4/17	4/18	4/19	4/20	4/21	4/22	4/23
	花菱縫製 10-12 14-16	広田小学校 10-12 14-16	モビリア 10-12 14-16	高寿園 10-12 14-16	下矢作マ 10-12 14-16	長部小学校 10-12 14-16
4/24	4/25	4/26	4/27	4/28	4/29	4/30
	花菱縫製 10-12 14-16	広田小学校 10-12 14-16	モビリア 10-12 14-16	高寿園 10-12 14-16		

※巡回歯科診療車配置場所及び診療時間

②第2班（釜石市栗林町、大槌町、山田町担当）※愛知県歯科医師会巡回歯科診療車

日	月	火	水	木	金	土
					4/1	4/2
					山田高校 14-16	山田病院 10-12 14-16
4/3	4/4	4/5	4/6	4/7	4/8	4/9
	陸中青少年の家 10-12 山田高校 14-16	大槌高校 10-12 14-16	吉里吉里小学校 10-12 14-16	栗林小学校 10-12 大槌高校 14-16	山田高校 10-12 14-16	山田病院 10-12 14-16
4/10	4/11	4/12	4/13	4/14	4/15	4/16
	陸中青少年の家 10-12 山田高校 14-16	大槌高校 10-12 14-16	吉里吉里小学校 10-12 14-16	栗林小学校 10-12 大槌高校 14-16	山田高校 10-12 14-16	山田病院 10-12 14-16
4/17	4/18	4/19	4/20	4/21	4/22	4/23
	陸中青少年の家 10-12 山田高校 14-16	大槌高校 10-12 14-16	吉里吉里小学校 10-12 14-16	栗林小学校 10-12 大槌高校 14-16	山田高校 10-12 14-16	山田病院 10-12 14-16
4/24	4/25	4/26	4/27	4/28	4/29	4/30
	陸中青少年の家 10-12 山田高校 14-16	大槌高校 10-12 14-16	吉里吉里小学校 10-12 14-16	栗林小学校 10-12 大槌高校 14-16		

※巡回歯科診療車配置場所及び診療時間

③第3班（宮古市田老担当）※岩泉町巡回歯科診療車

日	月	火	水	木	金	土
					4/1	4/2
4/3	4/4	4/5	4/6	4/7	4/8	4/9
			宮古北高校 10-12 14-16			
4/10	4/11	4/12	4/13	4/14	4/15	4/16
			宮古北高校 10-12 14-16			
4/17	4/18	4/19	4/20	4/21	4/22	4/23
			宮古北高校 10-12 14-16			
4/24	4/25	4/26	4/27	4/28	4/29	4/30
			宮古北高校 10-12 14-16			

※巡回歯科診療車配置場所及び診療時間

※ 巡回歯科診療車の配置場所及び診療時間については、ニーズ、避難所の状況等に応じて変更する予定あり。配置場所及び診療時間については、避難所に事前に周知し、変更がある場合は、あらためて周知することとする。

(2) 口腔ケア対策チーム

- ①第1班（大船渡市担当）
- ②第2班（陸前高田市担当）
- ③第3班（釜石市担当）
- ④第4班（大槌町担当）
- ⑤第5班（宮古市担当）
- ⑥第6班（山田町担当）

- ・ 4月1日から各避難所を週1回の頻度で巡回し、口腔ケア等の活動を実施する。
- ・ 3月30日、31日の2日間に各班の先遣隊（各班2～3名ずつ）が各対象地域の避難所を巡回し、口腔衛生用品の配布、誤嚥性肺炎防止ポスターの掲示、巡回歯科診療及び口腔ケアの周知チラシの掲示、各避難所に関する口腔保健状況（口腔衛生用品の充足度、口腔衛生の阻害要因、口腔衛生行動の状況、飲食の状況、避難者の年齢構成、要支援者・要介護者の数、口腔ケアの実施状況等）の把握を行う。